平成２５年太宰府市議会第３回（９月）定例会会期内日程

月　日(曜)	時　　間	会　議　名	場　　所	備　　考
９月３日(火)	午 前 １ ０ 時	本会議	議　事　室	提案理由説明
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	決算考査	議 員 控 室	
９月４日(水)	午 前 １ ０ 時	決算考査	議 員 控 室	
９月５日(木)	午 前 １ ０ 時	本会議	議　事　室	質疑（討論・採決）・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会終了後	携帯電話中継基地局調査研究特別委員会	全員協議会室	
９月６日(金)				
９月７日(土)				
９月８日(日)				
９月９日(月)	午 前 １ ０ 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
	委員会協議会閉会後	議会基本条例（議会改革）特別委員会	全員協議会室	
９月10日(火)	午 前 １ ０ 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
９月11日(水)	午 前 １ ０ 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
９月12日(木)	午 前 １ ０ 時	総合体育館建設問題特別委員会	全員協議会室	
	午 後 １ 時	佐野東地区まちづくり及び（仮称）ＪＲ太宰府駅設置特別委員会	全員協議会室	
９月13日(金)	午 前 １ ０ 時	本会議	議　事　室	一般質問
９月14日(土)				
９月15日(日)				
９月16日(月)				
９月17日(火)	午 前 １ ０ 時	本会議	議　事　室	一般質問
	本会議散会後	議員協議会	全員協議会室	
９月18日(水)				
９月19日(木)	午 前 １ ０ 時	決算考査	議 員 控 室	
９月20日(金)	午 前 １ ０ 時	決算特別委員会	全員協議会室	
９月21日(土)				
９月22日(日)				
９月23日(月)				
９月24日(火)	午 前 １ ０ 時	決算特別委員会	全員協議会室	
９月25日(水)				
９月26日(木)				
９月27日(金)	午 前 １ ０ 時	本会議	議　事　室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	携帯電話中継基地局調査研究小委員会	第一委員会室	
	小委員会終了後	総合体育館建設問題小委員会	第二委員会室	

平成２５年第３回（９月）定例会目次

◎　第１日（９月３日開会）

1.　議　事　日　程…… 1
2.　出　席　議　員…… 2
3.　欠　席　議　員…… 2
4.　会議録署名議員…… 2
5.　出 席 説 明 員…… 2
6.　出席事務局職員…… 2
　　開　　会…… 3
　　散　　会……15

◎　第２日（９月５日再開）

1.　議　事　日　程……17
2.　出　席　議　員……17
3.　欠　席　議　員……18
4.　出 席 説 明 員……18
5.　出席事務局職員……18
　　再　　開……19
　　散　　会……30

◎　第３日（９月１３日再開）

1.　議　事　日　程……31
2.　出　席　議　員……32
3.　欠　席　議　員……32
4.　出 席 説 明 員……32
5.　出席事務局職員……33
　　再　　開……34
　　散　　会……92

◎　第４日（９月１７日再開）

1.　議　事　日　程……93
2.　出　席　議　員……95
3.　欠　席　議　員……95
4.　出 席 説 明 員……95

5.　出席事務局職員……95
再　　開……97
散　　会…… 149

◎　第５日（９月２７日再開）

1.　議　事　日　程…… 151
2.　出　席　議　員…… 152
3.　欠　席　議　員…… 152
4.　出 席 説 明 員…… 152
5.　出席事務局職員…… 153
再　　開…… 154
閉　　会…… 188

◎　審議結果

1.　審議結果…… 191
2.　諸般の報告…… 194

１　議　事　日　程（初日）

〔平成25年太宰府市議会第３回（９月）定例会〕

平成25年９月３日
午 前 10時 開 議
於　議　事　室

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸般の報告
日程第４	諮問第３号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第５	諮問第４号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第６	議案第66号	市道路線の認定について
日程第７	議案第67号	太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第８	議案第68号	太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第９	議案第69号	太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第70号	太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第71号	太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第72号	太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第73号	平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について
日程第14	議案第74号	平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第15	議案第75号	平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第16	議案第76号	平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第17	認定第１号	平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第２号	平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第３号	平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第４号	平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第５号	平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第６号	平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第23	認定第７号	平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第24	報告第８号	平成24年度太宰府市健全化判断比率の報告について

日程第25　報告第９号　平成24年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第26　報告第10号　平成24年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第27　報告第11号　平成24年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	陶山良尚　議員	２番	神武　綾　議員
３番	上　疆　議員	４番	芦刈　茂　議員
５番	小畠真由美　議員	６番	長谷川公成　議員
７番	藤井雅之　議員	８番	原田久美子　議員
９番	後藤邦晴　議員	10番	不老光幸　議員
11番	渡邊美穂　議員	12番	門田直樹　議員
13番	小柳道枝　議員	14番	大田勝義　議員
15番	佐伯　修　議員	16番	村山弘行　議員
17番	福廣和美　議員	18番	橋本　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

４　会議録署名議員

６番	長谷川公成　議員	７番	藤井雅之　議員

５　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻　友治	会計管理者併 上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田　徹
総務課長	友田　浩	経営企画課長	濱本泰裕
市民課長	宮原広富美	福祉課長	阿部宏亮
都市計画課長	今村巧児	上下水道課長	石田宏二
教務課長	井上　均	監査委員事務局長	関　啓子

６　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	坂口　進	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	松尾克己
書記	力丸克弥		

開会　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成25年太宰府市議会第３回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

６番、長谷川公成議員

７番、藤井　雅之議員

を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（橋本　健議員）　日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月27日まで25日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（橋本　健議員）　日程第３、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４と日程第５を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第４、諮問第３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第５、諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　井上保廣　登壇〕

○市長（井上保廣）　皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第３回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用中にもかかわりませずご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第３回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の九州北部におけます梅雨明けは７月８日と、平年よりも11日、昨年よりも15日早い梅雨明けとなりました。

今年は西日本を中心に気温が平年を上回る状況が続き、特に８月10日から12日にかけては全国的に著しい高温となりまして、中でも８月12日には高知県四万十市で最高気温が41度となり、国内最高を記録をいたしました。市民の皆様方を初め議員各位におかれましても体調管理には十分留意をしていただき、小まめな水分補給や適度な休憩をとるなど、特に熱中症に対する予防や対策に注意を払っていただき、残暑を乗り切っていただきたいと、このように考えております。この記録的猛暑の影響によりまして、８月19日には今年の夏の時間最大電力が更新をされまして、使用率97％の需給状況になるなど厳しい電力供給状況が発生をいたしております。現在のところ、電力供給に対する支障は出ておりませんけれども、今後も厳しい需給状況になることが予想をされておりますので、太宰府市におきましても引き続き節電に対する取り組みを継続していくことといたしております。

一方、全国に目を移しますと、７月から８月にかけまして山口県と島根県、北海道や東北地方などに局地的な大雨が降り、河川の氾濫、あるいは土砂災害などによります大きな被害が出てきております。

さらに、先週末には台風15号やそれに伴います秋雨前線の活性化に伴いまして、国内各地で暴風や大雨の被害も出ておりまして、太宰府市におきましても降り始めから累計雨量が400㎜を超えましたけれども、平成15年の災害以降、雨水幹線や砂防ダムなど、主要な河川、あるいは山系に係る治山治水を初めとした防災に係る施設整備の結果、道路の冠水やのり面の損壊など若干の被害は発生をいたしましたけれども、特に大きな被害は発生をしませんでした。

その間、自治会長の皆様方を初め、避難所の開設や地域の見回り活動にご尽力いただきまし

て、また太宰府消防署や筑紫野警察署など関係機関の皆様方におかれましては損壊箇所等の対応にご尽力をいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

今後におきましても、各関係機関の皆様方のご協力のもとに災害に負けない災害に強いまちづくりを目指し、防災訓練や防災整備の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民が生涯にわたってスポーツを親しむことができ、生き生きとしたスポーツライフの創造を目指すことを目的といたしまして、10月に国士舘太宰府キャンパス跡地に松川運動公園を設置をし、一般開放をいたします。市民の皆様方に安全で快適に利用していただける施設となるようグラウンドや体育館などの施設設備を進めておりますので、多数のご利用をいただき、スポーツを通しての健康づくりにもご利用いただければと考えておるところでございます。

次に、７月31日に厚生労働省が公表いたしました2010年市区町村別生命表におきまして、太宰府市の女性平均寿命が88.3歳で全国ランキングにおきまして５位になりました。このことは大変喜ばしいことでございます。今後も、高齢者が健康で、尊厳と生きがいを持ちながら、住みなれた地域で安心して生活が送ることができるような、そういったまちづくりに鋭意努力してまいりたいと、このように考えております。

次に、先日私も知りましたけれども、外国人観光客向けのガイドブックで日本の観光地など魅力を３つ星の数で評価いたしましたミシュラン・グリーンガイド・ジャポンにおきまして、福岡県で９カ所と数少ない中、九州国立博物館が３つ星、太宰府天満宮が１つ星、そして太宰府が２つ星で紹介をされています。このような世界的な観光ガイドブックに紹介されることは、大変名誉なことであるとともに、今後さらに観光行政の充実を図り、市内に数多くある観光資源を将来に守り伝えていかなければならないと改めて考えたところでございます。

さて、今回の議会では、平成24年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定についてご審議をお願い申し上げます。私どもは議決いただきました予算の適正な執行について遺漏のないように最善を図っているところでございますが、今回の決算審査を通じまして議員各位のさらなるご指導を賜りたいとこのように思っております。

そして、議員の皆様方からいただきましたご意見、あるいはご要望につきましては、すぐに実行できるものについては現年度予算から最大限に反映させるべく努力をしてまいりたいと考えております。

それでは、早速提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第３号及び諮問第４号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、諮問第３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員でございます古賀和子氏の任期が平成25年12月31日付をもって満了となりますので、再び古賀和子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げるものでございます。

古賀氏は、平成20年１月から人権擁護委員を２期６年務められ、教員としての長年の経験を生かされ、人権の諸問題解決に努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として古賀氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようにお願いを申し上げます。

次に、諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員でございます船越隆之氏の任期が平成25年12月31日付をもって満了となりますので、再び船越隆之氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げるものでございます。

船越氏は、平成23年１月から人権擁護委員を１期３年務められたほか、太宰府中学校のＰＴＡ会長、福岡県立太宰府高等学校のＰＴＡ会長や保護司を、また現在は少年補導員などを務められるなど、特に青少年健全育成にご尽力をいただいております。太宰府市の人権擁護委員として船越氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

質疑は９月５日の本会議で行います。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６から日程第１２まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第６、議案第66号「市道路線の認定について」から日程第12、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　井上保廣　登壇〕

○市長（井上保廣）　議案第66号から議案第72号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第66号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回認定を提案いたしております高雄台45号線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものでございます。

道路法第８条第１項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、公的年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直し、及び株式及び公社債等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直しによる所要の規定の整備などが主なものでございます。

次に、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府市立松川運動公園を10月から供用開始することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたために太宰府市立運動公園条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、経営基盤安定化のため、平成22年10月１日から本年９月30日までの３年間の期限つきで特例的に減額を行っております加入負担金につきまして、この間の実績等を勘案し、減額期間を延長するものでございます。期間は平成28年３月31日までといたしております。

次に、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律により、延滞金等の利率の見直しがあっておりますので、これにあわせまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、上場株式に係る配当所得等の算定方法の見直し、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直しによる所要の規定の整備などが主な内容でございます。

次に、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、延滞金及び還付加算金の割合等に特例の見直しが行われたことによる改正でございます。

よろしくご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

質疑は９月５日の本会議で行います。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１３から日程第１６まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第13、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について」から日程第16、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　井上保廣　登壇〕

○市長（井上保廣）　議案第73号から議案第76号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ9億7,515万7,000円を追加をし、予算総額を225億844万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国の算定により交付額が確定をいたしました普通交付税並びに臨時財政対策債の増額、また平成25年１月11日に閣議決定をされました日本経済再生に向けた緊急経済対策をもとに交付されます地域の元気臨時交付金の計上、その他各補助事業の歳出に伴う補助金や市債の増でございます。

歳出の主な内容といたしましては、（仮称）松川公共施設に庁舎機能を持たせるための建物の改修費用、県補助金を活用して行うグループホーム防災補強改修等支援事業費、近年の風疹の全国的な流行を受け、妊娠を予定、希望する女性、妊娠している女性の配偶者に対して行う予防接種費用の一部助成、雨水の調整機能を兼ねた農業用ため池の底樋及び堤体の改修工事費、老朽化いたしております小・中学校校舎の大規模改造工事に向けた設計監理等委託料、福岡市方面からの本市の玄関口となります水城跡東門の整備工事費、そして市民から寄贈された彫刻家冨永朝堂作「永劫の焔」の修復委託料、毎年続けていただいております日之出水道機器株式会社様などからの寄附に基づく図書購入費などを追加させていただいております。

その他、平成24年度決算におきまして確定をいたしました剰余金9億9,288万7,000円のうち、財政調整資金に4億2,900万円、公共施設整備基金及び総合運動公園整備事業基金へそれぞれ1億5,000万円の積み立てを計上させていただいております。

あわせまして、小学校及び中学校大規模改造事業費の繰越明許費をそれぞれ１件ずつ、さらに納税者等の利便性と納期内収納率の向上のために、曜日を問わず24時間身近なコンビニエンスストアで市税や保険料などを支払うことができるコンビニ収納について、来年４月からサービスを開始するために導入関係費を含め債務負担行為の追加を７件、また地方債補正の変更を４件計上をさせていただいております。

次に、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」及び議案第75号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」は関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

今回の補正は、納税者及び納入者の利便性と納期内収納率の向上のために、曜日を問わず24時間身近なコンビニエンスストアで国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を支払うことができるコンビニ収納について、来年４月からサービスを開始するための導入関係費の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ2,299万7,000円を追加をし、予算総額を43億6,535万1,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、平成24年度の国庫、県費支出金及び支払基金交付金の確定によります介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の追加交付と清算返還金でございます。

また、納入者の利便性と納期内収納率の向上のために、曜日を問わず24時間身近なコンビニエンスストアで介護保険料を支払うことができるコンビニ収納について、来年４月からサービスを開始しますために導入関係費の債務負担行為を追加計上しております。

よろしくご審議賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

質疑は９月５日の本会議で行います。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１７から日程第２３まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第17、認定第１号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第23、認定第７号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　井上保廣　登壇〕

○市長（井上保廣）　認定第１号から認定第７号までを一括してご説明を申し上げます。

認定第１号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成24年度一般会計決算額は、歳入が225億8,219万6,717円、歳出が212億2,309万2,995円となりました。これを前年度と比較をいたしますと、歳入は6億4,463万7,685円、2.9％の増、歳

出は6億2,417万9,639円、3.0％の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は13億5,910万3,722円、繰越明許費によります翌年度に繰り越すべき財源3億6,621万6,250円を差し引いた実質収支は9億9,288万7,472円の黒字決算とすることができました。

平成24年度は、前年度より市税や地方交付税等の一般財源収入が減少する中、国、県の補助金を初め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的な推進に努めたところでございます。その結果、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、一定の成果を上げることができたと確信をいたしております。これもひとえに議員の皆様方を初め、市民各位のご理解とご協力のたまものであると深く感謝を申し上げる次第でございます。今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、第五次総合計画の具現化に向けまして職員一丸となって取り組んでまいる所存でございます。どうか議員の皆様方を初め、市民各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

次に、認定第２号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成24年度は、最入総額71億5万2,746円、歳出総額77億6,417万5,373円で、対前年度比では歳入3.9％、2億6,504万529円の増、歳出は5.8％、4億2,635万6,326円の増となっております。歳入歳出差し引き残額は6億6,412万2,627円の赤字決算となっております。本歳入不足額につきましては、平成25年度補正予算といたしまして去る６月議会におきまして議決をいただいております。

歳入は、国民健康保険税につきましては前年度を若干下回り、保険税収入は対前年度比マイナス0.2％、326万5,474円の減となりましたが、前期高齢者交付金が対前年度比34.6％、4億8,638万1,067円の増となっております。

一方、歳出は、歳出総額の63.5％を占めます保険給付費が対前年度比で2.1％、1億258万1,917円の増、また後期高齢者支援金が対前年度比12.6％、9,822万2,359円の増となっておりまして、歳出の増加に歳入額が及ばなかったことが赤字決算の主な原因でございます。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますが、社会保障と税の一体改革の一環といたしまして、高齢者医療制度を含む医療保険制度につきまして社会保障制度改革国民会議によりまして論議をされておりましたが、先般報告書がまとめられまして、去る８月21日に社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく法制上の措置の骨子が閣議決定をされたところでございます。太宰府市といたしましては、今後の国の動向を十分注視しながら、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上対策など、積極的に推進することによりまして、国保財政の安定化に向け、一層努力を行ってまいります。

次に、認定第３号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成24年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が10億1,071万2,743円、歳出総額が

9億6,003万4,959円となりました。これを前年度と比較をいたしますと、歳入は9,971万9,834円、10.9％の増、歳出は9,448万7,324円、10.9％の増となり、歳入から歳出を差し引きました収支は5,067万7,784円の黒字決算となっております。

次に、認定第４号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成24年度は、保険事業勘定の歳入総額40億8,523万248円、歳出総額40億8,247万7,317円で、前年度と比較をいたしますと、歳入で5.1％、歳出で5.6％の増となっております。

なお、歳入歳出差し引き残額は275万7,931円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費38億4,749万5,807円で、歳出総額の94.2％を占めております。前年度より5.8％の増となっています。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額2,746万7,733円、歳出総額2,041万4,541円で、歳入歳出差し引き残額は705万3,192円となっております。

本市では、高齢化率が23％を超えております。今後も介護給付費の増加が見込まれる中ではございますが、介護給付の適正化を図り、健全な財政運営に今後とも努めてまいります。

次に、認定第５号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成24年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が630万1,430円、歳出が586万436円となっております。歳入歳出差し引き44万994円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で22.4％の減額、歳出では52.5％の増額となっております。

歳入が減額になりましたのは、前年度は１名の定期償還者が貸付金の残額を一括返済されましたために歳入が増額していたものでございます。

また、歳出が増額になりましたのは、平成23年度におけます定期償還者の一括返済等によりまして前年度繰越金が増額をいたしましたために、増額分を住宅新築資金等公債償還積立金に支出したことによるものでございます。

次に、認定第６号「平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明を申し上げます。

まず、平成24年度末におけます給水人口は、前年度に比べまして0.7％の増、5万7,299人で、行政人口に対します普及率は81.2％となっております。

また、年間総給水量は525万8,881㎥で、前年度と比べまして1.7％の増となっております。

次に、建設改良につきましては、前年度からの繰り越しを含めた総額8億8,006万34円を投じ、第６次拡張事業、万葉台地区等の配水管整備及び県道筑紫野・古賀線拡幅に伴います松川３号配水池移設工事等を行いました。

次に、経理面でございますが、収益的収支では、総収益11億7,599万5,348円に対しまして総費用は12億475万413円で、資産減耗費の増加が大きく、2,875万5,065円の純損失が生じております。したがいまして、剰余金の処分につきましては、前年度繰越利益剰余金で今年度の損失

を埋め、残額の全額を次年度に繰り越しとする内容でご提案を申し上げております。

資本的収支につきましては、収入総額は2億5,873万7,694円で、支出総額は10億5,840万1,944円となっておりまして、差し引き7億9,966万4,250円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに前年度繰越工事資金で補填いたしております。

以上が平成24年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

次に、認定第７号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明を申し上げます。

まず、平成24年度末における水洗化人口は、前年度比0.3％の増6万7,961人で、行政人口に対します水洗化人口普及率は96.3％となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.5％の増617万907㎥となっております。

次に、建設改良でございますが、前年度からの繰り越しを含め、総額3億5,660万4,822円を投じ、内山地区の汚水枝線及び奥園雨水幹線等の整備を行っております。

なお、奥園雨水幹線につきましては、引き続き平成25年度も整備を進めております。

次に、経理面でございますが、収益的収支では総収益15億7,266万7,772円に対しまして総費用は12億9,107万2,845円で、差し引き2億8,159万4,927円の純利益となっております。

なお、剰余金の処分でございますけれども、例年と同様に純利益の全額を減債積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額は6億7,795万900円で、支出総額は14億5,288万4,380円となっておりまして、差し引き7億7,493万3,480円の不足が生じましたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上が平成24年度の下水道事業会計における剰余金処分及び決算概要でございます。

よろしく認定を賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

お諮りします。

日程第17から日程第23までの平成24年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の原田久美子議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に原田久美子議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会後、１日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。２日目からの決算特別委員会の日程については、９月20日及び９月24日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として９月25日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により９月４日水曜日午後１時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議会関係会議終了後及び９月４日の午前10時からと９月19日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２４から日程第２７まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第24、報告第８号「平成24年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第27、報告第11号「平成24年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長　井上保廣　登壇〕

○市長（井上保廣）　報告第８号から報告第11号までを一括してご説明を申し上げます。

報告第８号「平成24年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明を申し上げます。

本市の平成24年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字である

がために実質赤字比率の表示はございません。公営事業会計を含めた実質収支の合計でも黒字でございますために連結実質赤字比率の表示もございません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較いたしますと1.2ポイントの改善をし、5.5%となり、将来負担比率も前年度に引き続きマイナスでございます。比率の表示がございません。

したがいまして、太宰府市の財政状況は、全て早期健全化基準及び財政再生基準以下でありますために、健全化法に基づきます財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要でございます。

以上、簡単でございますが、太宰府市健全化判断比率の報告を終わります。

次に、報告第９号「平成24年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

本年度末の流動負債合計4億2,506万8,681円に対し、流動資産合計は24億5,358万4,489円となっておりますので、資金不足は発生しておりません。

次に、報告第10号「平成24年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

下水道事業におきましても、本年度末の流動負債合計3億8,875万4,597円に対しまして、流動資産合計は12億9,813万6,433円となっておりますので、資金不足は発生をいたしておりません。

次に、報告第11号「平成24年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について」ご説明を申し上げます。

県道筑紫野・古賀線の拡幅事業に伴いまして支障となりました松川浄水場３号配水池移設につきましては、計画どおり平成24年度におきまして完成をし、現在順調に稼働しているところでございます。この継続費につきましては、精算の結果、全体計画4億2,500万円に対し、支払い義務発生額は3億3,212万5,500円となっております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第８号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、報告第９号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、報告第11号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終結し、報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、９月５日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午前10時53分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

１　議　事　日　程（２日目）

〔平成25年太宰府市議会第３回（９月）定例会〕

平成25年９月５日
午 前 10時 開 議
於　議　事　室

日程第１　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第２　諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第３　議案第66号　市道路線の認定について
日程第４　議案第67号　太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第５　議案第68号　太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第６　議案第69号　太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第７　議案第70号　太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第８　議案第71号　太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第９　議案第72号　太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10　議案第73号　平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について
日程第11　議案第74号　平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第12　議案第75号　平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第13　議案第76号　平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第14　意見書第４号　集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書
日程第15　意見書第５号　ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書
日程第16　意見書第６号　今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書
日程第17　意見書第７号　少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
日程第18　要望第３号　地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	陶　山　良　尚　議員	２番	神　武　　綾　議員
３番	上　　疆　議員	４番	芦　刈　　茂　議員
５番	小　畠　真由美　議員	６番	長谷川　公　成　議員
７番	藤　井　雅　之　議員	８番	原　田　久美子　議員
９番	後　藤　邦　晴　議員	10番	不　老　光　幸　議員
11番	渡　邊　美　穂　議員	12番	門　田　直　樹　議員
13番	小　柳　道　枝　議員	14番	大　田　勝　義　議員

15番　佐伯　修　議員　　16番　村山弘行　議員

17番　福廣和美　議員　　18番　橋本　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２１名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻　友治	会計管理者併上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田　徹
総務課長	友田　浩	経営企画課長	濱本泰裕
管財課長	久保山元信	公共施設整備推進課長	原口信行
市民課長	宮原広富美	福祉課長	阿部宏亮
都市計画課長	今村巧児	上下水道課長	石田宏二
教務課長	井上　均	生涯学習課長	木原裕和
監査委員事務局長	関　啓子		

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	坂口　進	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	松尾克己
書記	力丸克弥		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第３回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本　健議員）　日程第１、諮問第３号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第３号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、諮問第３号は適任として答申することに決定しました。

〈適任　賛成17名、反対０名　午前10時01分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本　健議員）　日程第２、諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第４号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、諮問第４号は適任として答申することに決定しました。

〈適任　賛成17名、反対０名　午前10時02分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第３　議案第６６号　市道路線の認定について

○議長（橋本　健議員）　日程第３、議案第66号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号は建設経済常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４と日程第５を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第４、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第５、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第67号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第68号について通告があっていますので、これを許可します。

３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例」につきまして、別表第１の４条関係の改正された松川運動公園について、１点目はグラウンドの整備状

況などについて、体育館の整備状況についてということでお聞きしたいと思いますが、10月８日に施工されることにつきましてはですね、早急、早く開放されることにつきましては大変いいことだと思いますが、それまでの間、それの整備状況がどの程度できるのかなという心配な部分があるんですが、それをお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　ご質問にお答えいたします。

まず、１点目のグラウンドの整備状況についてでございますけれども、８月末に入札によりまして施工業者が決定をし、本日から着工をするところになっております。

整備の主な内容ですけれども、安全対策といたしましてはグラウンドの外周のフェンス工事、それからグラウンドに続きます階段の転落防止用のフェンス、それから上っていく間の道路に水路がございますけれども、通路の転落防止柵等がございます。利便性の配慮といたしましては、グラウンドの整備と駐車場の仮整備で約50台を整備する予定でございます。10月のなるべく早いうちに開放できますように鋭意努めてまいりたいと思っております。

次に、２点目の体育館の整備状況についてご説明いたします。

安全面の配慮といたしましては、体育館の階段のところに転落防止用のフェンス、それからバスケットボールがおりてくるのがありますけれども、その安全確保等を行います。利便性に関する工事といたしましては、アリーナ内の防水工事や内壁の補修工事、それから管理運営上の事務室の空調設備等を行います。体育館につきましては、ほぼ９割完了いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　グラウンドにつきましてはそれで結構だと思います。体育館につきましてですね、恐らくこれは子どもから高齢者が利用できるような施設にしていくんだろうと思いますが、そういった部分では今後ともその備品ですかね。そういう調度備品というのかわかりませんが、施設に必要な部分があればですね、今後ともつくっていただかないといけないんじゃないかなと、今のところは大きなバスケットの大人用しかありませんからね。子ども用の部分が要るとかですね。そういういろいろな部分が出てくるだろうと思いますので、その辺は今後とも検討していただきたいと思いますが、１点だけですね、私が聞いたところによると、このずっと降った雨の前じゃなくその前に雨が１回降りましたね。そのときに雨漏りがしたというふうに聞いていましたが、それはないんですかね。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　雨漏りは少しあっておるようでございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　そのことについては今後検討される予定なんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　体育館の整備に合わせて点検作業を行ってまいります。必要に応じて大きな補修が必要であれば、また補正等をお願いするかもしれません。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

議案第67号及び議案第68号は総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第６と日程第７を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第６、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」及び日程第７、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第69号について通告があっていますので、これを許可します。

７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　議案第69号に対しまして１点質疑をさせていただきますが、今回この特例の措置が延長されるということについては、私もこれは反対することではありませんし、うれしく思っておりますが、この間のですね、この特例措置を実施されてきた間にですね、井戸水からこの水道への加入がどの程度の件数あっているのか、まずその実情をですね、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　ただいまのご質問にお答えいたします。

平成22年10月から本年８月末までの井戸水から市水に切りかえられた件数でございますけれども、集合住宅で176件、個人住宅で121件の合計297件となっております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　わかりました。これ３年間延長されるということで、私のところにこの水道の加入の関係でちょっといろいろこの特例措置が切れる前に何とか加入したいんだけどもちょっといろいろ困難といいますか、そういった個別の問題抱えられて加入が難しいというような相談を受けておりましたので、今回これが３年間延長されるということでありますから、そういった部分に対してのですね、担当部としてのフォローアップといいますか、そういったところも重ねて要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第70号について、ただいまのところ通告がありませんので、

質疑なしと認めます。

議案第69号及び議案第70号は建設経済常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８と日程第９を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第８、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第９、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第71号及び議案第72号は環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　議案第７３号　平成２５年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について

○議長（橋本　健議員）　日程第10、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について」お尋ねいたします。

15ページ、３歳出、２款１項、細目993松川公共施設（庁舎分）整備事業費620万円、施設改修工事1億3,390万円、この内容についてお尋ねいたします。

続いて、21ページ、３歳出、９款１項、細目70災害対策関係費、防災ハザードマップ作成、この内容についてお尋ねいたします。

最後に、25ページ、３歳出、10款５項松川公共施設費、施設管理委託料、この内容。

以上、３点についてお尋ねいたします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　まず、松川公共施設整備事業につきましては、本市登録業者に設計及び工事施工管理業務を委託しまして、国士舘太宰府キャンパス跡地にあります建物の管理棟を庁舎機能を持たせ、また実習棟を公文書館として活用するための設備工事を行い、施設への公共交通機関としてまほろば号の乗り入れのための関連工事などを行うものです。

次に、防災ハザードマップにつきましては、本市登録業者に委託し、デジタルマップレイヤーなどの修正や紙媒体などのマップ作成業務を行わせます。

○議長（橋本　健議員）　続きまして、教育部長いいですか。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　続きまして、松川公共施設の施設管理委託料についてでございます。

先ほども説明いたしましたように松川公共施設のうちの体育館、グラウンドについては10月の早い段階の一般開放に向けて今準備を進めております。体育館、グラウンドの開放管理業務及び機械警備業務が主な内容でございます。

業者選定につきましては、補正予算議決後に選考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　再質問はございますか。

４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　松川公共施設の施設改修工事1億3,390万円という金額はかなり大きい金額だと思うわけですが、それについての裏づけなり予定というのはもちろんあると聞くのはおかしいんでしょうが、かなり大きな工事をされるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　予算要求につきましては工事内容積算を予算見積もりとしてですね、積算をし、1億3,390万円の予算を計上させていただいております。大きい小さいということについては何を対象にするかわかりませんけれども、主に先ほどご回答申し上げましたように施設整備工事ということで行ってまいります。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　再々質問はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

議案第73号は各常任委員会に分割付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１１から日程第１３まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第11、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」から日程第13、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第74号から議案第76号までは環境厚生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１４と日程第１５を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第14、意見書第４号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」及び日程第15、意見書第５号「ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番　村山弘行議員　登壇〕

○１６番（村山弘行議員）　ただいま議長のほうから意見書第４号と５号について一括してご提案の許可をいただきましたので、一括してご提案を申し上げます。

意見書第４号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」。

理由につきましては、国の安全保障政策は立憲主義を尊重し、憲法前文と第９条によって策定されなければならず、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対するためであります。

意見書の案文について朗読して提案にかえさせていただきます。

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書。

集団的自衛権について、歴代政府は、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法９条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。

しかし、過日の参議院選挙での与党の勝利を背景に集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようという動きが急速に強まっている。

小野寺防衛大臣は、集団的自衛権の行使容認の検討を加速すべきだと主張している。また、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の柳井俊二座長は、これまでの４類型の見直しにとどまらず、集団的自衛権の行使を全面的に容認する新たな憲法解釈を提言する内容の報告書を秋にもまとめる考えを表明している。そして、政府として安保法制懇の報告に沿って憲法解釈の見直しを行うであるとか、年内に改定する防衛計画の大綱に安保法制懇の報告内容を反映させる考えが示されている。

さらに、集団的自衛権の行使は許されないと解釈してきた内閣法制局の長官人事についても、憲法解釈の一貫性の観点から内閣法制次長の昇任が続いてきた慣例を破って、安保法制懇の実務に携わってきた小松一郎駐フランス大使を起用した。

また、自民党が昨年７月に概要をまとめた国家安全保障基本法案は、政府が憲法上許されないとしている集団的自衛権の行使を厳格な憲法改正の手続を経ることなく法律によって容認し

ようとするものである。同法及び関連法の制定が実現されれば、法が憲法を凌駕するものとなり、下位法による法の下克上の完成型として、第９条の有名無実化を決定づけることになる。

しかし、各種世論調査では、政府に一番取り組んでほしい国内の課題は景気回復が最多であり、集団的自衛権については十分な国民的論議もなされているとは言えない。集団的自衛権の行使容認を多くの国民は求めておらず、白紙委任などはされていない。与党の勝利と民意との間にはねじれがあることを自覚すべきである。

国の安全保障政策は立憲主義を尊重し、憲法前文と第９条に基づいて策定されなければならない。憲法前文や第９条によって禁じられている集団的自衛権の行使を時々の政府や国会の判断で解釈を変更することによって180度転換し、また集団的自衛権の行使を認める新たな法律を制定し、法の下克上によって根本的に変更することは立憲主義に違反する極めて危険な動きである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまでに立法府において積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとする試みは国会答弁をも形骸化させるものであり、立法府の立場からも決して許されるものではない。

したがって、太宰府市議会は政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

１つ、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないこと。

２つ、集団的自衛権の行使を容認する国家安全保障基本法案の国会提出を行わないこと。

以上であります。

送り先は記載しているところに送りたいというふうに願っております。

続きまして、意見書第５号「ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」。

理由につきましては、ＴＰＰは国民生活や地方経済の活動に甚大な影響を与える上、十分な情報提供や説明がないまま交渉を続けるべきではなく、ＴＰＰ交渉から即時脱退を強く求める。

意見書案文について朗読して提案にかえさせていただきます。

ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書。

本年３月15日、安倍内閣総理大臣はＴＰＰ協定交渉への参加を表明し、４月12日、ＴＰＰ交渉参加に向けた日米協議に合意した。そして、日本は７月のＴＰＰ交渉、第18回会合に初めて参加したが、わずか２日半の参加にとどまり、関税問題を扱う物品市場アクセス分野の協議にも間に合わないなど、成果は乏しいものに終わった。８月22日からブルネイで第19回会合が開かれ、関税分野の協議が本格化している。

しかしながら、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保障はなく、このままでは我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭い切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。2012年12月にＴＰＰ交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に

交渉する権利の放棄を制約して参加が認められたと言われている。米国など他の参加国が年内の交渉妥結を目指す中、アメリカ通商代表部のフロマン代表が日本が交渉を遅らせることは許さない、日本農業について事前に除外するとのいかなる合意もないと述べるなど、農産物重要５項目の関税撤廃例外の確保を初めとする日本の主張が今後の交渉で満足に取り上げられる保障はない。交渉に臨む日本政府の明確な方針もいまだ示されず、国民の間に大きな不安が広がっている。

参加国に厳格な守秘義務を課す秘密主義とも言うべきＴＰＰの体質にも国民の懸念が膨らんでいる。関係文書を機密扱いとし、４年間は交渉過程や内容を明らかにしないとの取り決めだが、これでは現在何が議論の焦点となり、日本がどのような主張を展開し、その反映の余地がどこまで残されているかすら国民は把握できない。ＴＰＰはこの国の将来を左右しかねない重大な交渉であるにもかかわらず、国民には一切情報が知らされず、政府に白紙委任したあげく、妥結後に初めて全容を知ることになりかねない。

また８月７日から始まった日米並行協議では、自動車貿易での安全基準の取り扱いや保険、知的財産権、衛生植物検疫、政府調達などが話し合われている。その多くが米国がこれまで非関税障壁として日本に規制緩和を迫ってきた分野であり、４月に合意した事前協議で、自動車、保険、牛肉分野で日本が相次ぐ譲歩を強いられた経緯を鑑みても、米国の意向に沿った協議となるのではないかと強く憂慮せざるを得ない。外交交渉のため国会承認手続も不要で、合意内容がＴＰＰ発効時点で拘束力を持つ並行協議は、米国ベースで進んでしまっては取り返しのつかない事態を招くことから、並行協議についても最大限の情報公開が欠かせない。

ＴＰＰは原則として関税を全て撤廃することとされており、21分野もの規制緩和で地域経済や国民生活の隅々にまで甚大な影響を与える上、必要な情報も開示されず、国民合意もいまだ形成されていないことから、国民の暮らし及び地域の実情を無視し、日本として交渉に参加し続けるべき状況になっていない。

よって、国におかれては、ＴＰＰ協定交渉に当たっては下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記。

１つ、ＴＰＰが国民生活や地方の経済活動に与える影響、日本が他の後発参加国と同様に不利な条件を課せられているのかを含めた交渉の現状や参加各国と日本の主張、政府が米国と行っている日米並行協議の内容などについて、国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うこと。また、交渉に関するルールの見直しを参加各国に求めること。

２つ、国民に対する十分な情報提供や国民的な論議、合意形成もないままＴＰＰ交渉を続けるべきでなく、ＴＰＰ交渉からの即時脱退を決断すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

送り先につきましては記載のとおりであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第４号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、意見書第５号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第４号及び意見書第５号は総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１６と日程第１７を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第16、意見書第６号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」及び日程第17、意見書第７号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番渡邊美穂議員。

〔11番　渡邊美穂議員　登壇〕

○１１番（渡邊美穂議員）　ただいま議長より許可をいただきましたので、意見書第６号及び意見書第７号につきまして、続けて趣旨説明をさせていただきます。

意見書第６号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」。

意見書第６号、７号ともに提出者は、私、渡邊美穂、賛成者は村山弘行議員です。

意見書第６号の提出理由といたしましては、消費税率の引き上げは景気の冷え込みの大きな要素として見なければならず、今秋に予定されている消費税率の引き上げ決定に反対するためです。

趣旨説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

政府は2014年４月からの消費税率引き上げ、現行５％を８％へ、について今秋にも決定しようとしている。内閣府が９月９日に発表する４月から６月期の国内総生産、ＧＤＰ、改定値などの経済指標を踏まえ、予定どおり引き上げるかどうかを政府が秋の臨時国会までに判断するというものである。

参議院選挙の結果を受け、増税の方向は既に決定しており、すぐにでも実行すべきとの与党内の声がある。しかし、景気回復や経済に与える影響を考えると、税率の引き上げ決定は行うべきではない。

アベノミクスによる景気回復への期待感はあるものの、依然として多くの国民には回復の実感はない。株価上昇などは一部の投資家や資産家のみが明るさを実感しているのみであり、輸出産業など一部の大企業が利益を拡大しているが、この要因は景気回復ではなく円安の影響である。

働く人たちの賃金は15年連続してい低下し続けている。政府統計においても、働く人の実に38％が非正規雇用となっており、明るさを実感できるものは何もない。参院選直後の通信社の世論調査でも、予定どおり引き上げるは23％、時期を先送りすべきは35％、５％を維持は40％となっており、７割以上の国民が引き上げを決定すべきではないとの認識を示している。

アベノミクスの第３の矢は成長戦略と言われるものだが、労働分野での規制改革は解雇の自由化、残業代の規制などを含め、働く人たちを直撃する内容であり、今後一段と雇用を不安定化させるものである。７月から実施された地方公務員の給料引き下げと合わせるなら、国民総生産の６割を占める個人消費の冷え込みは、景気回復どころか、今後の冷え込みの大きな要素として見なければならず、到底消費税率の引き上げを決定できる状況ではないと考える。

よって、太宰府市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

１、今秋に予定されている消費税率の引き上げ決定、来年４月からの８％へ、は行わないこと。

２、労働法制の規制緩和や非正規雇用の拡大に歯どめをかけ、安心な雇用制度を確立し、消費や暮らしを支える政策を実施すること。

以上です。

提出先は以下のとおりでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

続いて、意見書第７号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について。

提出理由は、子どもたち一人一人に教育の機会を保障するとともに、教育水準の維持向上を図るためということで提出をさせていただいております。

趣旨は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校１年生の基礎定数化が図られたものの、今年度の小学校２年生については加配措置にとどまっています。

日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて１学級当たりの児童・生徒数や教員１人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、１学級の学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国

民からの意見募集では、約６割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように、保護者もさらなる少人数学級を望んでいることは明らかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるようにすることは国家の責務です。しかし、教育予算についてＧＤＰに占める教育費の割合はＯＥＣＤ諸国の中で日本は最下位となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担の割合は３分の１のままで、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

よって、子どもたち一人一人に教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては下記のとおり実現されますよう強く要望します。

１、義務標準法を改正して小学校２年生以上の35人以下学級を実施すること。

２、教育の機会均等の保障と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先は以下のとおりです。どうぞ十分にご審議いただき、ご賛同いただきますようにお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第６号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、意見書第７号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第６号及び意見書第７号は総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１８　要望第３号　地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議長（橋本　健議員）　日程第18、要望第３号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

要望第３号は総務文教常任委員会に付託します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、９月13日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午前10時34分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

１　議　事　日　程（３日目）

〔平成25年太宰府市議会第３回（９月）定例会〕

平成25年９月13日
午 前 10時 開 議
於　議　事　室

日程第１　一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名（議席番号）	質　問　項　目
1	不　老　光　幸 (10)	1.　松川浄水場及び松川ダムの今後について 松川浄水場は、大佐野浄水場からの上水幹線導水管の松川供給タンクまでの布設工事も完了し、本年４月から大山ダムからの福岡地区水道企業団への供給も開始されました。 このような条件の下に、松川浄水場の稼働はどのようにされるのか、また、松川ダム貯水池の用地の縮小は考えられないかを伺う。
2	原　田　久美子 （８）	1.　信号機について （１）　五条の交差点は市役所から二日市方面へ向かう右折車両が多い交差点であります。右折矢印信号機やスクランブル交差点を導入することができないかを伺う。 （２）　県道観世音寺二日市線と主要地方道筑紫野・太宰府線の交差点に歩行者信号を、また、観世音寺前の道路に「車両感知器」等を取り付けることができないかを伺う。 （３）　県道観世音寺二日市線と国道３号線バイパスの交差点に横断歩道があるが、歩行者信号が１カ所だけ付いていない。なぜ、付けられていないのかを伺う。
3	神　武　　綾 （２）	1.　コミュニティーセンターについて コミュニティーセンターの概念と今後の計画について 2.　就学援助について 中学校のランチサービスが対象外となっていることについて
4	長谷川　公　成 （６）	1.　子育て支援について 未就園児の遊び場確保や母親の交流場の現状について伺う。 2.　地区公民館について 公民館整備事業費や補助金等で地区公民館にＡＥＤの設置を要望したいが、市の考えを伺う。 3.　市指定可燃ごみ袋について 過去に可燃ごみ袋の中袋を質問、要望していたが、その後どのような検討がなされたのか伺う。

5	渡　邊　美　穂 (11)	1.　自治会制度について （1）　住民の自治意識向上に関する研修等の実施について （2）　自治会制度移行後の課題と今後の対応について 2.　自然再生可能エネルギーの活用について （1）　太陽光パネル等の設置補助について （2）　これからのエネルギーに対する市の考え方について 3.　市役所前の電光掲示板について 予算を承認した時に受けた説明と異なる成果物のように思えるが、市の考え方を伺う。
6	藤　井　雅　之 （7）	1.　地域経済の振興について （1）　中小企業振興条例の制定について （2）　公契約条例の制定について 2.　学校法人「国士舘」との今後の関係について （1）　太宰府キャンパスの跡地を新たに「松川運動公園」として整備される条例も提案されているが、学校法人「国士舘」との今後の関係のあり方について伺う。

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	陶　山　良　尚　議員	２番	神　武　　綾　議員
３番	上　　疆　議員	４番	芦　刈　　茂　議員
５番	小　畠　真由美　議員	６番	長谷川　公　成　議員
７番	藤　井　雅　之　議員	８番	原　田　久美子　議員
９番	後　藤　邦　晴　議員	10番	不　老　光　幸　議員
11番	渡　邊　美　穂　議員	12番	門　田　直　樹　議員
13番	小　柳　道　枝　議員	14番	大　田　勝　義　議員
15番	佐　伯　　修　議員	16番	村　山　弘　行　議員
17番	福　廣　和　美　議員	18番	橋　本　　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２７名）

市　　長	井　上　保　廣	副　市　長	平　島　鉄　信
教　育　長	木　村　甚　治	総務部長	三　笠　哲　生
市民生活部長	古　川　芳　文	健康福祉部長	中　島　俊　二
建設部長	辻　　友　治	会計管理者併 上下水道部長	松　本　芳　生
教育部長	今　泉　憲　治	教育部理事	堀　田　　徹
総務課長	友　田　　浩	経営企画課長	濱　本　泰　裕
管財課長	久保山　元　信	協働のまち 推進課長	藤　田　　彰

市民課長	宮原広富美	環境課長	田中　縁
福祉課長	阿部宏亮	子育て支援課長	小嶋禎二
都市計画課長	今村巧児	建設課長	眞子浩幸
商工農政課長	大田清蔵	上下水道課長	石田宏二
施設課長	加藤常道	教務課長	井上　均
学校教育課長	森木清二	市民図書館長 兼中央公民館長	田村幸光
監査委員事務局長	関　啓子		

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	坂口　進	議事課長	櫻井三郎
書　記	白石康子	書　記	松尾克己
書　記	力丸克弥		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第３回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておりますが、本日の議会運営委員会におきまして順位の変更があっております。３番目の神武綾議員の一般質問が繰り上がりまして１番目になります。整理しますと、１番目、神武綾議員、２番目、不老光幸議員、３番目、原田久美子議員の順となりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「一般質問」を行います。

２番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔２番　神武綾議員　登壇〕

○２番（神武　綾議員）　おはようございます。

今回は私の私的な事情のために順番を変えていただきまして、急遽申しわけありません。ご協力ありがとうございました。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

議長より許可をいただきましたので、２点について質問させていただきます。

まず、１点目です。コミュニティセンターの概念と今後の計画についてお伺いいたします。

これまで議会の答弁の中でコミュニティセンターの設置を検討していくという答弁が数回行われてきました。現在、松川公共施設と総合体育館に設置するという計画が出されております。コミュニティセンターの概念についてどのように考えておられるのか、また機能面と期待される効果についてお伺いいたします。今後、市内に充実させていくための計画についてもお聞かせください。

続いて、２点目です。中学校の就学援助についてお伺いいたします。

就学援助は、教育委員会が生活保護法第６条２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるものを準要保護者とし、中学校については給食費、学用品、通学用品、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費に加えて、１年生には新入学用品費、また修学旅行費、校外活動費、そして通学費については該当する場合のみ支給されています。この中の給食費ですが、現在牛乳給食分のみが対象となっています。完全給食であれば対象となるところですが、太宰府市の場合、ランチサービス、弁当給食を給食に準ずるものとして取り入れている以上、小学校同様ランチサービスを対象にできないのか、お伺いいたします。

以上、２点についてご答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　１件目のコミュニティセンターについてご回答いたします。

本市におけますコミュニティセンターは、おおむね小学校区ごとに地域住民による地域のためのまちづくりを主体的に行っていただくための核となる施設として設置することといたしております。なお、校区自治協議会を設置する際に当時の区長協議会からの要望もあっておりました。

施設としましては、太宰府南小学校コミュニティセンターのような小学校の空き教室や大規模改修時に施設整備することを基本として考えておりますけれども、大規模改修の予定でありますとか、また有効な敷地面積が確保できにくい小学校があるといったことが現状でございます。このようなことから、地域の核となる校区自治協議会活動の拠点として当分の間は地区公民館やいきいき情報センターなどの公共施設の借用で対応してもらいながら協議を進めてまいっております。その中で、校区自治協議会の活動が活性化し、事務を行う場所や会議を開催する場所の必要性が課題となってきております。

そこで、今回松川公共施設が整備されるに当たり、事務所や会議室、多目的なスペースを確保できることとなりましたので、太宰府小学校区自治協議会と協議した結果、ぜひ使用したいというようなご希望が出されました。また、平成27年度に体育複合施設が開館するにあたり、同敷地内にあります地域包括支援センター建屋２階部分を、事務所及び会議室としての活用について、現在複数の校区自治協議会と協議をしているところでございます。これらの施設に併設する体育館も有効活用しながら、地域活動を行ってある各種団体やコミュニティスクールとも連携を進め、それぞれの校区でのコミュニティセンターの機能やあり方を調査研究する実践の場として活用していただければと考えております。

今後とも、校区自治協議会などの意見を伺いながら進めてまいります。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　ありがとうございます。

第五次総合計画の中で市民改革の推進施策の中にですね、地域コミュニティ活動支援事業というのがありまして、校区コミュニティの醸成を図るためにも、校区ごとにコミュニティ施設を年次計画により整備していきますというふうにありました。このコミュニティ施設というのは今部長の回答でありましたけども、小学校区というふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　平成15年にこの地域コミュニティで校区協議会を設立していただきたいというようなことで進めてまいり、その際から校区にセンターというか、活動拠点をですね、整備していくという方針を出しております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　それで、今もう10年近くたっているわけですけれども、今回その松川公共施設と総合体育館のほうにコミュニティセンターという名称でですね、整備していくというふうなお話がありましたけれども、これまで私も議会の中で児童館建設に絡んだりとかでですね、質問した中で質問の回答としてですね、コミュニティ施設に触れている部分があるんですけれども、平成23年９月議会で健康福祉部長が、コミュニティ施設にあわせて子育て支援の核となる施設の調査研究を進めていきたいと考えている、そしてコミュニティ施設の併設とあわせて子どもと高齢者まで集えるような多目的施設を検討していきたいという答弁がありました。

また、そのときにですね、市長が、自治会制度の拠点施設としてコミュニティセンターの建設も考えている、そのときには複合施設で児童館の機能を持たせる方法もあるというふうな回答をいただいています。

さきの平成25年６月議会ですけども、このときもですね、校区ごとのコミュニティセンターを整備していくという大方針のもと、今行っているということで、各自治協議会が今体育部会とか福祉部会とかですね、活発に活動されていますけれども、その活動の充実によって定例的に会議を行える場所が欲しいということが出されているので、そういうところを進めていきたいというふうなお話がありました。この回答の中を踏まえるとですね、やはり小学校区にコミュニティセンターが必要ではないかというふうに考えるんですけれども、今計画されているその２カ所については会議を持てるような場所であったりとか、事務局が設置できて、地域活動のコアになる、核になる施設ということでしたけれども、やはり今まで回答されてきた中のことを見ていくとですね、子どもたち、それから高齢者ですね。世代を超えて交流し合える場だったりとか、気軽に健康づくりができる場、そういう施設ではないかなというふうに考えたんですけれども、今その２カ所についてはちょっとその点では整合性が欠けているかなというふうに思っているんですけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　この間の経過につきましては、今神武議員が申されたとおりだろうと思いますし、私どももコミュニティセンター、基本的には校区自治協議会の活動の事務室や会議室という拠点の中で、当然校区のコミュニティ醸成のためにいろんな活動が先ほども答弁しましたようにいろんな活動をされている団体の方やサークルの方とかですね、それと連携しながら進めていかれるものだろうと思いますので、どのような機能を持たせるかについてはですね、私ども行政でこういうものを建てますよということじゃなくて、使われる、そういう自治会長さんを初めとした校区協議会の役員の方々とですね、先ほど申しましたようにどのような機能やあり方が有効に活用できるのかということで協議を進めながらやっていこうということで、先ほど申されましたように松川公共施設については校舎の跡の会議室みたいな形でつくりますので、そこにどのようなですね、ソフト事業を入れていくかというのは今後のまた課題だ

ろうと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　自治会とかですね、その校区自治協議会の方たちも今やはり地域のつながりをどういうふうにつくっていくかということでよくですね、論議もされていますし、活動も随分と活発にされているところなんですけれども、その自治協議会のほうでコミュニティ施設を視察に行ったということをちょっと聞いたんですけれども、どちらのほうに行かれたんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　宗像のですね、コミュニティセンターは随分以前からも視察されていますし、近ごろでは福岡市の老司の公民館も視察をされたということで聞いております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　宗像のほうはもう随分と自治会、自治協議会制度もですね、随分時間がたっていますので活発にされていますし、センター自体ももう古くなって建てかえをしているというような状況であるというふうに聞いていますけれども、そういうところを自治会長さんたち自身がですね、見られてどのような感想を持たれたかというのは何かありましたらお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　いろんなですね、活動がそれぞれの施設ではされております。そういうものの中で先ほどご報告しましたように今の公共施設のいきいき情報センターを会議室とか使ってあったりですね、それから会議をするときはその校区の会長の地元の公民館で会議をされたりしているんですけども、そのそこそこの施設にスケジュールが入っていますので、自分たちで会議を設定するときにですね、なかなか日程調整が難しいというようなこともあって、まずは先ほど申しましたように会議室があったがいいということ。それから、何らかの活動をするにはですね、そういうスポーツ施設みたいなものもあるので、そういう今回の松川にしても体育館はありますし、当然総合体育複合施設ですかね、そちらにも体育館がありますんで、そういう活動ができるような場も欲しいということ。ただ、今現在はですね、先ほど申しましたように今ある既存の施設を有効に活用していただきながら、例えば例を申しますと水城小学校区で健康フェスティバルをこの間、四、五年続けてありますけども、水城小学校の体育館を使われたり、南体育館を使われたり、校区の中で活用できる施設を使いながらやっていただいているということですけども、そういう専属といいますか、専門、自分たちでですね、スケジュール設定しながらできる施設が欲しいということでは意見は言ってあります。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　今、既存施設を使いながら地域づくりをしていくというような、今方針でされているようなんですけれども、近くの大野城市はですね、４地区のコミュニティセンターがあって、そこに市役所の出先機関があって証明書がとれたりとか、そういうふうに市民の皆さんが使いやすい制度があったりとかですね、体育館もあって軽運動もできる、子どもたちも遊べる。そして、健康づくりのプログラムもありますし、文化的なプログラムもあって、結構頻繁にですね、活動、参加されている市民の方がいらっしゃるというふうに聞いております。もうそこに魅力を感じてですね、太宰府からも越境して大野城市のほうに通われている方もいらっしゃるというふうに直接聞いたことがあるんですけれども、自治会制度をつくって自治協議会も今区分けをしてですね、校区ごとに活動してきています。そして、コミュニティスクールも順次移行してきていますので、学校も地域と一緒に活動したいということで夏休みですね、今回公民館学習を取り組んだ学校もありますし、そういうところまでちょっと含めたところですね、コミュニティ施設というものを考えていただいて、今のところ２カ所ですけれども、今後小学校区に最初回答いただきましたけども、空き教室を使ったりとか、敷地の問題ですね。そういうところも少し詰めていきながらですね、自分たちの足で行けていつでも気軽に集える場、それがもういろんな方が利用できるような施設をですね、考えていただきたいと思います。もちろん実際に使われる自治会の方の意見も会長さんのですね、意見とかもあるとは思いますけれども、市の方針としてどうなのかというところをですね、今回松川施設総合体育館については会議室と事務室というところで、どちらかというと活動する場ではなくてですね、話し合うというふうな感じの場所かなというふうに感じましたので、そこのところをお願いしたいと思っております。これから地域でのですね、つながりが希薄になってきているということも言われていますけれども、そういうところを施設を拠点としてですね、地域づくりをしていけたらいいと思いますので、今後その今コミュニティセンターを２カ所というふうな捉え方だと思うんですけれども、小学校区では７カ所になりますので、その前に中学校区で設置していくとかですね、そういうな考えはあられますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　ただいま神武議員が述べられましたようないろんな目的の使用についてはですね、太宰府南小学校のコミュニティセンターごらんいただければおわかりと思いますけれども、子どもたち、あるいは老人の方がですね、自分たちが活動したいときにおいでになって活動されているし、そこに校区に校区のコミュニティセンターがありますので、学校のほうもですね、地域と一体となった学校運営をされています。特に、南小学校におかれましてはですね、児童数の減少に伴いまして例えば体育祭をするときにですね、学校だけじゃなかなか運営が難しいというときに地域の体育祭と一緒にやろうやということで合同でやってあります。それが始まったとき、私も初めて参加したときに騎馬戦ありますよね。騎馬戦の入場に川中島が流れるんですけれども、あれ詩吟なんですかね。日本の曲なんですけどわかりませんけども、その地域のですね、その詩吟の会の方が皆さんでその歌を歌いながら子どもたちが入場し

てくる。そして、騎馬戦のレフェリーを地域の方がですね、審判をするというふうなですね、合同でやられています。だから、やっぱりそういう校区に活動拠点があればですね、やっぱり地域の方々もその自分たちの住んでいる地域だけじゃなくて広範なですね、校区の中でのそういう自治意識の醸成もできていくんだろうということで実践の場として広まっております。そういうものも欲しいということですけれども、新たに施設を建てるのはなかなか困難な部分がありますので、今ある公共施設を活用していただいているし、今回新たにですね、松川の施設もできましたので、そこもコミュニティ活動の拠点施設にしたいと。もうあそこは階段教室とかいろいろありますのでね、工夫によってはいろんな活動の場として神武議員がおっしゃったようなことができていくものだろうと思います。

あと、校区ごとにですね、つくるのは先ほど言いましたように校区協議会の活動拠点としてまず整備をするという方針を持っておりますので、１つの校区につきましては２つの小学校区が合同でされておりますので、現在のところどうするかということで協議の中で例えば先ほどお話ししました複合体育施設、そういうことができるんだったら会議もできるし、そういう活動拠点にもなるし、いろんなあそこの複合施設ですのでいろんな目的施設がありますので、それも活用したいと。だから、あそこで言えば西校区が地元になりますけども、複数の校区と今協議をしていると言っていましたけど、そういうのが使えるんだったら自分たちの校区もそういうふうな活動拠点にしたいというふうなご意見もありますので、他の校区ともですね、どのような活用ができるのかというのは協議しているということでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　今までされてきた、その自治会活動の中でですね、その地域にいらっしゃる方の能力を生かして今おっしゃった詩吟だったりだとかですね、お祭りのときには太鼓をされている方が参加されて太鼓を打ったりとか、そういうふうに地域を盛り上げてきていると思うんですね。やはりそういうふうに集う場所があることによってサークルができたりとか、それがＮＰＯ法人になったりとか、何かそういうふうに成長していくこともあると思うんですね。自治会制度を動かしていく、自治会の活動をサポートするための地域活動支援員というんですかね。人も必要だと思いますので、そういうところもですね、含めて活動が多岐にはわたると思いますけれども、できるような施設づくりをお願いしたいと思います。

今、既存の施設を使ってというお話でしたけれども、もう場所も飽和状態になっていますので、なかなか予約もとりにくいというようなこともあるかと思います。そういうところもですね、配慮いただいて、できるだけ活動しやすく集えるようなふうにですね、調整をしていただきたいと思います。

２点目、お願いします。

○議長（橋本　健議員）　２件目の就学援助についての回答を求めます。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　続きまして、２件目の就学援助についてご回答いたします。

まず、就学援助の対象となります学校給食につきましては、保護者が一律に負担する費用として学校給食法に基づく給食といたしております。学校給食法によりますと、給食の実施に必要な施設、設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費は学校設置者でございます太宰府市の負担、その他の経費である食材費は保護者の負担というふうになっております。

本市におきましては、学校給食法施行規則で定める学校給食のうち、中学校ではミルク給食を実施しておりまして、就学援助の対象としているところでございます。しかしながら、本市のランチサービス事業につきましては、全生徒に一律ではないこと、また市で給食設備等を備えていないことなどから学校給食法に適合せず、就学援助の対象にならないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　就学援助にランチサービスを対象とするということなんですけれども、実際にですね、実施しているところがありまして、例えば近くの春日市なんですけど、春日市の場合は、太宰府市は学校給食法に基づいていないという前提がありますので支給できないというお話でしたけども、春日市の場合は導入する際に学校給食法に基づくようにですね、福岡県と調整をしてですね、学校給食会の食材を利用したりとか、そういうことでですね、全額を対象として今支給しています。その点、学校給食法に基づく基づかないというのは、今の回答には実施に必要な施設設備を備えていないというのは今外注されているということだと思うんですけど、運営を設置者が行うという回答がもう一つあったと思うんですけども、これもこの点２つですね。春日市はクリアしていると思うんです。春日市も外注でつくっているんですけども、この点は太宰府市のほうでは学校給食法に適用するようにですね、改善するというふうなことはできないんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　春日市と太宰府市の大きな違いは、春日市はですね、民間の調理の業務委託ということをしておりまして、その会社に春日市の税金を投入しまして調理施設を整備しております。それとは別に、委託料としてですね、1億2,600万円程度の予算を計上してあります。出てくる品物としては同じようなお弁当かもしれませんけれども、そこら辺でかなり大きな違いがございます。片や大野城市は太宰府市と同じような形態をとっておりまして、大野城市については太宰府市と同様、その適用をしていないという状況でございます。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　今、その調理業務を委託している、その委託料ですね。設備に対して1億2,000万円出されているということですけれども、そういう対応していることが喫食率のですね、違いにも出てくるのかなと思うんですけど、この点は太宰府市のほうではそういうことは考えていないということですか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　太宰府市では考えておりません。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　あとですね、実施しているところなんですけれども、三重県の鈴鹿市なんですが、こちらは学校給食法に準じてはいませんが自立更生の立場からランチサービス要綱というのがありまして、子育て支援策としてですね、２分の１を就学援助の対象にしています。今、就学援助の規則の中にそのランチサービスは補助対象になっていなくて牛乳だけになっているんですけれども、この就学援助の補助対象を何にするかというのは自治体の裁量権のですね、範囲内だと思うんですけれども、この点でランチサービスの補助をですね、この規則の中に入れる、規則を改正するということは考えられますか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　その対象品目として国が基本的にこういうものというふうに示されておりまして、太宰府市はそれにのっとったところで現在支給対象といたしております。おっしゃるようにほかの市町村では違う項目を単独でつけてあったりすることもございますけれども、現時点では太宰府市はそういうふうな運営を行っております。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　今就学援助を受けている子たちがですね、年々増えているというふうに思っているんですけども、平成25年３月の時点でですね、中学生で就学援助を受けている子が340人いるというふうにこの前の予算ですね、資料の中に出ていたんですけれども、この数はここ３年間とか把握はされていますか、増えているとか、減っているとかというふうなことはわかりますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　概算でございますけれども、ほぼ横ばいだということでございます。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　いずれにしても厳しい家庭の子がですね、増えてきているのはもう全国的に言われていることなんですけども、子どもの貧困白書という冊子がありまして、その中にですね、中学校の保健室の先生が学校の様子を書いておられるんですけども、給食時間になるとですね、教室からいなくなる子、お弁当が持ってこれないからとかということでですね、いなくなって体育館でバスケットボールをしているとか、もうパン食がずっと続いている子とか、やっぱりいるそうなんですよね。これはもう太宰府ではそんなことあり得ないということは断言できないと思うんですけども、校長会とかでそういうふうな子ども、気になる子ですね、ような報告は上がっていますでしょうかね。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　聞いたことはございません。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　わかりました。できれば少し聞いていただいてですね、全くないということはないんじゃないかなと思いますので、そこのところをお願いいたします。現状把握をですね、お願いいたします。

厳しくなっている、その家庭がですね、お弁当を持たせるにしても一生懸命つくってあると思うんですよ。実際にお弁当を持たせようと思ってつくっている家庭がもう９割近くいらっしゃいますので、そのお弁当の中身をどうするかというのをやっぱり考えるんですよ。私もつくっていますけど、冷凍食品を詰めたりとかですね、今冷凍食品も安くなっていますから、何かそういうことで時間的にも余裕がない。子どもたちの食に手をかけれないという家庭も出てきていると思いますので、そういうことも含めて就学援助の対象にですね、できるような方法を少し検討していただきたいと思います。実際に財政面についてはちょっと計算をしてみたんですけれども、さっき申しました就学援助の対象者というのが今中学生が340人、横ばいと言っていましたけど、これがですね、１人当たり20日間とったとして7,000円ぐらいなんですが、これを１年間、夏休みとか除くと10カ月ですね。それを340人に対象として支給するとすれば1,800万円から2,000万円ぐらい年間かかるのではないかと思いますけれども、鈴鹿市のように半額援助とかですね、対処もできるのではないかと思いますので、そこのところを検討いただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　今の概算で数千万円かかるということでございます。教育は今時代とともに複雑多岐にわたっておりまして、いろんなところにいろんなことを配慮しなくちゃいけない。その中の一つが多分これだとは思いますけれども、基本的には自分のご家庭で少しでも早く起きて、私も弁当つくっていますけれども、少しでも早く起きて子どものために弁当をつくるというのが基本じゃないかというふうにも考えております。それは周りの状況も見ながらですね、今後についてはこれに限らずほかの教育全般をいろんな課題を見ながら優先順位をつけていかなければならないというふうには思っております。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員。

○２番（神武　綾議員）　やはり子どもたちが食べるものにですね、心配しないでいいような対策をぜひとっていただきたいと思います。それをお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　２番神武綾議員の一般質問は終わりました。

なお、神武議員は家族急病のため、この後退席されます。

〔２番　神武綾議員　退場〕

○議長（橋本　健議員）　議場内の映像が消えておりますが、ライブ中継は正常に放送されているそうです。ご心配なく。

次に、10番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔10番　不老光幸議員　登壇〕

○１０番（不老光幸議員）　ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

松川浄水場及び松川ダム貯水池の今後について市のお考えをお伺いします。

本市の水道事業は、昭和42年４月から全面給水を開始され、その浄水事業の中心的な役割を大佐野浄水場と松川浄水場が担ってまいりました。以後、順次、山神水道企業団及び福岡地区水道企業団からの受水も始まり、本年度の市長の施政方針の中でおっしゃいましたように、大山ダムの完成により本年４月からの供給も開始されるようになりました。それにより、現在の施設の供給能力は１日2万2,100㎥になりました。私が平成24年３月議会での会派新風の代表質問でも申し上げましたが、第五次太宰府市総合計画によれば、平成21年度の市の人口は6万9,658人、水道給水人口は5万5,432人で、給水普及率は79.6％となっております。それを将来人口を平成32年の7万2,000人をピークとして予測されており、給水普及率は平成27年度に85％を目標にされております。今後、人口増加の2,342人は100％給水したとして、現在の給水人口分が85％になったとしても、１日の最大給水量は1万7,415㎥となります。そこで、松川浄水場の給水量は4,000㎥でありますから、松川ダム利用の松川浄水場の１系列縮小もしくは廃止も検討されて、松川ダム貯水池の何割かを他への、例えば道の駅等への転用を考えて、その用地からの収入を検討する時期ではないかと申し上げました。

市長のご回答で、企業団からの受水には送水量調整や井戸取水の低下等の状況があり、実質的に最大で2万340㎥となり、松川浄水場の4,000㎥を差し引くと1万6,340㎥となり、私が申しました１日最大給水量1万7,415㎥に満たないとのご回答でした。

さらに、再質問でのご回答で、貯水池のダム機能的な要素やいろいろ多面的に、また収益的要素も含めて検討するとのことでした。それ以降、約１年と半年を経過しております。

そこで、次の２点について再度質問をいたします。今後の考え等がありましたらお聞かせください。

１、松川ダム貯水池は県道筑紫野・古賀線の横に位置しており、道路事情も変わり、今では車の交通量も多く、また道路の幅員も４車線化の工事が始まりました。さらに、車の交通量も増加することが考えられます。松川浄水場の浄水するための薬品の使用量も大佐野浄水場の使用量に比べ、はるかに多いのであります。このことは松川ダム貯水池の原水が汚染していると考えます。

そこで、松川浄水場の廃止はできないか、もしくは２系列を１系列に縮小できないか、お伺いします。

２、松川ダム貯水池の現状は、貯水池の当初の計画貯水量の半分もしくはそれ以上、流入土砂で埋まっている状況であります。したがいまして、現状の貯水量で何ら支障がないのであれば、道路の４車線化の工事も進んでおります。また、北谷ダムからの受水等も勘案して貯水量の見直しを実施して、貯水池用地の縮小による他の目的のための転用は考えられないか、お伺いいたします。

以上、再質問につきましては議員発言席でお伺いします。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　ご質問の松川浄水場及び松川ダムの今後についてご回答を申し上げます。

昨年、念願の大山ダムが完成し、本年４月１日から供用が開始されているところでございますけれども、これによる福岡地区水道企業団からの受水は本市の浄水場１個分に匹敵する日量3,900㎥となっております。この水を無駄なく有効に活用していくため、第６次拡張事業を立ち上げ、平成17年度から８年をかけまして大佐野浄水場と松川浄水場をつなぐ約8.5㎞に及ぶ送水管を新設いたしました。大きな投資でございましたけれども、これによって当面はどちらかの浄水場で運転ができなくなっても全世帯への給水には支障がなく、しかも何よりも捨て水がありませんので、効率性の面でも大きなメリットが得られたということでございます。

さて、ご質問の松川浄水場の稼働についてでございますけれども、現在は日量2,000㎥程度の浄水を行っておりまして、大佐野浄水場は休止し、稼働しておりません。現在はこういう状況でございますけれども、水道サービスの提供者といたしましては、近隣あるいは全国的な普及率を勘案する必要がございます。最低でも７万人分の水は確保しておかなければならないということで、１日1万7,500㎥の施設能力は必要だということになります。現在、福水から1万500㎥、山神から2,800㎥受水しておりますので、市内で賄うべき水量は4,200㎥となります。これは１日１人当たり250ℓ給水しているという市の実績から計算したものでございまして、認可上の計画給水量では１人当たり307ℓでございますので、2万1,500㎥が必要となり、現在の浄水能力は確保しておかなければならないということになってまいります。

水の安定供給という水道の究極の目的からいたしますと、今まで慢性的な水不足にありました太宰府市でございますけれども、やっと多くもなく少なくもなく適量を確保したと見るのが自然ではないかというふうに考えております。したがいまして、松川浄水場及び松川ダムの縮小、廃止につきましては、現時点におきましては将来的な構想ということで受けとめさせていただき、今後の検討課題にしていきたいと思います。

なお、松川ダム貯水池の原水が汚染しているとのご指摘でございますけれども、原水も浄水も厳しい検査項目を問題なくクリアして給水できておりますので、ご安心いただきたいというふうに思います。

また、土砂の堆積量でございますけれども、約１万ｔ程度ではないかというふうに推定しております。これは必要に応じましてはしゅんせつをしてくということを考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　国の基準とかいろんなことはあるというふうにおっしゃいましたけども、現実にはですね、現実には今福岡地区水道企業団からの受水が1万500ｔ、それから山神水道企業団１年間のですね、給水を平均しますと１日大体2,700㎥ぐらいになります。それ合わ

せますとですね、1万3,200㎥になります。そしてですね、平成24年度の本市の給水量というのは１日1万4,408㎥であります。それで、さっき申しましたように現状の山神水道企業団と福岡地区水道企業団からの受水量は１日1万3,200㎥であります。それをですね、差し引きしますと1,208㎥、実際はですね、実際は太宰府市で供給すべき水量というのは1万2,008㎥、これが平成32年の給水率85％に直しますとですね、１日の必要量は1万5,380㎥で、1万3,200㎥を引きますと2,189㎥でいいわけですね。国の基準ではこういうふうにというふうに、それは理想的な数字をおっしゃったと思うんですけども、現実にはですね、現実には予測できるのは平成32年度の7万2,000人のピークの人口になったとしても、それから目標にしてあります給水率85％になったとしましても、1万3,200㎥受水することができればですよ、そうすれば2,898㎥で、実際にはですね、契約水量、契約水量はですね、山神水道企業団2,800㎥、１日ですね。それから、福岡地区水道企業団は1万2,400㎥ですね。ですけども、それを合わせますとですね、1万5,200㎥、これはですね、第五次総合計画の予定表の中にもそのように書いてあります。1万5,200㎥が受水契約になっているというように書いてあります。そういったことがありましてですね、理想と現実、今国の数字を言われましたけども、これは理想ですよね。理想でお話しされたらこちらも理想でお話をすればいいわけでございまして、現実にはそういうふうな結果が出ているということなんですけども、それでも今おっしゃったことは通されるつもりですか。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　先ほどご説明いたしましたのを繰り返しになりますけれども、普及率が目標今85％で平成27年度立てております。それは総合計画の中にも定めたとおりでございます。それで、全国の類似団体の普及率を見ますと98.1％、それから大野城市、春日市、福岡市も98％に達しております。ということで、その太宰府市が85％でとどまるということは、その水道サービスを提供する側としてはですね、100％はやっぱり見るべきだろうというふうなことを考えておりまして、それでいきますとどうしても今の施設能力が今のところ必要になるということでございます。ただ、議員がおっしゃいますように我々としては常に経営感覚を持って事業を進めていくということは非常に大事なことでございますので、施設としてそこがほかに有効にできるということができればですね、そういうことを考えていくということは常に頭には置いておかなければならないというふうには思っておりますけれども、現時点におきましては普及率100％を能力として持っておくということは重要なことではないかというふうに考えております。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　春日市とかですね、大野城市と太宰府とではですね、住民の生活しておられる場所がですね、違うと思うんですよね。あちらはもう都市ですから恐らく100％近く市水をいただかないと生活ができない。しかし、太宰府は現在ですね、今81.何ぼですかね。平成24年度でそれくらいの数字が出ていると思うんですけど、これはなぜかというとですね、

確かに上水は市内全部行き渡っているかもしれませんけども、中には自分の井戸をですね、利用していらっしゃるところはたくさんあるんですね。将来的に北谷あたりはどうですか。ほとんど井戸じゃないですか。北谷はしてありますか。ちょっと教えてください。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　太宰府市内の給水エリアと申しますのは北谷地区と内山地区を除く全てが給水エリアということになっております。それで、平成24年度末の決算でのその普及率は81.2％です。昨年度よりも0.5ポイント上昇したということですけれども、大体毎年１％ずつは伸びていくだろうという予測のもとに、またそれを目標にして普及促進を行っているところでございます。我々普及促進を行う、その最終目的というのは多くの方にその水道を安全な水道をですね、ご利用いただくということがまず一番ですけれども、その98％の普及率を達成しますと水道料金のほうもですね、筑紫地区並みかそれ以下に引き下げが可能になってくるという、そういう目標を持って普及促進に当たるというふうにしております。第一義的には安全な水を供給するというのが一番の目的でございますけれども、行く行くは料金の引き下げにつなげていくと。そして、水道のことを広くご理解いただくということが目的で普及促進計画を進めていくというふうに思っております。そういうところで我々としてはですね、あくまでも普及を促進するということを目標にしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　これは見解の違いでですね、私のほうは松川の浄水場の浄水施設を減らすべきじゃないかという前提でお話をしていますし、市のほうとしてはそれは減らすことができないという理由づけでいろいろと数字を言っていらっしゃると思うんですよね。ちなみにですね、じゃあ90％になったとしますね。平成32年度に90％になったときにはどれくらいになるかといいますとですね、1万6,093㎥ですよ。7万2,000人の人口の中で90％になったとしても給水率90％になったとしましても1万6,093㎥、現状の受水量、現状の受水量はですね、まだここに大山ダムがですね、大山ダムが給水を開始しまして４月からですからまだ日にちがたっておりません。実際は4,700㎥給水の可能な数字になっているんですけども、実際は今3,900㎥ですかね、ぐらいだと思います。これも増える可能性があります。

それからもう一つですね、海水の淡水化装置が奈多のほうにありますね。これはですね、１日５万㎥の浄水の能力があります。実際はですね、３万㎥です。３万㎥で稼働しております。これは渇水状態になったときには５万㎥状態でフル稼働すると思います。３万㎥が普通の稼働状態、それから計算してやっぱり太宰府でも実際の割り当て水量がそれなりに減っているんじゃないかなというふうに予測をしているんですけども、実際は将来的には1万5,200㎥が契約になっているけども、現在は1万3,200㎥ですね。それで1万3,200㎥で計算を私はしましてですね、それで90％になったとしましても2,893㎥でいいわけですよね、いいわけ。これがもう少し山神水道企業団はもうそう変わりはしませんけども、福岡地区水道企業団からの給水が増え

てくればもっと増えるんですけれども、今現状で1万3,200㎥、それで勘案しても2,893㎥でですね、じゃあちなみにですよ。それから、前回市長がおっしゃいましたように落合橋の近くの地下水をくんでいる分が実際は１日2,000㎥の能力ですけども、実際にはお伺いしましたら800㎥から1,000㎥、1,000㎥ぐらいはやっているというようなことも勘案しておりましてですね、もろもろ勘案しましてもですね、やはり本当に１系列も減らすことができないというふうにおっしゃるからですね、これをどう私が言っても仕方ないことなんですけども、それがですね、松川ダム、確かにですね、浄水で出す場合はこれはもう立派な飲み水としてどこも出しているわけですね。出しているわけ。

ですけども、薬品の使用量を金額で勘案しますとですね、松川浄水場の薬品の使用金額はですね、１㎥当たり2円49銭、大佐野浄水場、これが１㎥当たり0.93円。これはですね、これは平成24年度の決算ですね、それから割り出したんですけども、この数字はですね、松川ダムの浄水場が毎日4,000㎥浄水したとしての金額ですよ。だから、１日の浄水量が4,000㎥よりも少ない場合にはもっと単価は上がってきます。大佐野も同じことですね。

ところが、山神水道企業団の薬品の使用料、これはですね、１㎥で1円73銭、これは実際の浄水量から割り出した金額が1円73銭。しかもですね、山神水道企業団の山神ダムの上には問題のあります産廃のどうのこうの云々言っている場所なんですね。しかし、最後に浄水は、これ立派な、立派な水なんですよ。どこもそうだと思いますよ。だから、松川ダムの原水が私は汚水やら言っていますけど汚水で汚いのが決して入っているとは思いません。ただ、汚濁です。濁っていると思うんですよ。濁っている。それをやっぱり浄水するために薬品というのはどういうのを使っているというとですね、次亜塩素酸でしょう。ＰＡＣというのは知りません。苛性ソーダ、活性炭、こういうものを使ってですね、最終的には浄水しているわけ。松川ダムはそのようにほかのとに比べて私ははるかに薬品代が高くなっているというのは相当浄水するために費用がかかっているというふうに判断をしているわけです。

それから、ちょうど８月のお盆前ですね。ずっと渇水が続いておりました。盆過ぎに大雨が降ってみんな満水になったんですけども、江川ダムとか、それから寺内ダムがもう本当に水量が減って給水制限のどうのこうのって少し言われているときなんですけども、松川ダムの浄水場の稼働をちょっと見に行きました。そのときには１系列は2,000㎥、片一方は500㎥ですね。そういう１系列も2,000㎥の原水は北谷ダムからの流水と自然水からとっていますと。500㎥のほうはどっちかと、これは貯水池からとっています。だから、本当はですね、私は想像ですよ。聞きはしません、そこまで。想像、片側を500㎥動かしているというのは系列をですね、止めてしまったらですね、あと使うことなかなかできないと思いますよね。だから、その系列を維持するために500㎥稼働しているんじゃないかなというふうに判断をしているんですけれども、その点はどうですか。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　松川浄水場のですね、今年度のその取水実績からご説明申し上げま

すと、４月から８月までのデータですけれども、１日平均で大体1,500㎥から1,800㎥ぐらい松川のほうは取水していると、それは北谷も含めまして。ただ、その１日最大の取水量というのがございます。これは先ほど言いましたように大佐野の浄水場から松川浄水場のほうにつないだ送水管ですね。これが山神と福水の水もそちらのほうに移っていると。ということで、その大佐野のエリアが広うございますので、大佐野エリアで１日最大多く使うときも、使うときは行く量が減りますので、ということで松川で作る量が多いということでございましてですね、この４月から８月までですから５カ月間ですかね。の間で１日最大取水いたしましたのが2,568㎥、実質その１系列ではですね、もっていないということでございます。稼働運転だけで動かしているということではなくて、そういう取水の必要量に応じて松川を動かしておりますので、現状としてはそういうことでございます。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　これ堂々めぐりでどうしようもないんですけども、できたらですね、もう１系列だけでやれるんじゃないかなとは私は感じております。そしてですね、できるだけなら北谷ダムと、それから上から流れている自然水を主体にして使えば、あと不足分は貯水池の水を使うということにしていったほうがいいんじゃ、やっぱりですね、稼働がですね、稼働率が悪いとやっぱり原水の単価がですね、やっぱり上がってくるんじゃないかと思うんですよね。そういう面も含めてこれは本当に確かに部長のおっしゃったように言われるともそれは一理あって、それ以上私は申しませんけれども、もう一度ですね、詳細にご検討して、１系列だけでいけるのであったらそういうふうに切りかえたがいいんじゃないかと思っております。

２点目のですね、貯水池の少し少なくしてもいいんじゃないかということなんですけども、もうあの平成15年の大水害からですね、ずっと土砂はどんどんどんどん入っておりますよね。入って今現状を見れば、私はもう貯水量は当初の半分以下じゃないかというふうに思っているんですけども、今の貯水量をですね、どれくらいなのかというのは調べられたことはあるんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　これは専門にお任せしてはかるのが正確に出るとは思うんですけれども、推定ですけれども平成２年にですね、松川ダムは１回しゅんせつを行っております。そのときに1万7,000㎥を除去したということでございまして、昭和42年に供用開始しておりますので、それからちょうど23年たったところだったと思います。それで、その平成２年から現在平成25年ですからちょうど23年たったということで、大方1万7,000㎥がたまっているんではないかというふうに思われます。それで、平成15年のときにですね、大量な土砂が流れまして、あれ激甚災害で国の補助もいただきましてしゅんせつを行いましたけれども、そのときに除去した量が1万300㎥ということでございまして、それを差し引くと大体大方7,000㎥ぐらい、ちょっとそれから年数たっておりますので、それで計算しても大体１万㎥程度ではないかというふうに思っております。その１万㎥程度ぐらいでしたら、6万8,100㎥の有効貯水量からすると

大体15％程度ですので、大方しゅんせつをしなくても十分賄えるということでございますけれども、今後いずれかのうちはですね、いつかになるかと思いますが、いずれはしゅんせつすることが必要になってくるという時期は来るだろうというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　土砂をですね、全部またさらえるというのは相当の費用がかかると思うんですね。それは平成２年のときの実績である程度算出はできると思うんですけども、私はやっぱり今の現状のような状況でですよ、そして貯水量ですね、水ですよ。水のそれで何ら差し支えなくずっと推移してきているわけですね。だったら、あれだけの当初の貯水量のだけの容積はもう必要ないんじゃないかな。それは当初のときと随分と状況が変わってきておりますよね。これも皆さんご存じのとおりですので、本当必要量の容量に見合うような、あそこの貯水池はどれくらいかというのをですね、やっぱり検討して、そして状況は随分と変わっております。さっきも申しましたようにあそこは４車線化になってまいります。本当に横にああいう貯水池があるというのはですね、浄水用の貯水池がそのような場所にあるというのはどこかいろいろと見てもなかなか見当たらないですね。確かに道の横に貯水池はありますけれども、車はそんなに通るような場所じゃないですね。ああいう交通量の多い場所にですね、貯水池をいつまでもずっと未来永劫そのまま置いておくというのはいかがなものかと思いますし、そういう事情が変わった場合には逆にその土地を活用することもですね、これは必要だと思うんですよね。そのままあそこをある程度、例えば半分ぐらいもう別のほうに埋め立てをしてですね、きちっと平地してみらんですか。そしたらですね、あの場所は一等地になりますよ、一等地。そこに家建てる必要ないですよ。商業用の一等地になると思いますよね。だから、非常にですね、ほかの太宰府市にですね、こんだけ人が来ている中でですよ、そういう交通量も多い中でそういうような施設がないということ自体がおかしいよ。僕たちに言わせるともうおかしい。筑紫野市はですね、それを何とか考えられて、今模索していますよ。あそこの吉木のところにですね、九州電力の運動場の跡地があるんですけれども、あれをですね、もう間もなくそういうものに活用しますよ、されていますよ。それでも、なおかつ太宰府はそのような状況に放置をしておくのかというのは不思議でたまらないです。

そういう点で今後ですね、あそこもの貯水池をですよ、ある程度どこら辺まで池として残すべきか、あるいは埋め立てるか、そういったことを一応資料としてですね、担当部で検討されてですよ、そして市長なりに出されたら、市長がそこで判断されると思うんですよね。だから、そういう資料をですね、作って出したらいいと思いますけど、いかがですか。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　一番初めにご答弁いたしましたように今時点においてそれを判断するというのは非常に難しいというような答弁をさせていただきました。人口7万2,000人の目標に対して７万人は最低でも必要だと、それに必要な施設能力としては今の能力を確保しておか

なければならないと。それを確保するためにはダムも今の容量を用意しておかなければならないと、そういう論法になりますので。ただ、その現実問題そうなるかとか、そういうことがございます。不老議員が言われるようにですね、それを有効活用するというのは私どもとしましても経営的な視点というともう常に持っておかなければなりませんので、今現在は非常に厳しいというふうに思っておりますけれども、常にそういうことを頭に置いて今後の検討課題にしていくということで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　そのことっておっしゃいましたけど、私が言ったことのそのことなのか、今おっしゃったことがそのことなんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　おっしゃいますことも含めましてということでございます。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　それからもう一つ、あそこの浄水場ですね。もうできてから随分とたっているんですけども、あれは更新の予定というのはあるんですか。

○議長（橋本　健議員）　上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生）　今までのご質問の中でもありましたように、あそこは１系統と２系統と２つ二本立てになっております。１系統のほう側の更新がですね、このまま行くとあと数年後には更新をするという時期が来るかもわかりません。ただ、これは施設の状況を見まして、今日々点検を行いながら運転しておりますので、その期限が来たからそこでやらなければならないとか、そういうことではないというふうに思っておりますので、そこは十分踏まえて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員。

○１０番（不老光幸議員）　ありがとうございました。

考え方が違って、いろいろとやりとりをいたしましたけども、最後に市長か副市長のご見解を伺いまして、終わりにしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　水道水でございますけれども、これは市民にとりまして良質な水道水の安定供給は私どもの責任で確保しなければならない重要な課題の一つでございます。今、不老光幸議員がおっしゃっています松川浄水場、松川、いわゆる貯水池、ダムの縮小あるいは廃止含めた考え方はどうかというふうなことでございました。今、上下水道部長のほうが回答といたしましてはしたとおりでございます。この今私の考え方でございますが、上の北谷ダム20万ｔございます。そして、今松川まで自然流下でおりてきております。結果的に今年については集中豪雨はございませんでした。やはり20万ｔの北谷ダムがきちっと受けとめておるということ、それから場合によっては松川ダムもその受け皿としてあるということ、そして700万人からの

観光客が来られておる、このことについても活用すべきじゃないかと。やはりご指摘のとおりだと思います。しかしながら、そこの場所をどうするこうするということについては、現時点においては今上下水道部長が回答したとおりでございますけれども、今後におきましても道の駅を含めた形での検討等については場所は今の浄水場は現時点ではできませんけれども、それぞれの社会の推移によって検討していくことは必要だろうというふうに思っておるところでございます。

以上です。

（10番不老光幸議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（橋本　健議員）　10番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時13分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

再開　午前11時30分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔８番　原田久美子議員　登壇〕

○８番（原田久美子議員）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております１件３項目、信号機について質問をさせていただきます。

最近では、各地で歩車分離式信号に変わってきているようですが、太宰府市内においても信号機を変えることで横断中の歩行者と車両との衝突事故を防止し、安全な交差点になる箇所があるのではないかと考え、質問をさせていただきます。

１項目めですが、五条の交差点はご存じのように天満宮から二日市方面へ左折する車や市役所から二日市方面に右折する車が多い交差点であります。市役所から二日市方面に右折する際には、無理をして黄色信号で直進していく対向車等があり、ひどいときは１台しか右折できないため、わずかな車両の間を急いで右折する車両があり、道路を横断する歩行者にとって大変危険な状況であります。

そこで、歩行者の安全を最優先に考え、歩行者と車両が交錯しないようにしなければいけないと思います。例えば、時差式信号機、矢印式信号機、歩行者専用現示方式等の導入や太宰府駅前の交差点のように全ての方向の車両用信号機を赤表示にして車両を停止させ、全ての方向の歩行者を同時に歩行させるスクランブル交差点等を導入し、歩行者の安全を確保することができないか、お伺いいたします。

２項目めは、大宰府展示館の東側にある県道観世音寺・二日市線と主要地方道筑紫野・太宰府線の交差点は、一方が交通量の少ない道路と交わる交差点でありますが、筑紫野・太宰府線は交通量が多く、横断歩道は設置されていますが、歩行者を安全に横断させるための信号機がなく、危険であるため、歩行者信号機が設置できないか、お伺いいたします。

また、主要地方道筑紫野・太宰府線観世音寺前の交差点は、付近にプラム・カルコア太宰府等があり、多くの人々が集まる施設や宇美営業所行き路線バスの待機所があり、バス、車が市道から県道へ出る際、出にくく、危険であり、車両は渋滞しています。このようなことから、車両がいるときだけ青信号に変わる車両感知式信号機を取りつけることができないか、お伺いいたします。

３項目めは、平成22年６月の定例会で一般質問をしましたが、再度質問いたします。

県道観世音寺・二日市線と国道３号線バイパスの交差点の３カ所には横断歩道、歩行者信号がありますが、１カ所だけ都府楼橋側の歩道には横断歩道、歩行者信号がついていません。なぜついていないのか、お伺いいたします。

以上、１件３項目についてお伺いいたします。

再質問は発言席でさせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　それでは、信号機についてご回答いたします。

今回の一般質問の３項目に対しまして筑紫野警察署と協議を行っております。

まず、１項目めの五条交差点に矢印式信号機等やスクランブル交差点の導入についてですが、右折車の多い交差点での信号としまして考えられますのは、右折矢印信号機であります。交差点で右折矢印信号機を設置する場合は、基本的に専用の右折レーンが左右対称になっていることが必要ですが、市役所側には専用の右折レーンがありますが、五条郵便局側には専用の右折レーンがなく、直進レーンと大駐車場への右折レーンが併用されている現状では設置できないということであります。

また、五条交差点信号が市役所に向かって青のときに郵便局側から左折しますと、五条駅入り口の信号は赤になっております。五条交差点と五条駅入り口交差点とが近く、滞留場に10台ほど車が停車した場合、現状では右折車が進入できない状況も発生しております。

右折矢印信号機を設置した場合には、さらに交差点に進入した車両によって交通渋滞及び事故を引き起こすおそれがあります。

続きまして、スクランブル交差点の導入につきましては、いわゆる歩車分離式信号でありますが、五条交差点での車両通行量が非常に多いことと、五条交差点と五条駅入り口交差点信号は連動しておりまして、歩行者専用の時間を設定いたしますと車両の交差点通行時間が短くなります。両交差点周辺を含めた渋滞がより発生することが考えられますので、導入することは難しいと思われます。

次に、２項目めの大宰府展示館の東側にある県道観世音寺・二日市線と主要地方道筑紫野・太宰府線の道路に歩行者信号の設置につきましては、１カ所横断歩道はありますが、信号機が設置されていない交差点でして、以前より地元からご要望も出ており、今年度も既に設置要望を行っております。

筑紫野署としましては、現地状況を確認したいとのことですので、今後筑紫野署と現地協議

も含め、設置へ向けて取り組んでまいります。

また、観世音寺の道路に車両感知式信号機を設けることについては、この交差点の形状が観世音寺からの出入り口と市道との通りが通っていないこと、半感応式になると県道の渋滞を招く懸念があること、及び観世音寺側が出入り口で信号機が設置できないことなどから、設置は難しいように思われます。

次に、３項目めの県道観世音寺・二日市線と国道３号線バイパスの交差点の３カ所には横断歩道、歩行者信号はあるが、１カ所だけ都府楼橋側の歩道には横断歩道、歩行者信号がつけられていないということですが、今年度も既に設置要望を行っております。筑紫野署としましては、現地調査を行い、前向きに検討されるということであります。

なお、最後になりますが、警察ではですね、信号機設置の方針としまして、事前に交通量、それと交通事故発生状況及び交差点の形状等をですね、調査、分析して設置の適否を判断しているということであります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　筑紫野警察署のほうに要望していただきましてありがとうございました。ちょっとまだ１項目めからちょっと入らせていただきたいんですけれども、私がこの質問をしたのはもうご存じだと思いますけれども、今答弁でもあったように市役所から二日市方面に右折する車が本当に多ございまして、それは市のほうも把握されているということでしたけれども、もう結果的には信号機はスクランブルにしても、右折式信号機もできないということでご答弁をいただいたんですけれども、ここは今の答弁でどことの間の信号機の間が短いって何か言われましたよね。それもう一回、ちょっと済いませんけど教えていただけますか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　ちょうどセブンーイレブンの前に五条交差点がありますけども、あれから二日市側に行ったすぐですね。二日市に行く道と五条駅に行く道とどんかん道に行く道がありますね。あそこを五条駅入り口交差点といいますけども、その間がですね、約60ｍしかない。横断歩道と横断歩道間がですね。それで、10台ぐらいしか、とまったらですね、もう右折ができないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　五条交差点というのは市民の方を初めとしまして観光客、また高齢者とか障がい者、白い杖を持った方ですね。そういうふうな子どもたちが交差点を利用されているんですけれども、市役所のほうから二日市方面に右折するときに歩行者がいて、それに右折できない車両があると思うんですよ。それで、１台しか、２台しか通れない部分というのがありまして、もう交差点の中に入っていったら、もう主要と専用と補佐がありますよね。あの天満宮第２駐車場、天満宮の第２駐車場に行く道との間で時間差もやっぱり違うと思います。私

もはかりましたけれども。それで右折する車が本当に１台しかなかったり、子どもたちが通るときも天満宮第２駐車場から大型バスがまた右折してきます。そのときに大型バスがその交差点内に１台しか通れなくて、あとが渋滞している。渋滞もありますので、ぜひですね、そこは時間が短く、60ｍしかないので５台ぐらい渋滞すると言われましたけれども、ぜひですね、今後の検討課題としてですね、時差式信号ですかね。時間的に二日市方面に行く、右折する車を時間をちょっと延ばしていただくだけでも違うのではないかと。歩行者は歩行者がその時間を言われたら私もそれをどうかしてくれということはまだ警察のほうとのかけ合いがあると思いますけれども、どうにかしてですね、あそこの交差点は本当に渋滞しているということはもう重々わかってありますけれども、重ねまして今後の検討課題として、また筑紫野警察署ともまた確認をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　あそこの交差点が２つありますよね。あそこが一つのワンパッケージみたいになっているんです。この信号が赤になったらこっちが青になるとかですね。１つを動かすとこっちを動かさないかんというようなパッケージになっている。それで、あのどうしても信号機の間が短いとですね、解消はしないと思うんですよ、どんなふうなやり方をやっても。時差式信号にしますとですね、こっちから見たときですね、自分はまだ赤やねと思うとってもですね、向こうは向こうの信号はわからないんですよね。それで衝突したりとかあるんです。例えば自分は右折しようと思って、今は矢印信号ですよね、言ってあるのは。時間差、時差式信号になりますと、自分が例えば右折しようと思って行きますよね。青だからと思っておってもですね、向こうが赤か青かわからないんですよ。だから、そこでぶつかったり衝突したりする事故がありますもんですから、今はもう交差点は矢印でやっているところが多いと思います。

それと、私が思いますにですね、基本的に今の状況ではですね、少々のことをしてもですね、解消にはならないというふうに考えています。一番大きいのはですね、やっぱり五条口の交差点のところをですね、改良する。もうちょっと向こうに持っていってですね、県道に対してどんかん道も駅からの交差点もですね、直角方向にですね、つくってそこに交差点をつくらないかん。つくるのがですね、一番の解決方法じゃないかと思っていますが、今すぐはできません。今すぐはできませんが、将来的にそういう構想を持ってですね、やっていくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　そしたらですね、そのようにどんかん道のところの移動も含めまして今度の検討課題にさせていただきたいと思います。

私はですね、その交通がですね、円滑にスムーズに交通事故も減少して安全に安全な町になってほしいということで今回質問させていただきましたけれども、長野県ではですね、信号機

に関する意見、要望を聞き取り、調査をされておられます。そこでですね、参考までですけれども、高齢者への信号機に関するアンケート調査の結果をちょっと簡単ではございますけれどもちょっと聞いてください。調査対象者は3,687人、60代の方、1,111名、70歳以上2,576名、性別は男性が1,643名、女性が2,044人、免許証を持ってあるかないかはありが2,186人、なしが1,501人、質問事項はこういうふうなことでアンケートの対象者でありましたけれども、その内容はですね、歩行者や自転車で出かけた際に不便や支障を感じる信号機はありますかというようなことを聞かれているんですよね。そしたら、2,665人の人が、72%の人が車やバスを利用しているということで多かったんですけれども、そこを利用されている、あると答えた方が544人、28%。その28%の方の意見では、歩いて信号やですね、横断歩道を利用してある方が544人なんです。その私は3,687人よりもその歩いて、高齢者の方が歩いていかれている方が28%いらっしゃるんです。その28%、率的には少ないんですけれども、その28%の意見を太宰府市でも、もしもアンケートをとったとしますね、太宰府で。だから、そういうふうな意見が同じような意見が出てくると思います。そういうふうな意見を大事にしていただきたいなと思っております。

そして、高齢者のですね、アンケートの結果の意見としてはですね、歩行者の青信号が短いと。それと、歩行者用の赤信号の待ち時間が長くていらいらすると。それと、歩行者用の信号機の色がやっぱり暗いて、これは信号機の問題だろうと思いますけれども色が見にくいということでした。

それと、障がい者の40名の方にやっぱり同じように意見を調査をされております。そこでは、やはり音響式のない交差点は横断するのに怖いと。これはもう五条交差点はありますので、別にないんですけど、あとは音響式があっても音量が小さい。あれも大きくなっておりましたので、これはもう別に問題ないんですけど、あと点字ブロックの方向がないということで五条交差点のほうを私もずっと写真も撮りまして見てきましたらきちんと点字ブロックなりをきちんと設置されておりましたのでこれは安心したんですけれども、天満宮第２駐車場に行くほう側のブルーゾーンですかね。安全ブルーゾーンのほうには点字ブロックがありません、両方。それがちょっと子どもたちも目の不自由な視覚障がい者の方も通られているのを私見かけておりますので、今日は私は交差点のことで質問しておりますので点字ブロックのことについてはまたちょっと調査をしていただいて検討していただきたいと思っております。

それと、やっぱり歩行者の赤信号の待ち時間が短過ぎるということで、この時間はどうでもできるというように私は聞いておりますけれども、先ほどもう時間が決まっているような言い方をされましたけれども、歩行者信号、歩行者をするための歩行者信号を何秒、車両が通る信号は何秒というのは決められているんですか。ちょっと私わかりませんので教えてください。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　すいません。ちょっと私の言い方が荒くてですね。あの五条交差点の中では、あの五条交差点とですね、五条駅入り口の交差点の時間帯がワンパッケージになってお

りましてですね、交差点ごとにですね、その時間帯の決め方はそれぞれ公安委員会が調査して自動車の通行量とか、歩行者の通行量とか、そういうのを調査しましてですね、公安委員会のほうで設定して設置しているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　それで、そういうふうなことも含めまして、今後やはりあそこはもういつも渋滞している場所でありますし、大きな事故がないことが幸いでございますので、もしも事故にならないように郵便局のほうから来られる車が本当に交通マナー、マナーだろうと思いますけれども黄色でも入ってくる。それをやめさせるか、警察のほうが定期的に立っていただいて、警察がおればそういうふうにして信号を入ってくることもないと思いますので、そういうふうなことも含めまして警察のほうにもご協力をお願いして、まずは定期的に立っていただくようなことも言っていいのではないかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それと、１項目めにつきましてはこれでちょっと終わりたいと思います。

２項目めに行かせていただきますけれども、この質問はですね、大宰府展示館の東側にある交差点についてなんですけれども、あの都府楼橋方面の観世音寺一丁目－28、19、26、21の角に黄色の点滅信号がこの何年か前に設置されました。この信号機はどのような理由であそこに設置されたのでしょうか、教えてください。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　これ何年前かちょっと私も質疑になかったもんでちょっと調べておりませんけども、あれについてはですね、やっぱり注意喚起ということでですね、どちらが黄色が点滅していたり、赤が点滅している交差点であると思うんですけども、それについては注意喚起と、交通の注意喚起ということで、地元からもそういう要望があったということでですね、聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　その場所につきましては、さっき答弁があったように今後調査をしていただいて、交差点の公安委員会のほうも調査をしていただくということで答弁をいただきましたので、事故がない前に設置をお願いしたいと思います。

よろしくそこはお願いしたいと思います。

それと、もしもですね、そこにするとすれば歩行者用の信号機になるのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　つけるとすればですね、やり方としては今の観世音寺についているような押しボタン式、農協前についている押しボタン式みたいな形になると思います。ただ、私もあそこ現場に行きましたけどですね、一番の大きな課題といいますのは、政庁のほうからですね、あそこの交差点ですね。今言われている交差点に行く場合ですね、ちょっとカーブしてい

るんですよ。距離が140ｍぐらいしかないというのが大きなネックになっておりましてですね、私が見た感じですね。というのは、政庁から直進車が来てですね、あの例えば信号をつくったとしますよね。やはり50ｍぐらい前にですね、やっとその信号に気づくかなという距離なんですよ。あの政庁から次の今度議員が言われているところに立てたとした場合ですよね。そこら辺を警察のほうも現地調査されるだろうと思います。それと、信号機が一つは立てられるかと、あの場所にですね。そういうのも現地調査の上ですね、確認されると。一番大きい課題としたら、あそこはやっぱりカーブがですね、見通しがちょっと悪いかなと、信号に気づくのが遅くなるかなと。だから、停車している車に追突とかですね、そういう事故の心配を、その辺も考えられて現地をちょっと見てみたいという話をされたと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　あそこの交差点はですね、主要地方道の筑紫野・太宰府線のほうが本当に車両が交通量が多いんですけれど、今おっしゃったように展示館からちょっと行ったところが本当にカーブになっていますので、あそこには補助信号とか、速度を出すようなことではないと思いますので、そこには横断歩道があるんですから横断歩道があるのにそこをやっぱり補助信号とかをつけることによって速度を出さない車をするというようなことも考えれば信号機はつけても私は可じゃないかなと思いますので、それも含めまして子どもたちがあそこは横断をするところでございます。

それと、もう一つ言いたいのはですね、県道観世音寺・二日市線のほうには横断歩道がありません。信号機がつけられなかった場合には横断歩道は設置することができますか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　その辺はですね、現地調査の中で警察のほうとですね、確認はしていきたいと思っています。今この場でですね、できるできないというのはなかなか言えませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　そして、この観世音寺の今度は道路の信号についてちょっと質問させていただきますけども、これは平成19年９月に私定例会に質問したところでございますけれども、そのときに答弁では区長さんからの半感式信号等の設置の要望があっているかどうかを確認するということのご返事でございました。そのときには要望があっているのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　観世音寺前につきましてもですね、要望があっておりまして、うちのほうもですね、要望書を提出している状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　そのときはですね、区長さん、平成19年度ですからまだ区長制度ですので、区長さんからの申請をもって要望ということになっておると思いますけれども、今自治会長さんになっております。こういうふうな信号機の要望につきましては以前のとおり自治会長の要望がないと要望をとってくれないのか、ちょっとそこんところをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　やり方としてはですね、今議員が言われましたように信号機の要望につきましては地元自治会長さん、それから小・中学校のＰＴＡよりのそういう要望書を取りまとめてですね、うちのほうが筑紫野警察署に提出します。それ経由で最終的には福岡県の公安委員会に設置要望書を出すと、その機関の中で決定されるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　そしたらですね、ちょっと例えばなんですけれども、私が住む自治会ではですね、自治会長さんが議員さんでございますので私がいろいろ要望を自治会長さんに渡すということになりますとそれは私もやりにくいところがございます、正直言ってですね。それを私はそういうふうなところも含めてですね、今回自分の一般質問をしたところでそういうふうなものが要望がなくても取り扱ってくれるのか、そういうふうなことをちょっとお聞きしたかったんですよ。だから、市民の方が自治会長さんに言わなきゃいけないのか。それとも、こういった私たちは市民の代表である議員がこういうふうなところじゃなくても直接各関係部署に行って要望をしてもできるのか、そこんところをですね、私も今いい時期かなと思っておりますのでお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　ちょっと回答をちょっと今迷っておりますけども、ここではいろいろここにしてほしいとかですね、いろいろあると思うんですよね。市としましてはですね、地元の機関のことは地元の中でですね、いろいろ相談していただいて、ここが一番危ないばいと。そういうところをですね、市としては出していただきたいと思うんですよ。なかなかですね、例えばあの三条台の入り口前の信号機でもですね、もうつくのに大分かかっております。今か今かという話でですね、なかなかその我々が警察に説明してもですね、つけていただけないと。そういう状況でありますのに地元から、いや私はここよ私はここよと出されてもですね、なかなか緊急性を警察のほうはですね、求めますのでですね、どこが優先するとなという話になりますものですから、そこら辺は自治会のほうでですね、十分に調整していただいて、本当にここが危ないばいというところをですね、出していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　このとき、平成19年９月の一般質問のときに市長からも答弁をいただきました。信号機の問題については住民の声を上げていくと、私どもの役割ということも聞いておりますけれども、もう一度ですね、市長本当にこういうふうなたかが信号って言われるかもしれませんけれども、本当に市民、住民が自分も含めて信号機を通るときに本当に混雑して危ない、歩行者の本当に危険があるというふうなことを見かけることも多いと思います、車で来られていますのでね。だから、そういうふうなときに本当に太宰府の安心・安全まちづくりというのは信号機も一つに入れていいんではないかと私は思っております。今後、そのときの６年前、私が質問したときにも市長からの答弁をいただいたんですけれども、もう一度ですね、６年前と変わっていないのかどうかを教えてください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　市民の安全・安心、人に優しい、まちに優しい、あるいは環境に優しいまちづくりは行政の基本だというふうに思っております。特にハンディを持った方々も自由に、あるいは外国人の方も自由に行けるような、目的地まで行けるような、そういった道路行政は必要だというふうに思っております。その中での信号機の設置問題、課題等々もたくさんございます。箇所もいろいろたくさん要望等が出ております。基本的に私どもは勉強会の中でも市単独事業で市がお金を財政的な裏づけをすればできるのかというような質問も内部でいたしております。公安委員会の設置、いろんな交通量等を勘案しながら優先順位を決めて行われておりますので、私どもとしてはそこの公安委員会にできる限り今原田議員も言われたようなことも含めて今後とも積極的に陳情、あるいは要望していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本　健議員）　ここで13時まで休憩をいたします。

休憩　午後０時04分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

再開　午後１時00分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　先ほどから市長の安全・安心まちづくりについて市長からのご意見、本当にありがとうございました。６年前と変わっていないことをお聞きしまして安心しております。

２項目めの続きから申し上げますと、結局そういうふうに請願とかそういうふうなものが上がってきた場合にですね、できるだけ市民の意見をですね、筑紫野警察署とか県の公安委員会に実情をですね、向こうから確認をしてこられるということだったらいいんですけども、やはりまずはこちらの実情を申し上げてそういうふうに意見を出されたところにはなぜできなかったかという、その説明をですね、していただきたいなと思っております。

それと、できればですね、要望としましては、要望につきましては、その要望書を出されたところには回答をですね、どういうふうな理由でできませんということを受けているというこ

とを教えていただけたらいいなと思っております。これは要望にさせていただいときます。

それと、２項目めはこれで終わりたいと思います。

では、３項目めの再質問にさせていただきます。

これもですね、平成22年６月にですね、一般質問をしまして３年が過ぎました。それから、全然ですね。３号線バイパスの道路は本当にきれいになり、木も伐採され、結構いいと思いますけれども、そのときにですね、回答された答弁では、当時の区画整理、河川整備の関係者、聞き取り調査をしても詳しい職員がいなかったという返事をいただきました。こういうふうなのは、その職員がその当時ですね、３号線の都府楼橋のほうの岸側のほうに横断歩道と歩行者信号機がないことについて区画整理のときになぜなかったのかというのを知らなかったということなんですけれども、やはりこういうふうな資料というのはですね、那珂土木事務所とかに聞けばわかることではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　あそこは県道とバイパス、国道がですね、交差したところの交差点になっておりまして、その当時市のほうで公安委員会ないし筑紫野警察署にですね、要望を出していることは間違いないと思います。ただ、国交省のほうからもですね、県のほうからもですね、そういう要望書は行ったんじゃないかと思うんですよね。ただ、議員さんのほうからなぜできないんだということで私も今回、あそこなかったんやねと初めて気づいた状況であったもんで、現地も見たんですけど、私個人としての見解としてですね、あれは梅大路の後に朱雀大路がありますよね。朱雀大橋がありまして、朱雀大橋のほうには横断歩道があるんですよ。こちらの都府楼橋のほうには横断歩道がないと。何が違うかといったらですね、横断歩道はですね、通常歩道がありますよね。それに沿って真っすぐ横断歩道はなかなかつけないんですよ。少し奥まって横断歩道、例えば五条の交差点がありますよね。セブンーイレブンへ行きます。渡ろうとしたら少し二日市側に行って横断歩道ができますよね。そして、また郵便局の歩道に行くというような形になっておるんですよね。朱雀大路のほうはですね、橋の中に横断歩道がありますね。少し橋の中に。あれは朱雀大路は両歩道になっています。両歩道になっとるからですね、あそこに横断歩道をつくってもたまりがあるんですよ、人がたまる。ところが、都府楼橋はですね、何が違うかというたら片歩道になっておりまして、橋の中に歩道をつくろうと思ってもですね、たまりがないんですよね、片方。わかりますかね。横断歩道をつくろうとしたら、朱雀大橋のほうには歩道が両方あるからですね、下がって横断歩道できるけども、都府楼橋はですね、歩道が片側しかありませんので、もう車道に近いほうに横断歩道もつくらにゃいかん状況になるんですよ、前のほうに出して。そこが大きな違いかなと思います。

それと、その当時ですね。警察もそこら辺を見たのかもしれません。たまりがないじゃないかって。車道のほうに横断歩道をつくりますと、例えば観世のほうから来た場合に横断歩道を渡りよる人が巻き込まれたりとかですね、そういう心配があるという判断をされたのかもしれません。

もう一つはですね、私が思いますには、その当時、あそこは通行はそれほど多くなかったかなと。歩道を渡る人がですね。今はですね、バス停ができております。バス停ができてですね、私もたまたま夜帰りよりましたら結構なバスをおりてですね、あの渡る方が多いんですよね。そういうことでですね、あの昭和56年ぐらいにあそこができておりますけれども、その状況と大きく変わっております。その辺はですね、今度現地確認をするときに説明はしたいと思いますけども、その当時何でできんやったかと今いろいろ考えてもですね、今から先やっていきますということで我々も言っておりますので、その方向でご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　前向きにもうそれもお願いしたいと思います。

そして、筑陽高校のところのほうに道ができるというお話を聞いているんですけど、それから広くなると。筑陽中学校の玄関前から筑陽高校の玄関のほうがあれが県道になっておりますよね。県道のあの交差点というのは、やっぱり交差点に横断歩道がないということはですね、その今の道の狭さ、歩道のところにはつくれないということでしょう。歩道があるところには横断歩道はできないということなんですよね。だから、橋の上に今されたんですよね。されているということですよね。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　私が言ったのはですね、昭和56年、その当時はそういう考えじゃなかったかという話です。今現在はですね、歩道に沿ってちょっと下がったぐらいで設置されている横断歩道もありますので、その辺の話もさせていただいてですね、警察と協議したいということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　それはよろしくお願いしたいと思います。

そしたら、このそのときは歩行者信号機も含めてお話をしていただけますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　歩行者信号機も含めて協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　それではですね、本当に１件目、ちょっと参考までになんですけれども、やはりこういった信号機の設置、横断歩道の設置、危険箇所、そういうふうなところをやはりいつでも誰でもですね、情報を教えるシステムというのが京都府のほうでですね、市町村共同電子申請システムというのがありまして、それには簡易申請になっていてですね、申込入力ができるようになっています。それはなぜ何のためにあるかというのは、あの信号機の意見

箱ということで設けられているんですけど、京都府の警察本部の交通規制課の信号機係というところがそれを集められて交通安全を守るための情報を習得しているボックスでございます。これはやっぱり信号機が見づらいとか、信号機をこうしてもらいたいとかといった意見ボックスなんですけれども、私個人的にはですね、こういうふうなシステムがあればいいなと私は思いました。福岡県のほうにもですね、こういうふうな意見箱があるということを今聞いて、それもう知りませんって言われるかもしれませんけど、今後ですね、そういうふうな福岡県でもこういうふうなものが導入されているかどうかをですね、聞いていただいて、太宰府市でもですね、こういうふうなものを小さいものでいいからですね、誰でもが危険箇所とか、危険場所とか、そういうふうなものを教えてもらえるようなシステムになったらいいなと思っております。

最後になりますけれども、全体的にですね、この１件目の私の信号機について質問したわけなんですけれども、この歩車分離信号機にかわることで太宰府市のですね、交通渋滞とか歩行者のための安全とか、そういったものが減災になればいいなと思って、再度になりますけれども、これは要望で聞いていただきたいんですけれども、あの梅大路交差点、いわゆる国立博物館と天満宮に向かう交差点なんですけど、あそこもやはり右折の車はいつも渋滞していると思いますので、あそこのほうもですね、今後やっぱり調査されてですね、歩車分離式信号を導入していただいたらということで要望したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　歩車分離信号の話が出ておりましてですね、以前前回６月の議会でもお話しさせていただきましたけども、今太宰府駅前が歩車分離でスクランブルになっております。あそこはですね、参道のほうからは車は来ないと。天満宮駐車場のほうからは一方通行になっておりまして、通行量、歩行者のですね、通行量がもう全然五条交差点とか梅大路交差点と違うんですよ。昼間ですね、見ていただいてもわかると思いますけども、もうほとんど人は少ないと。ところが、太宰府駅前はですね、もう昼夜とは言いませんね。昼間はもうずっと多いと。安全を確保するためにはですね、どうしてもあのスクランブルは必要だったし、近くに信号がないんですよね、周りに。ところが、あの五条とかですね、梅大路の交差点はすぐ踏切があったり、もう信号がすぐそばにあったりとか、非常にですね、状況的にスクランブルをするにはですね、難しいところでもあるし、昼間の人通りが思ったより少ないと。今大野城とかいろいろスクランブルじゃなくて歩車分離でやってあるところもあるんですけども、結構苦情もあるという話、昼間人が私も見に行きましたけどもほとんど通ってないんですよ。ただスクランブルになっとったり歩車分離になっておると。そこら辺の兼ね合いといいますかね、そこら辺もあるので研究はせにゃいかんけども、五条と梅大路は非常に状況がですね、以前からも議会でも一般質問はあっておりますけども、やっぱりあの西鉄の踏切の問題、さっき言いました五条交差点につきましては五条駅入り口の信号の問題と、そういうのもありますので、なかなか今すぐ解決策をですね、出すのは難しいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員。

○８番（原田久美子議員）　大変本当に無理ばっかり言いましたけれども、やはり太宰府市にはですね、先ほどからいろんな方が市民を初めとして観光客、本当に他県から来られる車がやっぱり多いということはもうわかりますけれども、せっかくですね、そういうふうに太宰府の町に来て道路渋滞とか、太宰府の知名度を落とすようなことにならないようにですね、おもてなしの心でこういうふうな信号機も含めて人も、女性の長寿が５位ということで、長寿のですね。が５位ということを聞きましたけれども、人も道路も安全の町、全国ではワースト１になるようにですね……。

（「ベスト」と呼ぶ者あり）

○８番（原田久美子議員）　いいほうでですよ。いいほうでナンバーワンになるようにですね、お願いして、私の一般質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　８番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、６番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔６番　長谷川公成議員　登壇〕

○６番（長谷川公成議員）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました３件について質問をさせていただきます。

まず、１件目の子育て支援策から未就園児の遊び場確保や親の交流場の現状について質問させていただきます。

本年５月15日から17日まで、総務文教常任委員会で埼玉県、東京都に行政視察を行いました。その視察先の埼玉県東松山市にて放課後児童クラブの運営について視察をさせていただきました。東松山市の放課後児童クラブ、要するに学童保育所は民設民営８カ所、公設民営５カ所、計13カ所あり、入所者数も年々増加傾向にあり、特に公設民営の５カ所については本市と同様に指定管理者による運営がなされておりました。その運営状況の中で、支援員を必要とする児童への対応や指導員の多くは、保育士、幼稚園教諭、小・中・高教諭の資格を保有しており、必要に応じて研修等に参加して、保健、救急救命関連資格を取得し、児童への対応を行っているとのことでした。そのほか、長期休暇時の対応として保護者の負担軽減を図るため、春休み、夏休み期間、始業式、終業式、開校記念日等、弁当の注文があったり、毎年度末に保護者満足度調査を実施し、非常に満足度が高い状況でした。本市も改善、見習うべき点があればぜひとも参考にしていただきたいと思います。

その中で、私が指定管理の運営となり工夫された事項の中に非常に感心した内容がありました。学童保育所施設の午前中の空き時間を有効活用した支援活動を行う。これは、本市でも取り入れることができるのではないかと考えます。現在、子育て支援課による子育てサロン等による活動は私の中では評価しております。しかし、もう少し回数があればとか、近い場所なら歩いて行けるが車がないため遠出は厳しいとか、車で行っても駐車場が狭いとか、改善すべき

点もあるのではないかと考えます。先進地の東松山市では、午前中は子育てサークルに開放し、子育て専従職員が５カ所を回っているとのことでした。本市でも子育て支援策として学童保育所施設を未就園児の遊び場確保と保護者の交流の場として検討できないか、伺います。

２件目に、地区公民館利用について質問させていただきます。

南小校区防犯・防災部会では、毎年７月３週目日曜日に太宰府消防署と女性消防団の協力のもと救急救命講習会を実施し、毎回50名ほどの参加者があります。３時間講習の中で指導を受け、迅速に正確にマニュアルどおり人前で行うのは人生経験豊富な方でも、緊張等もあり、なかなかうまくはいきません。人命はとうといもので、それを救うというのはそれだけ責任があるのだということが緊張につながっているのではないかと思います。このように、地域の皆さんは積極的に講習を受け、安全・安心なまちづくりの一助を担っておられます。地区公民館の利用は積極的に行われ、夏祭りの雨天時による利用や、敬老会、文化祭等々、その利用については多種多様あり、しかも避難場所にもなっています。もし、公民館利用時や近隣で最悪の事故が起こった場合、まずは119番に連絡をして救急車を呼びます。救急車が到着するまで約10分弱の時間がかかると思われます。この間、何らかの処置、特に心肺停止の場合などは迅速な対応が生存率を高めると言われています。真剣に安全・安心なまちづくりを目指すのであれば地区公民館にＡＥＤ設置は早急に必要だと考え、その方法として公民館整備事業費の増額とＡＥＤ設置の補助金を要望したいと思います。市の見解をお伺いいたします。

３件目に、平成22年６月定例議会において市指定の可燃ごみ袋の中袋を検討するよう質問し、要望しておりましたが、その後どのような検討がなされたのか、伺います。

以上、３件について質問させていただきます。

なお、答弁は件名ごとにお願いします。

再質問につきましては発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　１件目の子育て支援についてご回答いたします。

まず、本市の子育てサロン事業等につきまして議員から評価をいただきまして現場の職員も非常に励みになると思っております。ありがとうございます。

在宅の未就園児の子どもの遊び場、保護者の交流の場、情報交換の場、相談の場として、市内の私立保育所２カ所に地域子育て支援センターを設置しまして、また平成18年４月に太宰府市子育て支援センターを開設し、それぞれ特色を生かした事業を展開し、子育て中の親子さんたちがそれぞれに自由に参加されておられ、大変喜ばれております。

また、市内の保育所５カ所、幼稚園３カ所で園庭開放も行っており、地域の親子さんたちの受け入れも行っております。

特に、市の子育て支援センターにおきましては、いきいき情報センター２階のビガールームを開放して安心して気軽に集い、ほっと一息つける居場所、保護者同士の交流や情報の交換の場として子育てサロン、ぽかぽかサロンを開設し、多くの方にご利用をいただいております。

また、年齢や状況に応じた子育て広場の開催、子育てサークル、団体への支援、リフレッシュ一時預かり保育など、子育て家庭に対する総合的な子育て支援事業を職員一丸となって展開しております。

さらに、子育て支援センター職員が直接出向き、出前保育を行っております地域子育てサロンは、市内10カ所の公民館等において地域の方々のご協力をいただきながら、きめ細かな地域での子育ての場として大変充実した内容となっております。

また、新生児を対象に全戸訪問を行っておりますこんにちは赤ちゃん事業におきましても、子育ての相談、情報提供を行い、子育てサロンや子育て広場等への参加につなげているところでございます。

今後とも、地域子育て支援センター、地域公民館等での子育て支援活動のさらなる拡充に努めてまいります。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　ありがとうございます。

自分のことで申しわけないんですが、私の子も子育てサロンには行ったりしてですね、お世話になっております。非常に評判がいいようですね。壇上で言わさせていただきました。

今学童保育所が指定管理者になっております。午前中はやっぱり小学校の児童・生徒が授業中なので学童保育所はあいていると、そういった既存の施設を利用するということでですね、非常にまたその地元の小学校に近い保護者や子どもさんたちが行くことによってそういった交流の場が設けられるとか、子どもたちも友達が増えるとか、そういったことが狙いで今回質問させていただいているわけですが、今現在ですね、本市指定管理者になりまして、現在の指導員のですね、委員数とですね、壇上で申しましたように保育士と各教諭の資格を持ってある委員数の割合をですね、お伺いいたします。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　学童保育所の指導員の数は９月１日現在で調査をいたしました。嘱託、臨時指導員合わせまして合計42名でございます。そのうち保育士、幼稚園教諭、小・中・高教諭等の資格を有している人の数は21名でちょうど半分でございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　約半分の資格を有する方があるということですね。ありがとうございます。現在のですね、指定管理者との契約についてちょっとお伺いしたいんですが、契約は平日は14時からちょっと契約上は私も詳しくわからないんですが、14時から19時まで、土曜日、長期休暇中は早朝７時半ぐらいからだと伺っておりますが、例えばですね、平日午前中の２時間ぐらい、例えば10時から12時までとか、学童保育所あいている時間帯にですね、未就園児の遊び場確保や保護者の交流の場としてですね、実施していく場合、契約上はそういった問題はないか、伺います。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　現在、契約しております内容につきましては、平日は放課後から５時まで、５時の延長保育もありますんで、５時から夜の７時まで、土曜日につきましては８時から15時までで延長を入れますと18時までということでなっております。午前中につきましては準備をしたりすることがあって全く使わないわけではございませんし、例えばおやつを買いに行ったりとか、遊びの用具を買いに行ったりとかということで使ったり、そうはされてあるようでございます。仮に学童保育所をそういうふうな場に活用するということであればですね、想定されることとしては安全管理上の問題とか、衛生場の問題がありますから、どうしても学童保育所を午前中に開放する必要が生じるというふうになればですね、保健部門との具体的な話をしていきたいというふうには思います。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　じゃあ、まるっきり不可能ではないということで解釈してよろしいですかね。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　まず、学童保育所ありきではなくてですね、健康福祉部長の答弁でもありましたようによりきめの細かい地域に出向いて各公民館とかですね、保育所、幼稚園の施設を活用してあります。それでもなおかつ足りなくて学童が必要ということであればですね、そういうときは幾つかの問題点はありますけれども、それについては前向きに内部でも共有をして課題解決をしていかなくてはならないというふうに現時点では思っております。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　議員がご提案の学童保育所の活用につきましては、市としましても私どもと基本同じ方向性だというふうには考えております。今年度実施する予定の子ども・子育て支援事業計画策定に向けました市民アンケートを行います。その中でですね、ニーズ調査も行いまして、さまざまな方法の一つとして検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　検討されるということなので、これ以上聞いてもあと検討していきますぐらいの答弁しかないと思いますので、１件目は既存施設のですね、有効活用ができるように課題をクリアされてですね、あと指定管理者の指導員さんと子育て支援センターとの連携も今後は必要になるのではないかと思います。太宰府市は子育てしやすいまちづくりだと、市民の皆さんは当然として市外の皆さんからもそういった声がですね、聞かれるよう先進地の取り組みを参考に進めていっていただきたいと思います。

１件目はこれで終わります。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　それでは次に、地区公民館についてご回答いたします。

本市のＡＥＤ設置状況につきましては、全小・中学校、市役所本庁、プラム・カルコア太宰府、太宰府館、文化ふれあい館、展示館など、公共施設に市町村振興協会事業やコミュニティ助成事業を活用して設置をしております。公共施設についてはですね。

ただし、ご質問にあります地区公民館の設置につきましては、以前活用しておりました補助制度の対象ではございませんでした。このため、設置を希望される場合は自治会独自の購入をお願いしてきたところでございます。ちなみにですけれども、現在市町村振興協会事業等の補助制度はもう既になくなっております。

また、中央公民館で取り扱っております地区公民館施設整備補助につきましては、新築事業、増改築及び補修、それから室外の固定遊具の新設、増改築、放送設備等の新設、改良、敷地内の照明など基本的にハード整備事業の助成といたしております。ＡＥＤの設置については現在のところ対象としておりません。

ＡＥＤを使用する際については、議員もおっしゃってありましたけれども、操作研修等は必ず必要になると思います。各自治会でそこら辺については必要性も含めて十分論議をしていただきまして、現時点ではですね、既存の各自治会で自由に使える地域運営支援補助金というのがございます。これを活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　対象外になるということなので非常に残念なんですが、私もちょっと自治会にアンケート調査とか行ったわけじゃないんですが、ちょっとこれはお願いしたいんですが、ＡＥＤの設置をですね、要望される自治会は多くあると私は考えます。自治協議会の総会等でですね、まずはその地区公民館にＡＥＤ設置を希望される自治会がですね、幾つあるのか、まずは調査を行ってみてはと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　今、既にですね、たしか国分だったと思いますけれども、一つの公民館がつけてあるという話は聞いております。これについては基本的には地区公民館は地域住民の活動拠点ということで、基本的には地区住民の施設でございますから、市が強制的につけるべきかというよりも地域の中で論議をしていただくのが筋ではないかというふうに考えております。ただ、避難施設ということもありますので、全く市が知らないということではございませんので、そこら辺につきましては協働のまちとも連携してその考え方についてはどうなのかというのは聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　今のご答弁で関係ないというか、関係ないとは言っていませんね。地区公民館はやっぱり自治会、地区公民館ということで自治会に任せているというニュアンスのお答えでしたが、やはり１台調べますと約40万円もするＡＥＤをですね、自治会がすぐ設置できるとはですね、考えられません。世帯数が多い自治会ならですね、多少は余裕があるでしょ

うが、やはり世帯数の少ない自治会はぎりぎりで運営をしていると聞き及んでおります。しかしですね、人命がですね、助かるならば私は40万円という金額は安いと思います。やはり行政のほうからですね、半分ないし３分の１ぐらいのですね、補助を出していただきたいと考えますが、今後検討されるお考えはありますか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　現時点では先ほど言いましたように地域のことは地域でいろいろ論議をした上で検討していただきたいというのが基本的な考えでございます。将来もし他市の状況も少し聞いてみましたところ、近隣ではやはり地区公民館に市が補助している状況はございません。市の公共施設については設置をしておるようでございます。周りの状況等を見ながら、仮にそういうふうなことをする必要が生じた場合については議員さんがご提案されたようなことも検討してまいりたいとは思います。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　他市がやっていないから太宰府市でやっていただきたいと、そういうふうに私は思いますが、壇上でもですね、申し上げましたように人命はですね、とうといものであります。当然ご承知でしょうが、当たり前のことを言いますが、人命はですね、一度失ったら二度と戻ってきません。行政がですね、設置するとか、自治会で設置しなければならないとか、そういったちょっと言葉は悪いけど小さいことにですね、こだわらず、まずは第一に人命の尊さを考えていただきたいと思います。自治会の予算でですね、もし設置しなければならないのであればですね、地区公民館の活動も今もどんどん増加傾向にありますし、これからも高齢化社会になってきてですね、活動も増えてくると思います。おまけに避難場所でもありますから、できれば行政のほうでですね、ちょっと無理やりというわけじゃないですが、早急にですね、設置を地区公民館に義務づけする、そういう必要があると私は考えます。いかがお考えですか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　人命が大事だというのは十分わかりますし、おっしゃっていることも十分理解はできます。ただ、基本的な役割分担として行政がどこまですべきか、地域はどこまでやるべきかというのはやはりよく考えなくちゃいけないというふうに思います。仮に義務となりますと、やっぱりそれなりの対価をこちらが用意しなくちゃいけませんし、それは地区でも十分わかってあるというふうには思います。だから、私どもとしましては現時点ではその義務で強制的にするということではなくって、そういうふうな啓発といいますかね、そういうことには行っていく必要があるというふうには感じております。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　私の本当の希望としては公民館に、やっぱり人命が第一ですから義務づけをして、市も補助金を出しますよというのが希望です。地域の皆さんがですね、安全・安心に地区公民館ができるようにですね、一日でも早くですね、啓発でも結構ですし、まずは啓

発から行っていただきたいと思います。ＡＥＤがですね、一日も早く設置されることを期待いたしまして、２件目は終わります。

○議長（橋本　健議員）　３件目。

市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文）　それでは、３件目の市指定可燃ごみ袋についてご回答申し上げます。

平成22年６月議会におきまして、ごみ減量施策に関し、ごみ袋の中サイズ導入予定についてご質問をいただきました。その後、ごみの減量とリサイクルの計画的な推進に向けまして市民ニーズを把握するため、平成22年12月にごみの減量とリサイクルに関する意識調査を実施いたしまして、その中でごみ袋のサイズについてもご意見を頂戴したところでございます。その結果、可燃ごみ袋の大袋45ℓのほうですが、これにつきましてはちょうどよいが全体の82％と大半を占めておりました。また、世帯人員別でもほぼ80％の方からちょうどよいとのご回答をいただいておるところでございます。また、小袋25ℓのほうですね。これにつきましてはちょうどよいが全体の50％を占めておりまして、小さいと回答した人が37％となっております。

もっとも、世帯人員別で見ますと、２人世帯の場合はちょうどよいが56％、小さいが30％であるのに対しまして、４人世帯の場合はちょうどよいが41％、小さいが43％で、世帯の人数によっても希望される袋の大きさが違うということがわかっております。この結果から、ごみ袋のサイズにつきましては、今のところおおむね市民の皆様のニーズにお応えできていると考えております。

また、本市で取り組んでおります古紙類、剪定枝の回収、段ボールコンポストの普及啓発、生ごみ処理機の購入補助などの制度によりまして可燃ごみの減量を推進しておりますので、容量の小さい袋で済む世帯が増えていくことも考えられます。今のところ、ごみ袋のサイズの種類を増やすことは予定をいたしておりませんけれども、今後もごみ袋の購入状況、また市民の皆様のご意見を頂戴しながらごみ減量を一層推進するためにも、ごみ袋の容量、またサイズの種類について引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　可燃ごみ袋のですね、中袋に関しましては私いろいろ話を聞いたところ、やはり高齢者の方々やですね、ひとり暮らしの方々、ごみの量が少ない方々からの要望が出ております。現在ある可燃ごみ袋では、小では小さく、大では大き過ぎる。例えばですね、小袋だと１個半になってしまう。大袋だと３分の２になってしまうということを言われていました。ですから、今部長のご答弁でもありましたように大は45ℓ、小は25ℓですね。その間の35ℓぐらいができればですね、こういった問題は解決されるということになります。ごみ袋のですね、無駄を省くためにもですね、こういった中袋のですね、検討を意識調査も大事ですけど、私今ご答弁聞いたところ、まだ50％もいってないのではないかなと思いますので、今後と

もですね、こういった中袋の検討、できればですね、つくっていただきたいと、サイズをですね、いろいろやっぱり変更していくとか。意識調査は済いません、大体何年に１回ぐらい行われているんですか。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文）　意識調査を定期的に行っているかということですけれども、それは定期的ではございません。必要に応じて意識調査をしながら状況を把握して計画を立てていくということでございます。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　ちょっと変わった質問になるんですが、中袋をつくる過程においてですね、何か例えば簡単にはできないんだとかという、そういった障害になることとか、何か懸念されるところがあればですね、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文）　中袋をつくる上での問題があるかというご質問ですが、問題というよりは課題ということになろうと思います。１つはコストの問題が出てくると思います。２種類つくるよりかは３種類つくったほうがコスト的には上がると、それだけ単価が上がりますので負担が多くなるということはあると思います。

それから、袋の容量につきましてはですね、他市の状況を見ておりますと特に筑紫地区内ですが、大の大きいごみ袋はどこも全て45ℓなんですね。あと、中とか小とかというところはそれぞれ大きさの容量が違ってまいります。先ほど申し上げました意識調査の中でも基本的にはですね、世帯人数の少ないところのほうがより小さい袋を好まれるというふうに思うんですけれども、１つ特徴がありましたのがですね、１人世帯の場合の小袋についての調査の結果なんですが、小袋が小さいというふうに回答した人が61.6％おられます。ですから、一概に世帯の人員が少ないから小さいほうがいいというふうなことでもないので、その容量とかサイズの種類についてはですね、やはり今後の購入状況であるとか、市民の皆さんのご意見とか、いろんなものを参考にしながら、例えば３つつくるんであれば45ℓ、何ℓ、何ℓということは判断していかないかんかなというふうには考えております。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員。

○６番（長谷川公成議員）　わかりました。今後とも検討していってですね、よりよいサイズができることを願っております。

最後になりますが、市長が先ほどのご答弁で申されたようにやはり人に優しいとか、環境に優しいとか、今回の３件の質問は全てですね、こういった提案型の質問に関係するのではないかと思います。来年度のですね、予算案に一つでもですね、反映されることを願っております。本年はですね、３件ともですが。これからもですね、市民の皆さんが安全・安心で快適に生活できるようともに学び、ともに考えていきましょう。しつこいようですが、来年度の予算案に反映されることを強く要望、期待いたしまして、終わります。

○議長（橋本　健議員）　６番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番　渡邊美穂議員　登壇〕

○１１番（渡邊美穂議員）　ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従い、３件質問いたします。

まず、第１件目は、自治会制度についてお伺いいたします。

平成21年４月に自治会制度が始まり、試用期間１年を経て平成22年から本格的に活動されています。私は早急な自治会への移行には反対でしたが、移行されたからには、制度変更を決定した行政がきちんとバックアップしていただくことを２回にわたり議会で要望してきました。

自治会という組織は公益性は高いものの、任意団体ですから、全ての責任はその団体に課せられることを前提に、住民の自治意識を向上させ、法的な問題を理解した上での運営でなければ、最終的に迷惑をこうむるのは住民です。しかし、私が最も懸念していた市内の自治会が住民から裁判に訴えられるという最悪の事態が起きました。自治会の中では、自治会費から裁判に必要な弁護士費用などを支払うことに難色を示す人もおられ、役員の人たちに対して訴えられる前になぜ解決できなかったのかというご意見も出たようです。また、逆に訴えた住民たちが嫌がらせを受けるなど、住民間のつながりが分断され、いまだに修復できていません。

私は特に規約や契約などの法的な事案については問題が起こらないよう、行政がきちんと指導することを強く要望しており、そのときの回答は職員１人が２つの自治会を受け持って、指導なり助言を行っていくというものでした。それは、本当に実行されましたでしょうか。もしされたとしたら、どれくらいの期間実施されたのでしょうか。また、市民の自治意識向上と円滑な自治会運営のために行政としてはこれまで具体的にどのような取り組みを行ってこられたのかを教えてください。また、移行して丸４年が経過した今、市が考えておられる自治会制度の課題と今後の対応についてお聞かせください。

２件目は、自然再生可能エネルギーの活用についてです。

今年の夏の暑さは本当に異常でした。また、ゲリラ雷雨といった特異な気象状況が頻発するようになっています。海水面は今世紀末にはｍ単位での上昇が予想され、これらは地球温暖化と深くかかわっています。日本の電力の65％は火力発電、25％が原子力発電によるものです。火力発電はご存じのとおりCO_2を大量に排出します。原子力発電は福島のように万一事故が起こったときは自治体そのものが消滅するという大変なリスクがあります。このような化石燃料や原子力への依存から少しでも早く脱却するためには、自治体単位での取り組みが大変に注目されます。

７月、高知県の梼原町へ視察に行ってきました。梼原町は、自然再生可能エネルギーで、自治体のエネルギー自給率100％を目指している町です。町のメイン通りの家の屋根にはほぼ全て太陽光パネルが設置されていました。ここでは太陽光パネル設置に当たり１kW当たり20万円の補助を出しています。

そこで、まず本市の太陽光パネル設置補助金について市の現状をお示しください。

次に、梼原町の担当者は、どこの自治体でも一番取り組みやすく費用がかからないのは小水力発電だと説明されました。本市において今後のエネルギー政策は小水力などの具体的な方法を考えておられるのか、お教えください。

３件目は、市役所正面に設置された電光掲示板についてですが、この掲示板に関する予算1,500万円を承認したときの説明は、車で観光に来られた運転手の方に駐車場の空き状況がわかるよう道路に面して設置するということでした。しかし、現在、今の場所に市政情報などを伝える電光掲示板として完成しています。まずは、どのような経過があってもとの説明と大幅に違った内容のものとなったのか、ご説明ください。

回答は件名ごとにお願いします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　ご質問の自治会制度についてご回答いたします。

平成21年度に新しい自治会制度に移行いたしましたが、その際には行政区の中にある従来からあった、その組織を基本として行政区自治会の位置づけをしており、新たに自治会組織を改編するとか、あるいは一律の規約改正を求めたものではありませんでした。また、この自治会は同じ地域の一人一人が地域に共通する問題や課題を共有し、知恵や力を合わせてみずからが解決していこうというものであり、今この方向に進んでいると感じているところでございます。さらに、おおむね小学校区を単位とする地域コミュニティづくりのための校区自治協議会を設立し、新たな地域自治制度としてスタートしたものでございます。

地域の自治会活動につきましては、この制度改正前の以前から地域住民の自治意識向上の醸成を図りながら、その責任と役割のもと適切な運営がなされてきたものと思っております。そして、平成21年度以降も自主的な運営がなされているものと思っております。その中で、担当職員も地域との積極的なかかわりを持ちながら協働のまちづくりを推進しているところでございます。

なお、これらのことを鑑みれば、先ほどのご質問の中で述べられ、ご指摘されましたような事案は新しい自治会制度への移行が原因となって発生したものではないと思ったところでございます。

さて、太宰府市では多種多様化する地域課題を解決するため、地域住民の皆様と行政がお互いに知恵を出し合い、経験や情報などを持ち寄りながら協働のまちづくりを進めております。そのため、校区自治協議会では福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域活動のネットワークを構築され、各区自治会間の情報交換や必要な事業を実施されています。

校区自治協議会の組織化に当たっては、２校区ごとに１名担当職員を配置し、校区コミュニティの活性化に向けて担当職員が自治会長とともに考えながら活動内容を計画、実施し、多くの住民の参加のもと、自治意識の向上を図ってまいりました。

校区自治協議会においては、役員会、防犯・防災部会など、各種委員会は定期的に会議を開催され、健康、防犯・防災、そしてスポーツなどのイベントやフェスティバルが行政や自治会、あるいは関係機関との協働のもと、毎回多くのスタッフや参加者を得ながら、その主催事業として開催されておりますことは、皆様既にご承知のことだろうと思っております。

また、今年度から市立全小・中学校で組織されましたコミュニティスクール、これでございますけれども、校区自治協議会や自治会がこれまで培ってきた地域の子どもの見守り活動、子どもは地域で育てるという実践活動と自治意識の醸成によって受け入れられ、円滑に組織化されたと思っております。このように、校区自治協議会活動の充実は、その構成団体である各区自治会が円滑に運営されていることのあらわれであると思っております。

今後におきましても、区自治会が抱えている課題や問題の解決の方策を共有し、ともに考え、補完する活動として校区自治協議会のさらなる活動充実を図り、行政と校区協議会、各区自治会とともに進んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　今のご答弁の中で１カ所確認をいたします。校区自治協議会２校区に１名職員が派遣された、担当はいたというふうに回答されたように思ったんですが、それが事実かということと、それはもし担当されたんだとしたらどれぐらいの期間いらっしゃったんですか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　各校区協議会２校区を職員が１名担当し、３名の職員がおります。そこに係長、それから課長、この５名の体制で、この間平成21年度以前からこの地域コミュニティづくりについてはもう議会のほうでも報告していましたように継続して取り組んでおりますし、その後も現時点でも取り組んでおります。職員と校区協議会、あるいは自治会の会長さんとの協議の中で今先ほどご報告しましたようにいろんな活動がですね、充実してきていると思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　私が以前お伺いしたときは、まだ校区協議会のことなどは質問をせずにですね、自治会の問題でお伺いしたときに、その当時今の総務部長が協働のまちの推進担当の部長でしたので、そのときの部長の回答は各自治会、２つの自治会に１名の職員を担当させるというふうにご回答していただいておりまして、２校区に１名というご回答ではなかったと思います。それはこれは議事録にも残っているわけですけれども、それで私が聞いたのはその２校区、２つの自治会に１名の職員を派遣されたような実績はあるのですかというふうにお伺いしたんですが。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　平成21年６月議会で渡邊議員のほうからご質問を受けております。そのとき、私協働のまち推進担当部長でございましたけれども、議事の中でそれぞれ１人が２つの校区を持ちながらやるということで紹介もしておりますということでご報告はいたしております。校区協議会２校区でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　わかりました。そのときの部長の回答はやはり今おっしゃったように組織等の改編はなく、今までの現状の行政区と何も変わらないというご回答を多分何度かされたと思います。おっしゃるようにですね、組織の仕組みとか、働き自体は変わらないんですが、行政区はですね、権利義務主体ではありません。しかし、自治会は権利義務主体になります。法律上、行政区と自治会はその立ち位置が全く変わってきます。今回は新しい制度の問題ではない、今回のこういった事案は新しい制度が問題ではないというふうにおっしゃいましたが、以前だった場合はですね、これは自治会というか、行政区が訴えられることはなかったわけですよね。権利義務主体となった自治会だからこそ、こうやって住民との間にそういった法律上の裁判というような問題が起きてきます。つまり、自治会というのは法的責任は逃れられない、これは壇上でも申し上げましたけれども、これはやはりきちんと皆さん認識をしていただいてですね、事業とか自治会の事業及び組織運営のための手続、これはやはり時間はかかっても今までの行政区以上にですね、民主的な方法を徹底しなければならないというふうに私は思います。ですから、私は従前から申し上げているように行政側の助言とか、指導なんかがやっぱり最初は必要じゃないですかというふうに申し上げてきたわけです。

これからちょっと部長にお考えをお伺いする事案はですね、ある自治会で実際に起こった事例なんですけれども、自治会の総会というのは各団体の代表とか、隣組長などで構成するという規約を持っている自治会は多いと思います。しかし、規約の構成要件に入っていない、もちろん会費を払っていらっしゃる一般の自治会員が総会に参加して議決に加わりたい、そういうふうにもし自治会に申し出た場合、自治会はどのように対応をしたらいいと思われますか。例えば総会はですね、現実に来賓とか、マスコミとかですね、委員外委員の方を自治会が招待したり、あるいは許可するという場合があります。もちろんそういう人たちは議決権は持ってないわけなんですが、その会費を払っている一般会員の参加についてはどう対応するのが望ましいか、部長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　最後の質問の前に、渡邊議員が先ほど自治会は権利義務主体であるというようなご発言があったと思いますけども、以前渡邊議員は自治会というのは任意団体ではないかというようなことでおっしゃったと思います。いわゆる任意団体といえば民法上の権利能力なき社団でありますので、その権利義務主体という申されたことがちょっと私理解できないところがありますので、次の質問では何か少し補足していただければと思います。

それと、先ほど質問された内容につきましては先ほどから申していますように、自治会、そ

こそこでですね、適切に対応されていると思っております。そこに何かの地域住民の方に課題があったりとかですね、問題があれば、そこは皆さんで話し合いの中で決めていっていただいているものだと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　この自治会がですね、任意団体であることに間違いはないんですが、その権利義務主体になり得るのか、なり得ないのかということで、私も弁護士のほうに確認をしてみました。やはり自治会というのは非常に公益性が高い、任意団体ではあるけれども公益性が高いということで、やはりこれは権利義務主体として判断をしてよいのではないかという、それはお一人の弁護士の判断ではありますが、そのようなご回答をいただいております。

それからですね、今自治会の中で対応したらいいんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、先ほど申し上げたように自治会とその個人の間にトラブルが起こったときにですね、以前行政区だったときはその行政区長さんが市役所に行って市はどういうふうに判断されますかという意見を聞く。そして、市の判断はこうですからあなたは参加できます、あるいは参加できません等のお返事をすることが可能だったと思います。しかし、今おっしゃったように自治会の中で考えなきゃいけないわけですよね。今、行政とか議会に対してもですね、情報公開とか透明性というのが非常に求められています。それだけやっぱり市民の意識が非常に大きく変わっている中ですね、自治会というのは最も市民に近いところにある、先ほど申し上げたように公益性がとても高い団体です。したがって、行政や議会よりも透明性の高さが求められる場合があると思います。自治会は法律上、自治会内の行事のほとんどは自分たちがやりたいから自主的にやっているという任意団体という民法上の解釈だと思いますが、その趣旨に賛同して会費を払っている会員に対して役員は当然ながらなぜそうなったのか、なぜこういう結果になったのかという説明をする責任はありますし、会費を払っている会員は意見を言う権利を持っています。その相互関係を円滑に維持するためにはですね、今部長もおっしゃいましたけども、その自治会の中で十分に話し合って、なぜそういう結果になりましたよということをですね、その議論自体もその公開の場で行ったほうがいいとか、あるいはその異議申し立てをしてきた住民を、やはりその会議の中に呼んで一緒に話し合いをしましょうとか、そういった透明性の高さ、あるいは情報公開の必要というのが非常に求められると思います。幾ら手間暇がかかってもですね、そういう民主的な方法で解決するということが唯一わだかまりを残さない方法じゃないかなと思います。特に、やはり住民間で運営されていますから、本当に民主的な方法でやらないと、住民同士のわだかまりというのは非常にコントロールするのが後で難しくなってきます。でも、そういったことを行うためには知識が必要なんですね。やはり法的な部分もある程度必要でしょうし、自主運営をやるというためにどういったことが必要なのかとかという、そういう知識が必要なんですけれども、そういう研修をですね、自治会の役員さんとか自治会長さんだけじゃなくて広く市民向けにこれまで行ってこられたようなことはありま

すか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　今の質問の中で区長制度の時代の時のことを少し述べられました。ご存じのように区のエリアはですね、戦前戦後、大字村をというくだりについてはこの間何回も私お話ししてきています。それから、新興団地ができて新しくエリアを決められて、そこに地域の住民の方々がそういう組織をつくられてですね、自治会と言われたところもあるし、町会と言われたところもある、区と呼ばれたところもある。そういうふうな組織をされてきました。それは綿々と地域活動して続けられてあるわけですね。戦後は戦前戦後米の配給とかですね、何かでそういう隣組制度とか町会制度についてはＧＨＱが廃止を指示したというようなこともなく、しかしやっぱり社会教育の分野とかですね、そういう生活改善の分野で綿々とそういう活動が続けられてきて、法的な規制については昭和25年やったですかね。そういうことで廃止されてきたということ。太宰府市においても記録としては昭和35年やったですかね、昭和30年、区の制度ができてエリアが決められて、そしてそのときにはその区の活動をされている組織の中からですね、市長が委嘱する、一つの行政機関として区長を置くので推薦をしていただきたいということで推薦を受けて市長が区長ということをやる。ただ、その区長の役割というのはですね、もうここで話すこともないと思いますけども、行政の代行機関みたいなところでも活動されていたけども、社会情勢の変化の中でなかなか区長制度としては機能がしなくなってきている、今の社会の中では地域の中のそういう自治会活動がやはり重点になってきて、みずからの地域課題についてはみずから解決していくようになってきた。まさに地域コミュニティづくりという行政も目標を掲げましたので、一体となって区長の委嘱をやめて自治会と行政がダイレクトに協働しましょうという話に変えてきたということ。だから、区長さんもですね、自分ところの自治会がこういう問題があるから市に判断を仰いでですね、市がその区の自治会の中の問題をですね、采配していったという記録、歴史もありませんし、そういうこともやっておりません。

それから、過去の話で私も直接伺ったことはないんですけれども、自治会の中でも残念ながらそういう訴訟の話があったこともあったそうです。でも、それはやっぱり自治会の中で解決をされたということのお話は伺っております。

それで、当然自治会については民主的に運営されているし、先ほど私ご報告しましたようにいろんな法令遵守をされながらですね、いろんな方々が社会経験も豊かな方々が役員とか会長とかになられてですね、民主的に運営されておると思いますし、そういう法の遵守については知恵を出し合いながらですね、されているものと思っております。

それから、自治意識の向上につきましては、地域自治をこうしていかなくちゃいけないよというようなテーマでですね、講演会をしたいとかということはやっておりませんけれども、先ほどから答弁していますように、まずは今校区協議会をつくるということで校区協議会を通じてですね、そういう自治意識の向上を図っていきながら、その活動の成果がですね、地域に住

んである方々の自治意識の向上のあらわれだと思っております。そういう講演会も必要だということであればですね、校区協議会、あるいは自治会長とも協議しながら、必要であればそういうものも開催していきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　今、部長の答弁も民主的に運営されている自治、皆さん民主的に運営されているというご回答で、私もそう思います。自治会の多くは本当に民主的にきちんと運営をされていると思いますけれども、例えばじゃあ規約の問題で１つ、先ほどお伺いした件もありますが、もう一つ総会のあり方について部長のお考えはお伺いしていきたいと思いますけれども、代議員以外のですね、一般自治会員が議案の内容を知らされないまま代議員に全てを一任して総会を行っているという自治会はどれぐらいあるか、部長把握はされていますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　私が全ての自治会のその総会の運営がどうされているかということは把握いたしておりません。ただですね、自治会において総会のありようについては自治会の規約の中で定められたとおり行われているものと思っております。各行政区の規約についてはですね、平成21年当初届けをしていただくときにいただいた経過もありますので、職員もその中身は見ていると思います。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　規約で内容を定められているのは総会の開催に当たっての規約はあるんですけれども、その総会を開催する前段階でですね、その議案を例えば会員全員に配付すべきなのかとか、要するに私たちは自治会費を払っているけれども、総会は知らないうちに開催されていて私たちは議案の内容も知らないまんま、通常代議員は隣組長さんがなっていらっしゃる場合が多いんですが、隣組長さんが賛成をしたからそのまんま議案に賛成を私たちもしたことになっているというような、そういったもしね、運営をしているところがあれば、これはやはり総会のあり方として私はおかしいと思います。事前に例えば議案書とか、予算決算書を回覧板とかで全会員家庭に配布してですね、そして閲覧をして、委任状なり何なりをとってという段階手順を踏んできちんとやっている、そういったもう自治会もたくさんあると思いますけれども、もしですね、そういった状況なんかをきちんと全ての自治会見ていただいて、本当にそういうやり方が徹底されているのかどうか、それをね、ぜひ一度確認はしていただきたいと思います。というのは、前回２年前とか３年前にお伺い、ご質問したときにですね、赤い羽根募金を初めとするさまざまな募金について自治会費の中から予算としてそれをそこそこの団体に寄附をする、そのことを全く知らされていなかった自治会員が自治会を訴えて最高裁で勝訴するという例をたしかお示ししたと思います。それはやはり議案の内容とか、予算決算の内

容を自治会員が知らされないまま代議員でその総会が成立してしまっているということを受けての話だと思いますので、それは一度調査をしていただけないでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　渡邊議員がおっしゃっていた自治会の運営のありようというのはそのとおりだと思います、ほとんどですね。そういうことが運営されていない自治会というのを渡邊議員はご存じなわけですか。どこの地がそうされているということで少しお話しいただかないと、私どもは先ほどから申し上げていますように適切に円滑に運営されているものと思っております。

それと、確かに最高裁判例でそのような判例が出たということも事実であります。ただ、法令の中にも慣習法、いろいろあると思います。その中で民主的に運営されているものと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　自治会の方が別に民主的な考え方をしていないということではなくてですね、その手法とかやり方をご存じない、知識がないというケースも私はあるんじゃないかなというふうに思います。先ほどの答弁でも宗像に視察に行ったというふうなお話が出ていましたけど、これは今西日本新聞でずっと協働のまちへということで連載をされているわけなんですが、宗像市はコミュニティセンターに週に１回ですね、その職員が勤務をしている。そのコミュニティセンターで勤務をして助言とか指導を行うというようなことをやっておられますよね。そうすると、そのコミュニティセンターにいらっしゃるわけですから、例えば自治会の中でいろんな悩み事とか相談事があった場合には気軽にその方とお話ができる、相談ができるような土壌があるんじゃないかなというふうに思います。宗像市はですね、もう15年もかけてこの自治意識の向上を図っておられます。この記事にもありますけれども、大学と連携して１期２年間の市民大学を運営したり、これはもう廃止になったところもあるようなんですけれども、あるいは市民の政策提言の手続やワークショップ開催、こういったことを定めた条例も制定しているというふうにこの新聞記事に載っています。このようにですね、時間と手間をかけて自治意識というのは向上して、部長がおっしゃったように醸成を図っていかなきゃいけない。これまでももちろん醸成してこられたとは思いますけれども、さらに行政もそうでしょうけど市民ニーズが多様化していますから、ここはですね、もう少し丁寧に行政のほうもですね、研修とか講演会ではないです。研修とかですね、そういったことで民主的な運営方法とか、その自治とは一体どういうことかとか、これからの多様なニーズに応えていくためにはどういうサービスが必要かとか、そういうことをですね、行政がこれは主導権を持ってやっていただかないと、校区協議会単位でとかというのはなかなか難しいと思いますので、こういった研修は大丈夫でしょうか。今から人材を育成するという観点からも研修などは行えますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　そういう自治会活動の必要性とかですね、どんなふうな活動がその地域課題の解決に必要なのかと、そういうことについては当然皆さんで議論されながら進んでいっているものと思っておりますので、先ほどから報告しているとおりです。

ただですね、これだけは申し上げたい。職員はですね、本当に先ほど言いました３人の職員、昼夜を問わず本当に日祝日、ここに上議員もおられますけども、本当に毎日のようにですね、校区協議会、あるいは自治会と議員の中でも私どもの職員の顔を見ないことがないと思います、何かのイベントがあったときには。そういうふうにやっていますし、今ここに森田会長も傍聴に来られていますけども、本当に毎日のようにですね、市役所のほうにおいでいただいてですね、本当に校区協議会の運営はどうなのか、自治協議会の運営がどうなのか、一緒に職員と一緒になってですね、取り組んでおりますので、不十分なところは当然充足していくと思っております。ただ、私申し上げたいのは、職員も頑張っていますし、地域の方もいろいろと協力していただいて充実してきておると思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　それは、もう全くおっしゃるとおりで、私もいろんな行事等に参加をさせていただいたり、研修会や勉強会とかですね、会議に参加させていただくときに私も傍聴に行くこともいっぱいありますので、そういったときに自治会の方々とか、職員の方々がそれこそ本当に昼夜を問わず働いておられるのはよく把握はしております。しかしですね、現実こういった、先ほど制度の問題ではないというふうにおっしゃいましたけれどもですね、今後ですね、住民が自治会を訴えるというような事例が起こらないようにするために、万々が一訴えられたとしてもですね、自治会が敗訴するというような前例をつくっちゃ絶対いかんと思うんですよ。そのためにはきちんとした遵法意識とか民主的な運営方法とか、そういったことはですね、何回確認しても私はおかしくないというふうに思います。一つの地域に原告と被告がいるという状況はですね、本当に地域住民にとってもつらいものだと思います。

何度も言いますけれども、自治会制度への移行を決定した行政がですね、まだ足りないところも私はどうしてもあると思います。また、住民ニーズも先ほどから申し上げているように変わってきます、どんどん。ですから、それに対応した形でですね、積極的に研修会とか、そういったことをきちんと開き、同時にですね、行政側が指導とか助言をしていただいて、私ももうこれに関係する質問をですね、もうしなくていいことを強く希望いたしまして、１件目の質問を終わります。

○議長（橋本　健議員）　ここで14時30分まで休憩をいたします。

休憩　午後２時14分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

再開　午後２時30分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２件目の回答を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文）　それでは、２件目の自然再生可能エネルギーの活用についての１項目め、太陽光パネル等の設置補助についてご回答を申し上げます。

東日本大震災以降、太陽光発電など再生可能エネルギーへの関心も高まっておりまして、国においても平成24年７月に再生可能エネルギーの普及、拡大を目的といたしました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行され、この法律に基づき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まったところでございます。

この法律の施行により、太陽光発電設備を設置され、その電力を売電する方々にとりましては、売電に関する価格の固定化や長期間の契約の保証など、安定的な売電を行うことが可能になっております。一方、一般家庭の電気利用者にとりましては、電力会社が再生可能エネルギーによる電力を買い取る費用といたしまして、再生可能エネルギー賦課金が電気料金に上乗せして徴収されております。

このようなことから、太陽光発電を設置する場合につきましては、設置費用も比較的安価になってまいりましたし、売電による安定した収入もありますので、設置費用の回収も早ければ10年前後でできるような状況になってまいりました。また、公平性という観点からも、今すぐに市として太陽光発電の設置に対する助成を行う状況ではない、このように考えております。

次に、市内の太陽光発電の設置状況につきましては、平成25年７月末現在で1,109件、うち平成24年度中の設置は228件となっております。市といたしましても、国の補助制度の活用等につきまして、市民の皆様に積極的な周知を行うほか、公共施設の新設、大規模改修などの機会に合わせまして太陽光発電の導入検討を行うなど、再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、今後とも、国のエネルギー施策の動向や社会の状況なども注視しながら、太陽光発電の助成制度については引き続き検討を行ってまいります。

続いて、２項目めのこれからのエネルギーに対する市の考え方についてご回答いたします。

第五次総合計画にも掲げております低炭素社会の構築に向けて、新エネルギー、特に自然再生可能エネルギーの導入検討につきましては重要な課題と捉えております。ご質問の自然再生可能エネルギー導入の主なものといたしましては、太陽光発電、小水力発電、風力発電などが考えられます。

太陽光発電につきましては、１項目めで申し上げましたが、今後も公共施設の新設及び大規模改修に合わせて導入検討を行うことを優先課題といたしまして取り組んでいく方針でございます。

次に、小水力発電について高知県梼原町のご紹介がありましたが、梼原町については水量の

多い四万十川水系を利用され、年間を通じて安定した発電ができているものと思っております。本市における小水力発電につきましても、平成25年に福岡県が県営ダムの放流水を活用した小水量発電の事業見込み調査の結果を発表をいたしております。この中に北谷ダムも入っておりまして、その試算が行われておるところでございます。施設建設とランニングコストまで含めた事業費見込み額が約１億円との試算に対しまして、最大出力９kW、年間発電電力量の推計は約3万4,000kWとなっておりましておおむね一般家庭10世帯分を賄う程度の発電量とのことです。発電量が少ない割に建設費用がかかるということでございました。加えて、電力会社への接続費用、また水利権の調整なども課題が多く、事業化の可能性としては厳しいとのことでもありました。

さらに、風力発電につきましては、発電用風車の山間部設置が想定されますけれども、本市には史跡地が多く、景観まちづくりの観点からも風力発電の導入については難しいのではないかと考えております。

このように、自然再生可能エネルギー導入についてこれまでにも検討してまいりましたが、現時点では国の情報や施策の動向、補助制度などを注視しながら、調査研究を進め、まずは公共施設の新設及び大規模改修に合わせた太陽光発電の導入など、本市の実情に合った取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　今、部長のご答弁にあった公共施設の新築とか大規模改修工事の際にというお話だったんですが、今回補正予算に小・中学校の大規模改修工事の予算が計上されておりまして、所管の委員会でですね、太陽光パネルを設置する予算がそれ入っているんですかというふうにお伺いしたら、それはないと、入っておりませんというお返事だったんですね。学校に太陽光パネルを設置している自治体ももう既に幾つも出てきておりますし、また今おっしゃったように売電を行っていけばですね、今10年ぐらいとおっしゃったんですけど、椨原で聞いたところだと、大体一般家庭ではもう五、六年たてば利益が出るようになるというふうなお話だったんですが、小・中学校の場合はちょっと規模が違うので10年ぐらいかかるのかもしれませんけれども、いずれにしても利益を生むようになります。同時に子どもたちについてですね、エネルギーの活用を実践で教育するという視点も出てくるんじゃないかなと思います。

以前、上議員の質問に対してですね、市庁舎についてはこの大規模改修の際に太陽光パネルの設置を考えているという回答がありましたが、それは一体どのような計画で進んでいるのかということと、なぜ同じ公共施設でありながら学校がその太陽光パネルの設置の対象外になっているのかということ、それから新設される五条保育所、予定ですけれども、こちらには設置は考えておられるのか、３点教えてください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　庁舎の大規模改修につきましては現在いろんな協議を重ね、関係課と集

まってですね、検討しているところです。まだ具体的に改修、事業費の問題とかもありますので、この間報告していますように空調とかですね、あるいはＬＥＤ照明とか、そういうふうな改修をしていくところでございます。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　学校大規模改修については、新築は別でしょうけれども、既存の施設を大規模改修という工事になりますと、それを設置するに当たって、またさらなる重なる費用があります。それと、再生エネルギーの改修等も含めまして現時点ではかなり費用の面も含めまして厳しいというのが現状でございます。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　五条保育所につきましては、ただいま設計中でございまして、まだ詳細は今詰めておる状況でございまして、まだ具体的には考えておりません。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　環境課のほうではその太陽光パネルをできるだけ積極的に推進をしたいと言われつつも市庁舎のほうはまだ今計画中だということと、学校のほうは非常に厳しいということで、じゃあ一体どこの公共施設にその太陽光パネルを大規模改修の際につけられるのかなというちょっと疑問は残るんですけれど、いずれにしても化石燃料というのは近い将来もう枯渇することはわかっているわけで、今海中にあるメタンハイドレートというのが将来有望なエネルギー源になるんじゃないかというふうに注目されているんですが、なぜか国から研究費用がずっとおりずにですね、研究が進まなかったという過去があるようです。これはやはりいろんな石油にかかわる関係団体とかですね、そういった方たちのいろいろな思いがあるんじゃないかというふうに言われているんですが、こういうふうに石油を初めとする化石燃料とか原子力というのは政争の具にされて、下手するとそれが戦争に発展してきたという過去を持っています。しかし、この自然再生可能エネルギーというのは非常に平和なエネルギーでありますし、先ほど申し上げた梼原町で伺ったところによると、今小水力発電の北谷ダムの件が１億円かかって９kWという非常に何か少ない発電だったんですが、梼原町の担当者の方はですね、大体小水力発電は五、六ｍの落差があったら十分に発電可能ですというふうにおっしゃっておられましたし、私たちが梼原で拝見してきた発電所もですね、そんなに大規模なものではありませんでした。落差自体は本当に五、六ｍで落ちているぐらいのものだったんですけれども、その北谷ダムはもう今既存のものを利用してという話なんでしょうけど、まずですね、その五、六ｍの落差で相当なる小水力発電が可能かどうかというような、その調査研究だけでもですね、まずは始めてみようというような思いはおありになりますでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文）　先ほど市のですね、公共施設の関係で取り組みの状況はどうかというご意見もいただきましたが、環境課の所管しております、まず美化センターがございます。この法面を利用した太陽光発電が導入できないかどうかという検討を行いました。結果から申

し上げますと法面になりますので、非常に基礎部分をしっかりせないかんということで費用がかなりかかると。採算性からいいましてもなかなか元が取りづらいというふうな部分もありましたし、施設自体をしばらく休まないかんというふうな状況も出てきましたので、美化センターはちょっと難しいだろうということが１つですね。

それともう一つ、市単独ではございませんけれども、これは太陽光ではございませんが、福岡市と本市を含めた４市１町で建設を行っております（仮称）新南部工場ですね。ここはバイオマス発電を予定をいたしておりまして、平成28年稼働予定でございますけれども、発電予定量は１ｔ当たり589kWアワーということでの導入予定をいたしております。これは追加補足になりますけれども、ご報告を申し上げたいというふうに思っております。

それから、小水力発電発電の検討をということですが、今議員おっしゃったようにダムのような大きな規模ではなくてもですね、水路、その辺の水路あたりを利用してということになるわけですけれども、一つは年間を通じて豊富な水量が確保できないかんということ、それから落差が５ｍ、６ｍぐらいは要るということですね。市として一番に考えなければいけないのは、市内河川といたしましては御笠川、鷺田川、こういうところが大きな河川になってきますけれども、過去の災害の履歴もありますんでですね、防災面における配慮はこれまず一番に考えにゃいかんだろうというふうに思っています。

小水力発電にいたしましても、何らかの設備を構造物をつくるわけですから、そのことが流量に対する影響であるとか、そういうふうな災害につながるものにならないかどうかですね。そういうことも慎重に検討しながら検討していくべきかなというふうにも思っておりますし、この小水力発電そのものがですね、小規模、事業規模が小さい割には維持管理に手間がかかるというふうなこと、それから採算性が見込めずに断念するケースが多いというのが現実あるようでございます。この手間暇がかかるというのは、流れの中にごみがひっかかってないかとか、そういうのを毎日２回ぐらいは最低巡回で回ったりとかですね、そういうふうな手間暇もかかるようでございますし、なかなか踏み切れないところがあると。

もう一つ、河川法的なものもありますし、法律の制約もありますが、１つはいろんな方が水利を利用してありますので、水利権の調整あたりも入ってくると。ですから、具体的に太宰府市に小水力ができるかどうかという基本的なところも検討も必要ですけれども、現実としては先ほど申し上げたような状況で、とりあえずは公共施設の部分かなというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　わかりました。先ほどのその梼原町はですね、今小水力発電の上限が法律で定められているので100％にはなっていないんですけれども、その法律が変わりさえすればですね、数年以内にもう自給率100％にしますというふうに担当者の方がおっしゃっていました。担当者の方は、こうもおっしゃっていたんですが、日本人は日本のエネルギー事情がどんなに深刻な状況かを知らなさ過ぎます。我々はここ50年以内に大変な状況になると考えて

います。そのとき慌てて自治体のエネルギー政策を始めても遅い。自分たちが子どもや孫に残してやれるのは地球と共存できるきれいなエネルギーだけですというふうに担当者の方がおっしゃいました。今、バイオマスの話も出ましたし、この椨原では間伐材を利用したチップなんかも十分に活用されております。ですから、バイオマスも含めてですね、本市で一体どういった自然再生可能エネルギーが活用できるのか、一番効率的にできるのかという調査研究だけでもですね、ぜひ始めていただきたいということをお願いして、２件目を終わります。

○議長（橋本　健議員）　３件目、回答を求めます。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　次に、３件目の市役所前の電光掲示板についてご回答申し上げます。

この掲示板につきましては平成23年12月議会におきまして行政情報や観光情報、観光客向けの有料駐車場の駐車状況などを掲示する電子掲示板の整備費として補正予算に計上をさせていただき、ご承認いただいたものでございます。

今回、設置が完了いたしまして、今年の４月から運用を開始したところであります。市の行事や市からのお知らせなどの行政情報や観光地を紹介する観光情報などを主に掲示しているところであります。

ほかにも、今回８月の大雨がありましたけれども、その洪水警報の発令時におきましては市内に発表されている警報等の気象状況を掲示して市民にお知らせするなど、その時々の必要に応じたさまざまな情報を発信できるツールとして活用しているところであります。

また、駐車場の情報につきましては、現在のところ市のホームページ、あるいは携帯電話で駐車場情報が確認できること、お知らせすることにとどまっておりますが、来年１月から渋滞時期に備えまして、市ホームページや九州国立博物館ホームページの駐車場情報とリンクさせまして、直接駐車場の満空状況を掲示することとして準備を今進めているところでございます。

次に、設置場所についてでございますが、自動車からも、また歩行者からも見ることができ、市役所への来庁者も見ることができる場所といたしまして、いろいろな設置場所を検討した結果、今の設置場所が最適であると判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　私はその手続の問題を一番ちょっと重視しているんですけども、これは個人によって差があるかもしれませんが、私たちが12月議会の補正で受けた説明は一番メインだったのは駐車場の空き情報をやっぱり来市していただいたお客様にお知らせするための電光掲示板だというものだというふうに受けとめて予算を承認したわけで、しかもそれは道路に割とかかった形でつくりますよと。したがって、その運転手の方から非常に見やすいようなものでつくりたいというような説明を受けたんですけれども、今の成果物がどうこういうというわけじゃないんですよ。それがいい悪いじゃなくて、その当初受けた内容とですね、少なくと

も今私たちがそこで目の当たりにしているものというのは違うもののように私は思うんですね。それは一旦私たちが1,500万円という予算を認めて、違うものができてくる過程というのはこれは執行権の範囲だというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　補正予算のときにご説明していると思いますけれども、そういういろんな情報をですね、掲示できるものとしてこの電光掲示板を設置するということで、先ほどご報告しましたように駐車場のどこがあいているとかですね、それを表示するにはいろいろな整理をしていく部分がありますので、先ほど申しましたように現時点ではそういう駐車場情報については文字情報としてですね、そういうホームページでごらんいただけますよと、携帯電話でごらんいただけますよということでとどまっておりますけれども、先ほど申しましたように直接あの掲示板にですね、博物館の駐車場の状況とかですね、それから満空情報もお知らせできるように接続を今準備を進めているということでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員。

○１１番（渡邊美穂議員）　私も市民の方からですね、あそこの場所に掲示板があって、あのあそこの場所に一体何のために掲示板をつくったんですかというふうに聞かれたんですけれども、私たちが受けていた説明、私が少なくとも受けとめていたものとはちょっと違っていたのでですね、ちょっとなかなか説明が難しかった状況なんです。執行部のほうとしてはもう当初からああいう目的でその1,500万円をというふうにおっしゃるのかもしれませんけれども、そうだとしたらその駐車場情報とかですね、そういう紛らわしいことは言わずに最初からその行政情報だけを流す電光掲示板を正面入り口のところに立てますというふうにご説明をいただければ、それに対して賛成反対はいろいろあるでしょうけれども、私は何か違っているような気がしておりますので、これはもう要望なんですけれども、もしですね、その補正予算であっても一旦説明した内容と違う、私の場合は大きく違うというふうに思うんですけど、一旦白紙に戻していただいて、もう一度再度こういったものに使いたいというふうなことを説明をしていただきたいなというふうに個人的には思うのが１つと、それから正面のあそこの場所ですけれども、車を運転してある方は恐らくですね、ほとんどあれは気がつかれないと思いますし、あの正面から歩いてこられる市民というのも私はそんなに多くはないと思います。少なくとも車で来られた方はあの掲示板は多分ごらんにならないでしょうし、市役所の横から正面玄関に入られる方というのも、あの掲示板は多分ごらんにならないんじゃないかなというふうに思います。もうあの掲示板は既にもうできておりますけれども、もう情報を流すんだったらですね、やはり市民の方がもう少し集まる場所、集う場所とか、往来が徒歩でのですね、往来があるような場所に移動していただいたほうが、これは個人的な要望ですけれども、いいのではないかということを要望いたしまして、３項目めを終わります。

○議長（橋本　健議員）　11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、７番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔７番　藤井雅之議員　登壇〕

○７番（藤井雅之議員）　ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告に従い、２項目質問をさせていただきます。

まず、地域経済の新興について伺います。

８月19日、20日と東京で行われました自治体問題研究所主催の第23回市町村議員研修会に参加をしてまいりました。初日は地域経済の振興について、２日目は防災対策の講義がありましたが、今回は地域経済の振興について２点伺わせていただきます。

まず、中小企業振興条例の制定について伺います。

2010年６月に政府は中小企業憲章を閣議決定しました。日本の事業所の99％が中小企業、雇用者の８割を中小企業が占めている状況について、政府も中小企業を重視する時代になっていると認めたのがこの中小企業憲章ですが、今後国レベルでもこの憲章に基づき施策が行われていくと思いますが、地方自治体レベルでは中小企業振興条例の制定をする自治体が急増しています。地域経済、社会の担い手としての中小企業の役割の明確化、市町村の行政責任の明確化や中小企業対象施策と市町村施策の協同など、それぞれの特色を生かした条例が制定されています。太宰府市においても中小企業振興条例の制定を考えるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、公契約条例の制定について伺います。

公契約条例の制定については、平成22年３月議会で私は一般質問をさせていただきました。その後、議会の中では市民ネットの村山議員もこの公契約条例の制定について質問されていますが、今の景気の動向を見ても、一部では改善の兆しが見えてきていますが、依然として仕事がない、あっても賃金が安いといった、そういった声が聞かれています。公的責任の重要性がますます問われる状況になっていることからこそ、公契約条例の制定が今こそ必要と考えますが、見解を求めます。

質問の２項目めは、学校法人国士舘との今後の関係について伺います。

今定例会に市が取得した国士舘大学太宰府キャンパス跡地のグラウンドと体育館を松川運動公園として10月から供用開始をするという内容の議案が提案されています。私は７月27日に同地で学校法人国士舘主催で行われました記念碑の除幕式に橋本議長などと参加をしてまいりましたが、国士舘を創設をされた柴田徳次郎氏のこの地に大学開設をと思われた思い、並々ならぬ思いについて今の国士舘の理事長や学長の方々と意見交換もさせていただきました。

今後、グラウンドや体育館などの施設は松川運動公園として供用がされていくことになると思いますが、国士舘のキャンパスがここにあったということをいつまでも語り継いでいくためにも、国士舘の冠をつけた、例えばスポーツ大会、そういった国士舘の協賛、後援という形で行っていくなど、学校法人国士舘と今後、関係を引き続き築いていくべきであると考えますが、見解を伺います。

再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　１件目の答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　１件目の地域経済の新興についてご回答いたします。

まず、１項目めの中小企業振興条例の制定についてでございます。

地域経済の活性化、あるいは地域産業の発展には欠かすことのできない要素の一つとして中小企業振興があると考えております。太宰府市では、地域経済活性として商工会に対しまして市内中小企業者の活性化につながるプレミアム商品券の発行を初めとする事業の支援を行っています。

次に、中小企業の育成と経営安定のために商工会との連携によって中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証制度の運用や、事業資金を融資することにより自主的経済活動を促進するとともに、企業の安定を図っております。

また、太宰府観光・産業経済活性化連絡会議を開催しまして、観光や産業にまつわる団体が一堂に会し、情報の共有を図るとともに、さまざまな意見交換を通して観光、産業の振興、地域の経済活性化に向けて連携した取り組みを進めるとともに、観光、産業振興のビジョンづくりや仕組みづくりを目指しているところでございます。

以上のように中小企業の振興に関する施策を実施しているところでございます。

今後とも、国、県、近隣市町村の動向をうかがいながら、商工会とさらなる連携、協力により、中小企業者の支援を行い、地域経済の振興を図っていきたいと考えます。

お尋ねの中小企業振興条例の制定につきましては、中小企業の振興が本市の発展に欠かせないものであるという認識を行政のみならず、企業はもちろんのこと市民などの多様な主体が共有することが大切であると考えております。そのため、中小企業を振興する上での行政、企業及び市民の役割や関係を明らかにし、中小企業をより元気にすることで、本市をより豊かで住みやすい町にするという機運の高まりを見きわめながら、また地域経済及び中小企業の振興につきましては、行政域を超えた広域での連携によるものも必要であり、そのためには近隣市町や県域における動向も注視してまいりたいと考えております。

次に、２項目め公契約条例の制定についてご回答いたします。

本市発注の契約におきましても、労働者の労働条件の適正化や、当該契約業務の質の確保等については重要なことだと認識しております。その確保のために発注の際には業務に応じた適正な労務単価で積算を行い、受注者に対しましては関係法令の遵守を指導しているところでございます。

また、本市では、随時入札状況について調査、分析をしておりますけれども、近年賃金への影響が懸念されるダンピングと疑われるような案件は見受けられず、適正な範囲内で推移しております。

市発注の契約については、低廉なコストで、適正な履行が確保されることが大前提であり、

賃金などの労働条件につきましては、労働基準法及び最低賃金法等により国が整備し、適正なものにされるべきであると考えております。

今後も、国、県、他自治体の状況把握に努めながら、調査研究を続けていきたいとは考えておりますけれども、現時点におきまして市単独で公契約条例を制定する考えはございません。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　まず、その中小企業振興条例の制定に関連してお伺いをさせていただきますが、今の部長のご答弁をいただく限りだと、その中小企業の振興策そのものの窓口を太宰府市としては基本的にその商工会の部分の中心に進めていこうと考えておられるのかということが１点と、答弁の中で広域、県域というような、そういうような言い方をされましたが、この広域というのは例えば私が壇上で述べました研修の中の講義であった中小企業振興条例を制定している自治体の中には、例えば北海道の帯広市ですと、そういった部分を金融機関ですね。金融機関と行政が中心になっていくというような、そういうような内容が盛り込まれていたりとか、あるいはこれも帯広市ですけども大学との連携とか、そういった部分も含めた振興策を持っておるような、そういった地域の特色を生かした、これは中小企業条例ですけども、そういった中小企業の振興支援策というのを持っている、そういう自治体も実際にあるわけですけども、その広域、広げる広域、県域というのをですね、そういったところまで広げられるお考えがあるのかないのか、ご認識をお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　商工会の関係と先ほど私が申しました広域という関係、もう合わせてご回答いたしますけれども、現時点におきましてはこの間の取り組みについてご報告したように、太宰府商工会と連携と図りながらですね、中心にやっていきますけれども、先ほどの答弁でも申しましたように、地域の関係する方々と連絡協議会、観光も含めたところでつくっておりますので、そういう中で進めていきたいと思っております。条例に織り込むべき内容がですね、先ほど申しましたようにどういう役割を誰が持つのかというような、そういう機運の高まりといいますか、そういう協議がですね、出てきて、やはり条例が必要だというようなことになればですね、条例ということでも考えていく必要があると思いますけども、現時点ではまだ施策を展開しているということで、その条例に基づいてそれを基本に置きながら進めているということではございません。

それと、広域については、私が申しました視点の中には単独で市町村でつくるということじゃなくて、やはり商業圏というのは区域内だけではございませんので、例えば筑紫地区で連携できてやっていこうということになるのか、あるいは県のほうでですね、そういう県内の振興策として条例を制定されるのか、そういうところを視点に入れたということでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　今、県のほうというようなお言葉も答弁の中でありましたけども、実際にこの県レベルで見ても今この中小企業振興条例というのをそういった名前が中小企業振興、あるいは地域経済の振興基本条例とか、そういったさまざまな言い方をするところがあるみたいですけども、県レベルでも25の道府県で制定をされているという実態がありますし、まだ福岡県ではそういった部分が未整備になってますけども、もうもはやこれがあるのが当然というような時代になってきていると、県レベルで見たときにですね。そういうふうにあるのが当然というような時代になってきているんじゃないかなと思いますし、福岡県でも遅かれ早かれいつかは整備はされていくんじゃないかなというふうに私は思ったりしていますけれども、そういった部分のですね、県等の動向等も見ながらですね、ぜひ太宰府に合った条例あるいはそういったルールづくりといいますか、支援策を持っていただきたいということを、これは要望させていただきます。

それで、公契約条例のほうについてちょっと幾つかお伺いしたいと思いますが、公契約条例の今労務単価ですとか、最低賃金のところの答弁もありましたけども、今回の今届きました決算委員会の審査資料にも私が要求しておりませんけども太宰府市の行っております委託の関係の内容の審査資料が出ておりますけども、市のじゃあ今行っております業務委託に従事しておられます、そういった労働者の方の賃金はきちんと把握をした上で福岡県の最低賃金というのは確保はされているというような、そういうご認識でよろしいでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　答弁の中で申しましたように労務単価につきましてはきちっと設計基準の中で設計をし、発注いたしておるところでございます。契約の結果を見ましてですね、先ほどもご報告しましたようにダンピングと、賃金にまで影響するようなダンピングをして契約されたという事例はないということで適切にされていると判断いたしております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　その部分がですね、実際に市のそういった発注の部分から関わられる一人親方とか、そういった下請とか、そういうような部分のところまできちんと対応はされておられるんでしょうか。そこまで把握はきちんとされて問題なしと判断されておられるんでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　一人親方というところがちょっとあれですけども、当然太宰府市の登録業者の方に発注をいたしておりますので、その事業者の経営形態、法人組織にされている方、個人になっている方、おられると思いますけども、先ほど申しましたように発注をする場合についてはきちっと設計します。その中には労務単価の基準の設計の中で設計をいたしておるということでございます。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　というと、じゃあそういう部分があるから、今市の基本的な考え方としてはこの公契約条例というそのものまでは必要はないというふうに考えておられるということですか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　公契約条例を定めてある自治体もございます。先ほど答弁の中で申しましたようにこのことについてはいろいろ調査研究をさせていただいているところです。藤井議員の前回のご質問、村山議員の前回のご質問のときに千葉県の野田市が一自治体だというようなご報告もされておったと思いますが、現時点では幾つかの自治体が制定されているのも私どもも存じ上げております。ただ、この公契約についてはいろんな考え方がまだありますし、いろんなクリアしなくちゃいけない課題もあるようでございますので、その点について今研究を進めておるということで、まだ条例制定までは考えに至っていないということでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　今、言われました公契約条例の野田市の、これ千葉県の野田市が一番最初に取り組んで、今私の手元にある資料では野田市以外にも、川崎市、多摩市、相模原市、渋谷区、国分寺市、厚木市と、そういったようなところが制定をしている内容が資料手元にありますけども、今言いましたようにもう川崎市のような政令市から特別区の渋谷区、あるいは相模原も今政令市ですね。そういった部分の一般市からももう自治体の規模に関係なくですね、こういった公契約の条例というのをきちんとこれも整備もされておられる実態がありますので、それはぜひこの部分は私が前回質問したのが平成22年で今平成25年というと、もう３年近くも私の質問を研究していただいているんだなという、その時間をかけていただいているなというのは感じますけども、それもですね、条例の制定の必要なのかどうかという部分も含めて基本的な前向きに研究を早くしていただいて、条例の制定とか、そういった部分に結びつけていただきたいということを、これはもう要望させていただきまして１項目めの質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　２件目、お願いします。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　次に、２件目の学校法人国士舘との今後の関係についてご回答を申し上げます。

今回、学校法人国士舘より太宰府キャンパス跡地購入の際におきまして、学校法人国士舘から太宰府キャンパス跡地は太宰府市へ譲渡する形になるけれども、この太宰府の地に国士舘があったという記録を残していく意味で記念碑の建立と文教都市である太宰府市と今後も末永くスポーツや文化を通じて友好関係を深めていきたいとの申し出があっております。

本市といたしましても、人と地域が共生する地域として、また景観保全地域として自然環境を保全し、さらにこの跡地を活用して市民の健康や運動の場として活用を行っていく趣旨を伝

えてきたところでございます。

今後、学校法人国士舘からスポーツを通じての協力をさせていただきたいとのことから、市が主催、あるいは後援等を行う武道大会、例えば青少年の剣道や柔道大会などですけども、国士舘杯の冠名を用いての開催、並びに支援等の協力を行っていきたいとの申し出もあっております。具体的には理事長杯でもいいですよというようなお話もあっております。このようなことから、現在教育部においてスポーツ大会開催に向けて企画立案を検討中でございます。

今後とも、学校法人国士舘とはスポーツ及び文化を通じまして交流を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　今、そういった武道大会というような言葉出ましたけども、私もこの質問するに当たって改めて国士舘のそういったスポーツの学校のそういった状況とかを改めて調べたんですけども、国士舘の理事長の大澤先生は私もこれ調べて改めて知ったのはサッカーの指導者で本当に日本を代表するような、今ギラヴァンツ北九州の監督の柱谷監督とか、そういったところとかも指導されてきたというような、そういったことでありましたし、また日本サッカー協会の役員として活動されていた時期もあるという部分で見まして、改めて国士舘のそういった、てっきり私も武道のイメージがあったんですけども、武道以外のどちらかというとサッカーとかにもそういった多数の今も現役のＪリーガーを多数輩出しているというようなことも改めて知りましたので、武道というとどうしても室内のところになりますので、そういった屋外のですね、そういうサッカーとかそういう部分まで広げてですね、これは国士舘にも当然大学にも事情もあると思います。学生さんの当然そういった大会の時期とかは当然外さないといけないですし、長期休暇の時期と、その子どもたちのそういった長期休暇、あるいは参加しやすい条件の整備というのも当然必要になってくると思いますので、そういった部分も含めてですね、武道に限定せずにスポーツという視点でですね、検討していただきたいというふうに国士舘と協議も行っていただきたいというふうに考えますが、この辺についてのご見解をお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　スポーツの関係でございますので、まず私のほうから、記念碑の落成式のときに市長からも教育長からも国士舘のご意向を聞きました。それで、まず動いたのは柔道と剣道ですね。それの冠をつけた大会について申し入れをし、現在協議を行っております。サッカーという話も今初めて伺いましたけれども、今後スポーツを振興する中でいろんな意見を聞いてそういうニーズがあればいろんな話し合いをして国士舘のほうとも連携をさせていただきながらいろんな支援をいただきたいというふうには考えております。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　わかりました。これはですね、まだ今国士舘と協議もされておられる最

中ということでありますけれども、今後１回目が実施をされ、それが２回、３回とずっと定着をしていってですね、市民の皆さんの年間のスケジュールの中にそういった部分が浸透するようなですね、そういった形で発展をしていってほしいというのは私の思いでもありますし、その点は執行部の皆さんとも同じ思いじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった形での整備を重ねてお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　７番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、９月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午後３時13分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

１　議　事　日　程（４日目）

〔平成25年太宰府市議会第３回（９月）定例会〕

平成25年９月17日
午 前 10時 開 議
於　議　事　室

日程第１　一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名（議席番号）	質　問　項　目
1	小　畠　真由美（５）	1.　障がいを持つ子どもの感性を育て成長を支援する施策について （１）　軽度、中度難聴児の補聴器購入助成ができないか。 （２）　読み書きに困難を持つ児童生徒への支援となるデイジー教科書の普及、活用について 2.　介護支援について 介護予防、高齢者のやりがいづくりのためにも介護支援ボランティアポイント制度を取り入れてはどうか。
2	上　疆（３）	1.　体育複合施設建設基本計画について （１）　パブリックコメントについて、伺います。 ①　８月20日まで募集されたが、何人また延べ何件ぐらいの意見が提出されたのか。 ②　集約はできているのか、できていなければいつ頃できるのか。 ③　集約内容はどの程度公表されるのか。 ④　その結果、どのように反映されるのか。 ⑤　今回の募集方法で、市民から広く意見や改善案の提出ができたと考えておられるのか。 2.　各小学校等の健康被害防止対策について （１）　携帯電話中継基地局と子どもの健康問題等について ご承知と思いますが、近頃は東小学校を始め、水城小学校や南小学校などの直近に携帯電話中継基地局が設置されております。 わが国を始めとして世界中で行われてきた研究では、「電波防護指針」に示される基準値に満たない電波が健康に悪影響を及ぼすという証拠は見つかっていません。このため、ＷＨＯをはじめ世界各国は、このような基準値を満足すれば安全上の問題はないとの認識を表明しています。しかし、その一方で研究結果が十分に得られていない部分もあり、健康リスクに対してより正しい判断を下すため、ＷＨＯを中心とし

		て世界中で研究が進められています。 　そこで、このような現状の中、各小学校等の子どもの健康被害防止対策として、 ①　教室の窓へのシールド貼りについて ②　教室の窓への網戸設置について 　太宰府市として措置するべきと考えますが、ご所見を伺います。
3	芦　刈　　茂 （4）	1.　太宰府市体育複合施設建設基本計画（案）について （1）　基本計画は議会の議論を反映したものか。 （2）　Ｐ４、表、総合体育館建設に関する経過、24年度分議会での審議内容がぬけているのではないか。 （3）　建設事業費22億1千万円の資金計画はどうなっているのか。 （4）　基本設計費2千万円はどのように使われているのか。 （5）　建設予定地は警固断層からの距離はいくらか。 （6）　８月末の近隣の水害の状況について （7）　福岡県保健環境研究所の外周部分はどうなっているか。 （8）　渋滞対策、道路計画は。 （9）　維持運営費は。 2.　公共施設の活用について （1）　「プラム・カルコア太宰府」愛称決定に市民、有識者は入っていたのか。 （2）　議会から、議長、所管委員長を審議会に参加させるべきではなかったか。 （3）　愛称募集だけでなく活用計画を市民から広く募集し、運営を支えるボランティア組織をつくるべきではないか。 （4）　松川公共施設について、愛称募集、市民への公開、活用計画募集の予定はないのか。
4	陶　山　良　尚 （1）	1.　ふるさと納税について 　全国では熱心に取り組んでいる自治体もあるなか、本市でも「ふるさと太宰府応援寄附金」制度はあるものの、アピールが足りないのではないか。 　上手に活用すれば、新たな財源の確保、市のＰＲにもつながると考えるが、市の見解を伺う。 ①　これまでの市の取り組みと現状について ②　寄附金の使途について ③　今後の活用について 2.　交通安全対策について 　日本通運から北杉塚公民館を通り、市民プールに至る道路につい

		て、交差点部分は拡幅されたが、依然として道路は狭く、特に水城西小学校の通学路でもあるため、多くの児童がこの道を通り通学する。歩道はあるものの、朝などは交通量も多く、非常に危険である。一刻も早く道路拡幅などの対応を望むが、今後の対策について伺う。
5	門　田　直　樹 (12)	1.　本市におけるスポーツの振興について スポーツの振興・推進に関しては生涯学習課が所管しているが、担当係の業務が多岐に亘り、出先での仕事も多いようである。 係から課へ移行する時期に来ていると思うが、見解を伺う。

２　出席議員は次のとおりである（１７名）

１番	陶　山　良　尚　議員	２番	神　武　　綾　議員
３番	上　　疆　議員	４番	芦　刈　　茂　議員
５番	小　畠　真由美　議員	６番	長谷川　公　成　議員
７番	藤　井　雅　之　議員	８番	原　田　久美子　議員
９番	後　藤　邦　晴　議員	10番	不　老　光　幸　議員
11番	渡　邊　美　穂　議員	12番	門　田　直　樹　議員
14番	大　田　勝　義　議員	15番	佐　伯　　修　議員
16番	村　山　弘　行　議員	17番	福　廣　和　美　議員
18番	橋　本　　健　議員		

３　欠席議員は次のとおりである（１名）

13番　　小　柳　道　枝　議員

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（２４名）

市　　長	井　上　保　廣	副　市　長	平　島　鉄　信
教　育　長	木　村　甚　治	総務部長	三　笠　哲　生
市民生活部長	古　川　芳　文	健康福祉部長	中　島　俊　二
建設部長	辻　　友　治	会計管理者併 上下水道部長	松　本　芳　生
教育部長	今　泉　憲　治	教育部理事	堀　田　　徹
総務課長	友　田　　浩	経営企画課長	濱　本　泰　裕
公共施設 整備推進課長	原　口　信　行	市民課長	宮　原　広富美
環境課長	田　中　　縁	福祉課長	阿　部　宏　亮
高齢者支援課長	平　田　良　富	都市計画課長	今　村　巧　児
建設課長	眞　子　浩　幸	上下水道課長	石　田　宏　二
学校教育課長	森　木　清　二	生涯学習課長	木　原　裕　和
市民図書館長 兼中央公民館長	田　村　幸　光	監査委員事務局長	関　　啓　子

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	坂　口　　進	議事課長	櫻　井　三　郎

書　　記　白石康子　　書　　記　松尾克己
書　　記　力丸克弥

再開　午前10時00分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第３回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○議長（橋本　健議員）　日程第１、「一般質問」を行います。

５番小畠真由美議員の一般質問を許可します。

〔５番　小畠真由美議員　登壇〕

○５番（小畠真由美議員）　皆様、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました２件について質問させていただきます。

まず、障がいを持つ子どもの感性を育て、成長を支援する施策についての１項目め、難聴児への補聴器購入の助成についてお伺いいたします。

難聴児にとって、補聴器はなくてはならない体の一部です。現在、身体障害者福祉法により70ｄＢ以上の人を聴覚障がい者として認定をし、身体障害者手帳が交付されております。その際、障害者総合支援法に基づき補聴器購入費用の９割が補助され、例外を除き自己負担は１割となっています。しかし、30ｄＢ以上で70ｄＢに満たない軽度、中度、特に40ｄＢ以上は補聴器の利用が推奨されているにもかかわらず、全額自己負担となっています。補聴器は１個数万円と高価な上、成長に合わせて買いかえが必要なため、大きな費用負担から購入を諦めたり、利用が遅れる親御さんもおられると聞きます。幼児期には言語能力の発達に大きな影響を与え、成長とともにコミュニケーション能力の育成や学習内容の習熟に支障をもたらします。補助制度を設けることで補聴器を購入しやすい環境を整え、未来を担う子どもの成長と子育て世代の支援策として重要な施策であると考えますが、見解をお伺いいたします。

２項目め、平成20年９月に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この法律の目的は、法第１条に、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず、児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的にすると、こうあります。まず、この５年間、教科書バリアフリー法に基づいた本市の取り組みをお伺いいた

します。

次に、教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年９月より、財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ、同期させて読むことを可能にしたマルチメディアデイジー教科書の提供を始めました。発達障がいで読みが困難な児童・生徒のためのデイジー教科書について、文部科学省は公明党の主張を受け、配布対象を児童・生徒本人のみ限定していた従来の方針を転換し、指導する教員への配布も可能といたしました。また、障がいの状況によって在籍学年より下の学年のデイジー教科書の提供についての方針も出されました。しかし、このデイジー教科書は無償となっておりませんでしたので、教育委員会や教職員の方々の認識もまだ遅れているのが実態であると考えます。発達障がい等の特性に応じた支援にデイジー教科書の活用を図るべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

２件目、介護支援ボランティアポイント制度の導入について質問いたします。

本格的な高齢社会を迎える中、多くの高齢者の方々が地域の中で介護支援等のボランティア活動に参加することは、地域社会に貢献するという喜びや生きがいづくり、心身の健康の保持や増進、さらには介護予防効果が期待できるものと考えます。平成19年５月に、厚生労働省が高齢者の介護予防の取り組みとして、介護支援ボランティアの活動を市町村が実施することを認めました。これを受けて、東京都稲城市が先駆的に始めた介護支援ボランティアポイント事業が全国に広がってまいりました。財源としては、介護保険制度の中の地域支援事業として実施することができます。高齢者の生きがいづくり支援として、本市で同制度の導入が検討できないか見解をお聞かせください。

再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　１件目の障がいを持つ子どもの感性を育て、成長を支援する施策についてご回答申し上げます。

１項目めの軽度、中度難聴児の補聴器の購入助成についてでございますけれども、聴覚障がいのある児童の場合は、言語、コミュニケーション能力などの発達及び教育の場におけます学習の困難さにつながりますことから、幼児期など早い段階からの補聴器の装着が効果的であると言われております。現在、身体障害者手帳の対象となります児童の場合、障害者総合支援法によりますさまざまなサービスの中で補聴器も補装具として認められており、その購入や修理にかかわる費用が支給されております。

しかしながら、ご質問の聴覚レベル30ｄＢ以上70ｄＢ未満の軽度、中等度の難聴児につきましては、支給対象となっておりません。独自に助成を行っている自治体もあります。福岡県におきましては、今年６月に補助制度の検討を行うため、県下市町村に対し現状等の調査を実施されております。本市といたしましては、冒頭に申し上げました難聴児の補聴器の早期着用の

促進を図るため、購入助成の実現に向け、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　２件目の回答をお願いします。

教育部理事。

○教育部理事（堀田　徹）　２項目めの読み書きに困難を持つ児童・生徒への支援となるデイジー教科書の普及、活用について、教育長からということでございますが、私のほうからご回答申し上げます。

まず初めに、いわゆる教科書バリアフリー法に基づいた本市の取り組みでございますが、現在本市の小・中学校には弱視の児童・生徒が２名在籍しております。教科用特定図書として拡大教科書を、保護者とも相談をしながら、教科ごとに必要に応じて無償給与しているところでございます。今後とも、児童・生徒が障がいの有無にかかわらず十分な教育が受けられますように配慮を行ってまいりたいと考えております。

次に、デイジー教科書の活用についてお答えいたします。

現在、本市小・中学校には、児童・生徒用のパソコンといたしましてコンピューター教室へ40台配置をいたしまして、授業中に１人１台利用できるように整備をしております。また、特別支援学級や通級指導教室におきましても学校の状況に応じてパソコンを配置しまして、児童・生徒のそれぞれの障がいや課題に合わせて、各教科の副教材ソフトや書き順の指導、インターネットの調べ学習などの利用を行っているところでございます。デジタル教科書につきましては、各学校の状況に応じまして補助教材として利用しているところでございますが、ご質問の視覚障がいや発達障がい等によりまして読み書きに困難を持つ児童・生徒のためのデイジー教科書は、本市小・中学校において現在使用している学校はございません。今後、そうした児童・生徒のそれぞれの障がいや課題解決のためにデイジー教科書が効果的な指導方法であるかを個別に検討いたしまして、活用が図られますように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　１項目めでございますが、事務を進めていらっしゃるということは、もう実施の方向でよろしいという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　これからですね、細かい基準とか支給額とか、そういったことをですね、詰めていきますので、実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　ありがとうございます。非常に驚いておりますというか、想定外のご回答で非常にうれしい限りでございます。提案をさせていただいて短い時間の中で、よく研究また調査をしていただいて、その実態等を把握していただきながら今回の有意義な、また有効

的な推進をしていただくという判断をしていただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。

今回、私がお話をお聞きいたしましたご家庭では、お子さんが３歳に満たないお子さんで、お父さんとお母さんは20代前半のお父さん、お母さんでございまして、３歳までに大体言葉が200字ぐらい習得するということで、きちんとした訓練等で、受けなかったらやっぱり３分の１とか10分の１しか言語の習得またコミュニケーション能力が養われないということで、大事な前頭葉を鍛える一番大事な器官が耳だということでですね、電車を使って、お母さんまだ若いのですが、この大事な時期にお子さんの大事な訓練の場ということで、福岡市内のほうに電車を使って往復１時間かけてずっと訓練に連れていかれているご様子でございました。

そして、補聴器のことでございまして、そのお子さんは両耳必要だということで、両耳にかかった費用が十二、三万円、それ以上かかったということで、福岡市はつい最近この助成を始めたのですが、近くから来られるお母さんたち、福岡市内のお子さんたちは助成があって、遠くから来る太宰府市の、本当に若い、私たちが本当に支援していかなければいけないようなお母さんたちが今回非常にせつない思いを、このお話を聞いてしましたもので、今回私も急いで調査をさせていただき、また研究もさせていただいて提案させていただいた次第でございます。現在、福岡県のほうでは助成があっておりませんので、また県の動向を見てとか国の動向を見てというご回答かなと思って、いっぱい資料を用意してきていたのですけれども、本当にありがとうございます。

福岡市のほうはちなみに５万円の定額の補助で、それから鹿児島市のほうでは、助成対象が18歳未満というのはどこも同じなのですけれども、助成の割合が基準価格と申請額のいずれか低いほうの３分の２を市が助成をするといった、そういったやり方をしているところもあるようで、そこそこの自治体で助成の仕方というのが若干違ってきますけれども、一番いい方法で、そして一番喜ばれる方法で支援策をしっかりとまた調査研究をして準備をしていただけたらと思っております。今回のご英断、本当に敬意を表して、２項目めのほうに進めさせていただきたいと思っております。

２項目めの、今回、今理事のほうからお答えをいただきましたデイジー教科書についてでございます。まず、冒頭でも少し申し上げましたけれども、デイジー教科書について補足説明を少しさせていただきたいと思っています。

具体的には、パソコンや大型テレビの画像に映し出された教科書の文字や写真を音声を聞きながら読む、またそして読み上げている文字の色を変えることで読みやすくすることができる、カラオケ画面を想像していただければイメージとしてあるかと思います。

このデイジー教科書でございますけれども、ただ視覚障がい者に使うのではなくて、発達障がい者のお子さんに非常に効果があるという報告が、今先進地の自治体からさまざま報告が寄せられておりまして、デイジー教科書によって大きな効果が見られたというのがＬＤ、学習障がいでございます。中でもディスレクシアと呼ばれる症状は、知的には問題がなくても、聴

覚、視覚的機能は正常であるのにもかかわらず、読み書きに関しては特徴的なつまずきや学習の困難を示すもので、ＬＤ学習障がいの中心的な症状だとも言われています。ハリウッド俳優であるとかハリウッドの映画監督とかもこの病気を公表されたというぐらい、今非常に増えてきているような症状、お子さんもどんどん増えてきているような報告もいただいております。長い文章を正確に速く読むことが困難、または文中に出てきた語句や行を抜かしたり、繰り返して読む、一字一字は読めても文意をとるのが難しいなど、教科書や黒板に書かれた字を認識すること自体に困難があったり、その結果授業に集中できなかったりします。また、障がいは持っていないけれども正確にすらすら読めない生徒、時間がかかる生徒など、今までの教科書では大変なストレスを感じていた児童・生徒が、このデイジー教科書によってストレスが減り、負担が減り、その結果発表を積極的にできるようになり、自信につながったとの報告があります。デイジー教科書を積極的に取り入れている京都市では、一定時間に音読できる分量が５倍以上増え、飛躍的な効果があるとの報告も出ています。

発達障がいの特性は多岐にわたっています。ＡＤＨＤ、注意欠陥多動性障がい、ＨＦＰＤＤ、高機能発達障がい、アスペルガー症候群、また自閉症など、今や発達障がいも珍しくない時代だと言えます。発達障がいの障がいの特性に応じた教材のあり方とか、それらを活用した効果的な指導方法がこれから非常に大事になってくるかなと思っております。その観点から、どのような、特に今理事のお答えの中から、パソコン、ＩＣＴ教育がこれから盛んになってきて、これも自治体によってさまざまなやり方、進め方の温度差があるとは思うのですが、１人１台の時代が今もう来ていて、そういったご回答もあったようですけれども、このＩＣＴ教育の中にどう発達障がいのお子さんへのＩＣＴ教育を入れ込んでいくかという計画とか、そういった検討会とか、そういった観点からのご見解をお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（堀田　徹）　今、小畠議員さんお話しされましたように、私も学習障がいの子どもを目の前に支援をしてきたことがございます。学習障がいの子どもたちの中には、今申されたとおり、字が覚えられないといいますかね、漢字が読めない子がおってみたり、あるいは今おっしゃいましたが、行が追えない。そういう意味で、デイジー教科書によってビジュアル化してですね、子どもたちに見やすいように音声を伴いながら行を追っていってくれるような、そういう教科書でございますので、非常に有効であるというふうに私も捉えております。

ただ、国のほうも申しておるところでございますが、今後その活用の仕方、指導方法等については研究を進める必要があるということで述べておるとおりでございます。本市といたしましてもですね、子どもの実態がそれぞれ違いますので、子どもの状況に応じて一律の同じ指導ではだめだというふうに考えております。デイジー教科書を有効に活用しながら、個に応じてどういった内容でどういった指導方法をとればよいかといったことにつきましては、私ども市におきましても研究を進めていかなければなりませんし、国の情報等も仕入れながらですね、そして学校とも協議しながら、どういった指導方法が考えられるかということで研究を進めて

いきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　ご回答の中で、デイジー教科書を本市としてはまだ採用していないということでございますが、サンプルをダウンロード、また取り寄せるなどして、まず教える側の教師だとか特別支援コーディネーターさんだとか、さまざまなところからまずこのサンプルを取り寄せるというようなことはいかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部理事。

○教育部理事（堀田　徹）　デイジー教科書につきましては、サーバー経由のダウンロードについては無償ということでございます。ＣＤ等によって取り寄せをする場合には有料ということでございますので、市におきましてもサーバー経由で、教育委員会はそれが無償で入手可能でございます。また、学校におきましてもサーバーを経由しますと無償でダウンロードできるということでございますので、まずはそれを教育委員会といたしまして入手をいたしまして、どういった内容のものかというのを精査しながらですね、先ほど申し上げましたとおり研究を進めていきたいと。状況に応じまして、特別支援教育の担当者が各学校におりますので、それを集めて、実際にこういう活用の仕方、こういう方法があるよということで、研修会等もこれから以降計画をしながらですね、活用を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　なかなかやっぱり教える側の先生たちのまず準備段階が必要になってくると思いますし、そこに研修を充てていくことがまず最優先であって、それから次が普通教室と特別支援のクラスとまた通級ととといった環境整備の中で、全てのお子さんが、今申し上げた発達障がいの中のお子さん全てにこのデイジー教科書がマッチングするわけでもないと思いますので、今理事がおっしゃったとおりで、本当にお一人お一人の特性をどう引き出していくかというところが非常に大事になってくるかと思っております。

それで、特別支援教育の推進の中でマルチメディアデイジー研修をぜひ実施をしていただきたいという要望と、もう一つが、障がい種ごとの効果的なＩＣＴ教育の確立のために情報教育推進委員会、そういった仮称ですが、そういったものを設置をしてまず研究をしていただくというような組織づくりの体制は、とっていただけるようなことはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（木村甚治）　今回、学習に障がいのある子どもということで質問をいただきました。実は、これの以前からですね、ＩＴを使って何か子どもたちの学力向上ができないかということでちょっと話もしておりました。例えば、ＬＤという子どもじゃなくても、通常の毎日の学習になかなかついていくのがきついという子どもたちに対しても、ｉＰａｄ等を使って今無料でですね、大学生とかがダウンロードして授業を行うようなものがあります。それにアクセスさ

えすれば自分で宿題ができるようなですね、力をつけるような、塾に行かなくてもそれで学べるような今システムもＩＴの中でできてきておりますので、そういう機器を使った何か対応ができないかということで話をしておるところで、今回のデイジー教科書ということでご質問いただきました。

そういうことも含めて、今後もこういう、デイジー教科書のこれまでの報告等を読んでもいろんな形で利用されておるようでございまして、学校の中だけじゃなくて家庭の保護者との連携も必要な場合もあるようなことがございます。先ほど言いましたように、これも含めて、今後ＩＴを活用して、子どもたちの学習含めてですね、何かできていくような方策をしなきゃいけないなということは理事も含んで話を以前しておりましたので、今後の大きな目標の中にですね、ＩＴを使っての一つの方策としてのあり方はやっぱり研究していく必要があろうというふうに私も考えておりますので、今後また支援学級の先生だけじゃなくて、各学校のＩＴの関連の詳しい先生等も含めて今後の研究等を進めていきたいというふうに私自身は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　ありがとうございます。教育長がおっしゃったように、お一人お一人の特性に合わせてということで、特に音声の録音の中で親御さんの、お母さんの声で朗読をすると、また非常に抵抗感なくすっとデイジー教科書が入っていくとか、さまざまなお子さんの特性によってご家庭でも使っていただきながら、それになれて学校でも指導員の先生と支援員の先生と連絡を取り合って、そのお子さんに合った使い方を進めていく、それが一番大事な流れではないかと思いますので、ぜひ先ほどご提案をさせていただきました委員会等を立ち上げて、ＩＣＴ教育が始まる一番いい、タイミング的には今が一番、そこにどう発達障がいのお子さんへのＩＣＴ教育を結びつけていくかというところも含めての総合的な計画を、教育委員会しっかりと中心になってまたつくっていただきたいなと思っております。

春日部市では、教育委員会と、あと教員、また心理学の専門家、大学教授などから構成されます特別支援教育推進チーム、名前がいいのですが、通称レインボーサポートチームというのをつくりまして、各学校を訪問して巡回相談を行っています。訪問後、このチームで会議を開いて特別な支援を必要とする子どもへの対応について話し合い、その結果得られた意見をもとに教員に対して具体的な指導や助言を行っています。その他、特別支援教員指導法研修会や通常学級担任のための特別支援教育指導会、発達障がいのある生徒の中学校卒業後の進路を考えるシンポジウムの開催であるとか管理職及び特別支援教育コーディネーターの育成の研修会、こういったものを実施している、こういう先進地もございますので、これから発達障がいのお子さんますます多くなってくると思いますし、またＩＣＴ教育の進み方も並行して通常のクラスでも今から使っていく形になっていくと思いますので、そこにどう特別支援のお子さんを位置づけるかということが非常に最初の段階での大事なところだと思いますので、ぜひよろしく

お願いをして１件目終了いたします。

○議長（橋本　健議員）　２件名の回答を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　２件目の介護支援についてご回答いたします。

介護支援ボランティアポイント制度につきましては、時間の余裕のできた元気な高齢者の方が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献や社会参加をするとともに、高齢者みずからも健康で生きがいを持って暮らすことができるようにする介護予防の一つとして非常に興味深いものを考えております。本年８月末におきまして、本市の65歳以上の介護保険１号被保険者1万6,534人中、要介護認定を受けていない高齢者が1万3,984人、約84.6％おられます。市では、介護給付を受けていない方への対策としまして、健康寿命を延ばすためさまざまな介護予防教室を開催し、多くの方に参加していただいております。

介護支援ボランティア活動としましてポイント制度の導入に向けましては、ボランティアの対象が介護支援のみである上、介護保険対象施設などで行った場合のみ認められるということで、活動する高齢者のやりがいや介護予防という視点からすると範囲が狭く、不公平ではないかという議論もあります。さらに、ボランティアの受け入れ態勢やポイント管理など仕組みづくり等の課題もありますことから、本市といたしましては平成27年度からの第６期介護保険事業計画策定の中で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　少しご回答の中で私の中でよくわからなかったので、もう一度お伺いいたします。

制度導入に向けて、もう少し具体的にどのような課題があるのかをお示しいただけたらと思っています。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　高齢者によります介護支援ボランティア活動の支援は行政として重要な課題であり、さまざまな取り組み方法があるというふうに考えております。その推進の手法の一例として、地域支援事業交付金を活用したボランティア活動の実績に応じて付与しますポイントを換金できる仕組みが、平成19年度の国の通知におきまして示されているところは存じております。これを受けまして、全国でも数十カ所の自治体で実施または検討されております。先進自治体では、既存のボランティア活動との兼ね合いとか対象ボランティアの基準づくり、登録者と受け入れ施設の調整、研修やポイント管理の実施体制などさまざまな課題があると伺っておりまして、本市におきましては介護支援ボランティア活動の支援のあり方について引き続き検討してまいりたいと考えています。

具体的に申しますと、受け入れ側からのサポーターが施設でトラブルを起こすのではなかろ

うかとか、ボランティア団体及び各種団体に説明する際に活動する対象者が65歳以上ということでなかなか理解してもらえなかった、あとはプライバシー保護の問題とか、そういったものが課題として出されております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　部長が今おっしゃった中に、受け入れる側の施設のほうの登録であるとか管理、それとボランティアする側の登録また管理、そしてまた相互のマッチング等のどこがどうして進めていくかとかといった、そういった細かい問題がおありになるというようなご回答だったと思いますが、福岡県内、近隣ではどういったふうな、この制度の活用についての近隣の状況を教えていただきたいのですが。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　最近の調査でございますけれども、県内60市町村中、平成24年度までに導入しておりますのが５つの自治体でございます。平成25年度に実施を予定しておりますのが５カ所でございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　2012年の新聞記事にこの介護ボランティアポイント制度のレポートが載っておりましたので、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。

横浜市と鹿児島の霧島市のご紹介で、この活動されているご様子のレポートでございましたが、横浜市ではヨコハマいきいきポイントということで、毎日30人以上の高齢者が通うデイサービス、介護職員による入浴の後、利用者にドライヤーをかける２人のボランティア、71歳の方と69歳の方が週に二、三回活動をされておりまして、そのたびにポイントカードを持参をし、ポイントをつけてもらうということで、このデイサービスのボランティア300人のうち60人ほどが同制度に登録をされております。忙しい職員にかわってお茶を入れたり、話し相手になったりし、またお二人のお声としては、働いていたころと同じように社会とつながり、貢献していることがやりがいになる、また換金したらボランティア仲間とおいしいものでも食べに行きたいと声を弾ませていたということ。また、霧島市では2009年からこの制度を導入をされていて、活動施設を子育て支援の保育所であるとか幼稚園、地域の子育てサロンなどを加えて、子育ての先輩である高齢者の力を活用しているといった、こういった新聞記事もございました。

今年の10月から、来月から久留米市が新しく、よかよか介護ボランティア制度という名称で事業が始まります。大体65歳以上でボランティア活動により１ポイント100円、１日２時間まで、年間最大5,000円まで奨励金に交換または寄附することができる制度で、生きがいややりがいのある活動の場を創出し、高齢者の社会参加、地域貢献のきっかけづくりにつなげますという趣旨で、久留米のよかよか介護ボランティア制度が来月から始まるようでございます。

今回の、特に本市におきましては女性の高齢者の方がますますお元気に頑張っていただくような、そういった状況も必要でございまして、普通の主婦の方が自分の健康とそして地域貢献に何かならないかということで、ボランティアのマッチングをしていくというきっかけづくりにひとつ大きなこの制度がならないかなという思いで今回質問をさせていただきましたけれども、導入に向けて再度見解をお伺いをいたします。

○議長（橋本　健議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（中島俊二）　介護支援ボランティアポイント制度につきましては、まずは先行自治体の実践を見ながら、そのあり方を研究してまいりたいと考えておりますけれども、本市といたしましては、自治協議会とかで公民館でサロン活動とかが行われております。その一歩進めるならばですね、空き家とかを使って、そこで気軽に、今の介護保険に該当されない方、1万4,000人の方々が自由にサロン的なところで時間を過ごしたり、自分の余暇を過ごしたり、そういうふうな場所をつくることがまず大事ではなかろうかというふうに考えています。その中にボランティアの方が入っていただくということが理想だというふうに考えております。そういうふうな地域でのネットワーク化をですね、今後ぜひ構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　ありがとうございます。高齢者のやりがい、また生きがい、そこをどう引き出していくか、これは今後介護予防への実績をつくっていく上で非常に大きなテーマだと思っております。ぜひ、次期太宰府市の高齢者支援計画の中でこのテーマをしっかりとご検討、調査をいただいて、やりがい、生きがいづくりをどう引き出すかというテーマを考えていただけたらと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（橋本　健議員）　５番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

次に、３番上疆議員の一般質問を許可します。

〔３番　上疆議員　登壇〕

○３番（上　　疆議員）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しています２件について質問をいたします。

最初に、１件目の総合体育館基本計画についてでありますが、このことについてさきの特別委員会にて説明があり、重複する部分もありますが、重ねて回答ください。

そこで、平成25年７月の市広報で、体育複合施設基本計画案を作成したので皆さんのご意見を募集する、その基本計画案の公表方法は、市内の公共施設に基本計画案を冊子にて設置し、市のホームページにも掲載するとされ、その場所は市役所、いきいき情報センター、市民図書館、太宰府館、文化ふれあい館のわずか５カ所しか設置されませんでした。このパブリックコメントは、広く公に市民の意見、情報、改善案などを求めて、その結果を反映させるために実

施されたものと考えます。そこで、パブリックコメントについて、以下５点について伺います。

１点目は、７月16日から８月20日まで募集されたが、何人また延べ何件ぐらいの意見が提出されたのか伺います。

２点目は、その集約はできているのか。できていなければ、いつごろできるのか。

３点目は、集約内容はどの程度公表されるのか。

４点目は、その結果をどのように反映されるのか。

５点目は、今回の募集方法で市民から広く意見や改善案の提出が十分できたと考えておられるのか。

以上、ご答弁ください。

次に、２件目の各小学校等の健康被害防止対策についてでありますが、まず携帯電話事業者は土地建物の所有者の方々に基地局建設に関する説明はする、また鉄塔建設の場合は自治会長や近隣住民に説明はすると言われているが、本音及び実態では、基本的には国の電波防護指針の基準値であれば説明責任はないと思っているようである。

そのようなことから、ご承知と思いますが、近ごろは東小学校や東中学校を初め水城小学校、南小学校などの100ｍ先に携帯電話中継基地局が何カ所も設置されております。これは、総務省の電波と安心な暮らし資料では、我が国を初めとして世界中で行われてきた研究では、電波防護指針に示される基準値に満たない電波が健康に悪影響を及ぼすという証拠は見つかっていません。このため、世界保健機関ＷＨＯを初め世界各国は、このような基準値を満足すれば安全上の問題はないとの認識を表明しています。しかしながら、その一方で研究結果が十分に得られていない部分もあり、健康リスクに対してより正しい判断を下すため、ＷＨＯを中心として世界中で研究が進められているとされています。そこで、このような現状の中、各小学校の子どもの健康被害防止対策として、１点目は教室の窓にシールドを張る、２点目は教室の窓に網戸を設置する、この２点について太宰府市として早急に措置するべきと考えますが、教育長、市長のご所見を伺います。

なお、回答は件名ごとにお願いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

よろしくお願いします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　市長回答ということでございますけれども、１件目の総合体育館基本計画については体育複合施設建設のパブリックコメントの詳細になりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、１点目、何人また延べ何件の意見が提出されたかでありますが、パブリックコメントを求める期間につきましては７月16日から８月20日までに延べ290人の方から603件のご意見をいただき、それを分類すれば210項目になりました。

次に、２点目、集約についてでありますけれども、集約は既に完了しており、現在公表に向けて準備を進めているところでございます。

次に、３点目、集約内容の公表についてでありますが、基本計画案の目次に沿って意見を一覧表に整理し、ホームページで公表いたすことにいたしております。

次に、４点目、パブリックコメントの結果の反映ですけれども、いただいたご意見については、太宰府市総合体育館建設の調査研究についての答申、建設地の周辺環境、立地条件、想定施設規模等を総合的に勘案した上で基本計画案に反映してまいりたいと考えております。

最後に、５点目の今回の募集方法で市民から広く意見や改善案についてのご意見をいただけたかとのご質問でございますけれども、パブリックコメントの実施と、並びに議会へのご説明をもって市民への説明責任を果たしたものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　１点目はですね、もうその数字でしたので質問はありません。

２点目ですね、集約ができているのかという部分で、資料も以前配付されておりますが、このことについてでありますが、まず一番大きな部分でですね、項目の中で概算事業費というのがありましたですよね。その４項目めの概算事業費は22億1,000万円、これは第３期実施計画書にも載っておりますが、説明をずっと受けた中で、これは特別委員会の中でもそうですが、体育館複合施設基本計画案では、もう市長は複合施設、複合施設と。私が考えていたよりかなり大規模な事業のようになって膨らんでおるのではないかなと思いますが、この実施計画書におっしゃられます22億1,000万円の範囲内で抑えるつもりでおられるのか、抑えられると思っているのか、その辺の考えを教えてください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　基本計画に掲げている事業費で現在進めております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　今、22億1,000万円以内で進めていくということですので、これがかさむようでは大変なことになるのでですね、非常に厳しい事業の中でこういった大がかりな大きな事業をやることについてはですね、市民の皆さんのやっぱり賛否両論の中で、非常にこのパブリックコメントは、先ほど言われましたように延べ290名、603件の項目が出たということでありますけども、なかなか数からいったらですね、少ないでしょうね。そういう分ではまたお話をしますが、そこは、２点目についてはそれで結構です。22億1,000万円以内でぜひ、その範囲内でされるように頑張っていただきたいと思いますが、３点目は集約内容はどのようにしたかということですが、ホームページです。ホームページを見れない人はどうすればいいんでしょうか、説明をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　集約されました市民からいただきました多くの意見につきましては、パブリックコメントの実施要綱を定めておりまして、公表することといたしております。この間のパブリックコメントにつきましては多くの意見をいただいております、総合体育複合施設にかかわるですね。基本的には、データ的には多くなりますので、ホームページで集約されたものを公表してきております。その結果について公表ということでございますので、上議員今おっしゃいましたように、ほかの方法が何か検討できて実施できるのであれば、そのようなものを調査研究しながら今後進めてまいりたいと思います。ただ、今回についてはホームページで行う予定でございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　ホームページというのはなかなか、若い人は大分見られるでしょうけれど、高齢者はなかなか見れない。そういう分でですね、私の提案としては各自治会に１部ずつ、このこれですね、この範囲内でいいですけど、この範囲内でもちょっと問題がある部分があるのですが、この範囲内の部分でですね、各自治会に、自治公民館に置いていただいて、見れるような形でするべきじゃないかなと思いますが、これは私の要望ですので検討いただきたいと思います。

４点目ですが、その結果はどのように反映されるのかということでして、この分でもですね、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅと分けていますよね。このＥの中で問題があるなと思います。このＥは、その他意見、要望、感想などという区分けをされておりまして、非常に表現があれですけども、意見の処理状況ではＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅに区分されて、Ｄは基本的には盛り込まないもの、Ｅについてはその他意見、要望、感想などが出されているがということです。このＥの内容は、建設に私は反対的な意見がたくさん多いように見えます。その対応はどのように説明されるのか伺います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　先週12日に議会のほうの総合体育館建設問題特別委員会が開催されましたときに配付させていただいた、本計画案に関するパブリックコメントの結果についての資料のことを申されているものであると思いますけれども、Ｅのその他意見、要望、感想等につきましては57項目の意見を出されております。その他につきましては、その大部分につきましては本基本計画の内容ということではなくて、体育館建設の賛成しますということに108件、それから反対しますというご意見だけで20件、その他いろいろ見ますと、もっと規模の大きい体育館にしてくれとかですね、そういう体育館の内容に関するご意見で直接基本計画には反映しにくいもの、そういうものも含めますと58件ぐらいの意見がありますし、それから反対の中ではパブリックコメントの実施のやり方とかですね、今、上議員がおっしゃいました市民意見のところについて、そもそもパブリックコメント反対だというふうなご意見が28件ほどあります。

そういう内容を集約したものでございまして、特別委員会の中でも報告し、また私のほうからも今日お知らせしたいのは、基本計画に対する反映できる意見については当然反映しておりますし、そのことについては内部調整も行い、議会のほうにも報告しておりますし、その結果についてですね、今後また議会からいただいたご意見も調整しながら、基本計画の見直し並びにパブリックコメントの集約の公表に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　反映というのは、意見の中に反対もあれば賛成もあるわけですよね。その部分での私は聞いているほうは、反対した方の意見を反映していないというんじゃなくてですね、なぜ反映できなかったという説明をしないと、何のためパブリックコメントにそういった意見を出されたのか、その辺がなかなか市民がわかりにくいのではないでしょうかね。だから、そういう分ではですね、今度これにプラスアルファで取り入れられないもの、反対ということでしょうから、そういう部分にこういうことで取り入れられませんとか、そういう理由をつけていないと、ただ単にね、意見もらって、あ、これだめだと執行部側で判断してされてあるのですから、そういうのであればですね、誰も出さなくなりますよ、これは。意見はやっぱり取り入れるのがパブリックコメントですから、できない分はなぜ使えないのかと、取り入れられないのかとかというところら辺をですね、やっぱり明確に市民に説明する責任があるのではないでしょうかね。それを私は言っているのですが、もう一度回答をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　基本計画に反映できなかった部分につきましては、この体育複合施設の敷地が現在のところ決まっておりますので、駐車場の規模とか建物の規模とのバランスが必要なことから基本的に計画規模に変更できない、あるいは反映できないというような内容、それから基本事項につきまして、この答申に沿った意見で不足していると考えたもの、それから説明が足りないなということで、当然基本計画に修正、加筆をすべきものだということについて反映をいたしております。

なお、先ほど上議員がおっしゃいました、いただきました意見につきましては集約し、その考え方について、賛成的なもの、反対的なものについても市の考え方を当然公表の段階でお示ししながら公表していくということでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　今言われたように、公表するときにですね、そういったコメントをつけていただきたい。そういう部分も含めてよろしくお願いしたいと思いますが、５点目ですね、５点目ですが、広く意見や改善案、十分できたのですかと聞きましたけれども、私どもはですね、わずか５カ所しかしていないのですよ、こういうパブリックコメントの資料、基本計画を出したのはですね。いわゆる市役所、いきいき情報センター、市民図書館、太宰府館、文化ふ

れあい館のわずか５カ所しか設置されませんでしたけれどもね、やっぱり７月２日、総合体育館建設特別委員会でも申しましたけれども、広く市民の意見を募集する意思があるならば各地区公民館を利用すべきと提案しましたが、できなかった説明はこの間は説明なかったですね。どうされたのか説明ください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　まず、自治会の関係ですけれども、自治会の校区協議会の役員さんの中に、上議員からもご意見をいただきましたので、特別委員会の中でですね、早速パブリックコメントの基本計画について、各地区公民館のほうに設置について、その可能性があるのかどうかお願いしたところです。その協議の結果としてですね、地区公民館ではなかなかパブリックコメントの管理とかですね、ちょうど時節柄お盆も挟んでおりましたので、地区公民館として自治会がパブリックコメントの管理をできないので今回は協力しかねるというふうな、結果としてですね、ご返事をいただいたところです。

なお、パブリックコメントの設置場所については、過去のパブリックコメントの例で、例えば第五次太宰府市総合計画の素案、パブリックコメントを求めたときもありますけれども、このとき公共施設７カ所で行っております。参考までに、そのときいただいたご意見が41人の方から237件だったということです。それから、太宰府市の環境基本計画のパブリックコメントも平成22年に行っておりますけれども、この場合も公共施設５カ所ですね、意見者数として22人、128件ということでございますので、今回５カ所で実施しましたけれども、先ほどご報告いたしましたように全体で290人の方、603件の貴重なご意見をいただいたということで、体育複合施設の基本計画に関するパブリックコメントについては多くの皆様方からご意見をいただいたと感じておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　数字的にはね、前回と前々回あったことについて件数的にはそうあったかもしれません。しかし、内容はちょっと違うでしょ。この体育館建設については非常に市民の賛否両論というのが、はっきりしませんよ、今のところ私も。そういう中での、やっぱりもっと幅広いところで、パブリックコメントを出す資料をですね、広いところで出すべきだと私は思っていました。５カ所では、特にまた一番暑いときにしましたよね、７月と８月。あのような暑い中にですよ、わざわざその５カ所ぐらいのところに市民は行けませんよね。

だから、一つとしてはですね、私が先ほど言いましたけれど、地区公民館のことについては自治協議会の会長にも聞きました。これについては遅過ぎですよ、言うことが。それじゃ何にもできませんと言われたのではないですか。ま、それもあります。が、私はですね、各地区公民館はぜひしてほしい。これは。すれば、話をもっと早目に協議をいただければ、それぞれ自治会で対応はその方法でやっていけると思いますが、そういう部分と含めて、常時公民館主事がおらんからということでもあったのだと思いますけどですね。公平感を生じるとかというこ

とでしょうけれども、それならばなぜ大宰府展示館、南小コミュニティセンターとか共同利用施設とかというの、常時おられますよね、職員が。そういうのをなぜしなかったのかなと私は思うわけです。そういうことをして初めて市民の声は聞こえてきたということになるのだと思いますが、先ほどの５カ所ではですよ、西校区のほう、東校区のほうですね、ほとんどないですね、施設は。そういった偏ったほうが、それこそ公平感がないなと思います。その辺はどうですか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　上議員のお考え方は今お示しされましたけれども、私どもは、先ほどご報告しましたように、今までにないパブリックコメントの中でのコメントをいただいた市民の方の数、それから件数について、どこでも見れるというような状況をつくるのは一つの手段としてあるかもわかりませんけれども、重要なパブリックコメントですので、基本計画書の管理とかですね、それからパブリックコメントをいただいた方は毎日回収をするとかですね、そういう作業のこと、それからいろいろなことの問題点も整理しながら、この間パブリックコメントの設置場所については検討を重ねながら実施しているところです。公共施設、常駐する管理人がおられるところですね、そこの施設の管理の中で対応できるのであれば、今後設置場所をですね、もしパブリックコメントを何らかで行うときについては検討したいと思います。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　最後ですが、これは質問ではありませんけれども、私の希望としてですね。

先日、９月24日の西日本新聞の朝刊の１面にありましたけれども、これは特定秘密保護法案について国民から意見を募るパブリックコメント、意見公募の実施とありました。15日間でされたということですが、大半が１カ月程度実施される一般公募と比べて半分しかないことが西日本新聞の取材でわかったということです。国民の知る権利や報道の自由を侵害するおそれがある重要法案にもかかわらず、期間の短さが際立っており、識者からは明らかに恣意的だと批判が出ている。ある弁護士は、多くの国民にまだ認識されていない、国民が何と言おうと法制化するという政府の意思を感じる、国民や企業、団体が法案の中身を知り、意見を出すには15日間では短過ぎると訴えるとされている。これはですね、国のレベルですからちょっとあれですが、当てはまるところいっぱいありますよ、これは。自分たちで帰られてこの記事を見ていただければと思います。

このようなことにならないようにですね、訴えられるというですね、このようなことにならないようにといいますか、太宰府市民有志の皆さんが何らかの訴えを行動されるとも聞き及んでいるところですが、今後は市民の賛否両論がある事案についてはもう少し時間をかけて慎重にするべきと考えます。また、市民や議会軽視にならないように、決定する前に十分説明されるようお願いいたしまして、１件目は終わります。

２件目をお願いします。

○議長（橋本　健議員）　ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時01分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

再開　午前11時15分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１件目、訂正があるそうですので、発言よろしくお願いします。

３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　先ほど、西日本新聞の関係で日付をちょっと間違えましたので訂正させてください。９月24日と申しましたが、９月14日の西日本新聞ですので、よろしくお願いします。

○議長（橋本　健議員）　２件目に入ります。

回答お願いします。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　２件目の各小学校等の健康被害防止策について、教育長ということでございますけれども、私からご回答申し上げます。

市といたしましては、昨年６月議会でご回答させていただきましたとおり、電波防護指針値以下の電磁波によりまして健康に悪影響を及ぼすことはないとの考えでございます。また、電磁過敏症につきましては、その症状は存在するが、明確な診断基準は存在せず、電磁過敏症を電磁界暴露に関連づける科学的根拠は存在しないというＷＨＯの報告を国も指示しております。さらに、子どもへの影響につきましては、現状の電波防護指針は子どもも含むあらゆる人々を対象としており、指針値は妥当であるとの総務省生体電磁環境研究推進委員会の報告があっております。教育委員会といたしましては、これまでどおり国の見解や市の考え方と同様の認識に立ちまして、教室の窓へのシールド張りや網戸設置については必要ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　先ほど言われたようですけれども、私が説明したようにＷＨＯそのものは、先ほど言いましたよね、世界保健機構ＷＨＯを初め世界各国はこのような基準値を満足すれば安全上の問題はないとの認識を表明しています、そこをとっていますよね。そこじゃないんですよ。そこの後を私は言っている。しかしながら、その一方で研究結果が十分に得られていない部分もあり、健康リスクに対してより正しい判断を下すためＷＨＯを中心として世界中で研究が進められているという現状ですよ、今。ただ、私は電磁波で今日は言っていませんよ。子どもの健康被害防止対策について教育委員会はどう考えているのかという質問をしているのですよね。その辺がちょっと伝わっていないなという感じがしますが、それでも今の回答

なんでしょうか、再度お願いします。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　世界的な研究をされているということは承知いたしております。ただ、今の基準で申し上げますと、中継基地局からの電磁波が健康に悪影響を及ぼすという明確な判断がなされておりません。ということは、現状の指針を基準にするしかないというのが市の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　電磁波を私は言っていませんて言いようでしょうが。健康被害ですよ。子どもの健康被害に対して、教育委員会は子どもたちを見落としていいんですか。いや、私はね、今東小学校においては、もう昨年度からね、保護者がお金を出してですよ、シールドを張っているわけですね。シールド張ったおかげでですよ、そのすることによって、電磁波の被曝を受けられないというよりとめれるんですよ、電磁波を、このシールド張ることによって。専門家によりますと、効果は90から97.5％はとめられるというわけですよ。遮蔽できるということです。だから、東小学校の問題を全然やっぱり教育委員会は、子どもたちはそんなに、前の教育長もそうでしたが、養護委員から何も報告がない、報告がないなら、私がこういう意見言っているのですから学校に調べに行けばいいでしょうが。保護者に対して、どういう状況があったのか、そして今どうなっているか。大分よくなっていますよ、シールド張ったから。

ただね、問題は、夏になるとまたシールドだけでは、戸をあけるからですね。窓があいた中でのシールドじゃだめなので、網戸をつけてくださいと今言っていると思うのです。だから、その分では、網戸に対してはどうですかね。シールドは張りましたよね。市はしていませんよ。保護者がしました。保護者がすることだって問題があるんですよ、それは。市がすることだと思いますよ。だから、今はシールドしか張っていませんから、またそういう健康被害が出てくる可能性はあると思いますよね。だからまず、私が質問出していましたように、一つの網戸を張ってくださいと、させてもらいたいと、両方ありますが。まずじゃあ、今の保護者が網戸をさせてくださいということについてオーケーかどうかお答えください。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　網戸の件につきましては、昨年の、今年ですかね、今年の１月でしたけれども、清掃するときとかガラスが割れたときのメンテナンス等で支障が出るので、学校の施設環境を変えるということで認められないというご回答をいたしております。

それと、健康被害のことですけれども、電磁波との関係での健康被害だったと思いますけれども、ラジオ、テレビと同等かそれ以下ということでございますので、教育委員会といたしましてはシールドと網戸についても現時点では必要ないのではないかということで判断をしているところでございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　いや、だから東小学校の状況をじゃあ確認したですかね。今言うようにね、夏の前にね、シールドを張り出したのですが、それ以降についてやっぱり子どもさんは症状はよくなっています、十分。ただ、夏になって窓をあけないといけないから、その部分でまた少し症状が変わってきているというふうに聞いておりますが、そういった部分をですね、まず自分たちでというか、教育委員会で、学校の保護者、もう卒業している人もいますけれどね、そういう方々の部分について調査してもらってですよ、そういうことをしたことによって症状がよくなったという結果があればですよ、それを受けて、今、先ほど言いましたけども、東小学校だけではないんですよ。電磁波とさっきから言っていますけれども、アンテナ、基地局が建つのはですね。水城小学校もそうだし、南小学校もそうですし、東小学校もそう、太宰府小学校も当然そうですが、東小学校ですね。その４カ所については確認した部分ではあるのですが、確かにあるのです。そういう部分でですね、電磁波とかそういう被害の問題じゃなくて、子どもたちが健康被害を出ないように防止対策としてやりませんかと言っているのです。その辺はやっぱり受け入れられないのですかね。そこをちょっと回答ください。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　健康被害と言われますのも、根本は電磁波のことだというふうに理解をしておりますので、先ほどからご回答いたしておりますように、50分の１以下の基準をクリアしているというふうな数値でございますので、先ほどと同じような見解でございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　これはもう私が平成24年６月の議会で述べました。その内容を言わないとこれわからないようですから、もう一度言います。

　携帯電話中継基地局と太宰府東小学校の子どもの健康問題等についてということを一般質問しましたよね。で、平成23年４月に保護者の有志が東小学校の児童の健康アンケート調査をされています。まず、これご存じですか。その保護者の協力によりまして134名の方が回答ありまして、最も基地局の影響を受けていると思われる３階に教室がある４年生、５年生及び基地局に住む子どもの症状は、いらいらや口内炎、目まい、動悸などの訴えが比較的多く、１階の６年生は発生率が低いという結果が出ているのですよね。それを公表されているのですよ。それも恐らく前教育長にも見せました。私だけじゃなくてほかの議員さんも何回も言われておりまして、その部分で、やっぱりですね、電磁波でどうこうと私は言っていない。ただ、やっぱり結果的にはですね、それがあってそういう症状が出たという、現にこういう調査が出ているのですよ。それがですね、今は夏休み前まででしたらシールドで遮蔽されていたからですね、大分よくなってきたということでしたけれども、また窓をあけたことによって網戸をつけないときかないなということで問題があって、今関係者が網戸をつけてくださいと、つけさせてくださいと言っているのではないでしょうか。それがなぜ聞かれないのですかね。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（木村甚治）　この件につきましてはですね、ご質問いただいたように、昨年からいろい

ろ議論されておることは知っております。ただ、上議員も質問されましたように、その中にもありますように、ＷＨＯも研究しておるということ、リスクとしては私ども認識をいたしております。ただ、これに基づいての被害ということについてはまだ立証ということがですね、なされていないと思っております。確かに、子どもの健康を守るためには何でも私はやりたいと思っていますけれども、じゃあ網戸、シールドですか、ということについても、じゃあなぜそれをするのかという根拠が明確でないと、予算執行ということも含めてですね、対応は難しいというふうに考えておるところでございまして、今リスクとしての検討を国あるいはＷＨＯがしておるという段階でございますので、その結果を待って、2014年ですか、その辺までに出るということでございますので、その辺を見てまた検討、考えをまとめていきたいというふうに考えて、現時点では今部長が申し上げたとおりの対応で構えるということでございます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　確かに、2014年にはＷＨＯが出すということは聞いておりますけれどもね、だからこそ早目にしないと、これが本当に電磁波によっての被害であったら誰が責任持つのでしょうか。これは教育委員会、市だと思いますよね。これだけ言っとってですよ、その被害が本当にあったとすれば、ＷＨＯの出てからですよ、それじゃ遅いじゃないですか。だから、そういう前に子どもたちがそういう環境のもとにね、電磁波のことではないですよ、ああいうものが建っていて、見るだけでも病気になる人がおられるのですよ。そういうことを防いでやるのが市じゃないですか、教育委員会じゃないでしょうか。私たち、コミュニティスクールとかといってですね、子どもたちを見守ったりしておりますけれども、これ我々はできないでしょうが。やっぱり、市長、教育長が決断して、太宰府東小学校の先例があるのですから、これは市でやっていこうという考えがあってしかるべきと私は思うのですが、その辺まではまだ到達しないのでしょうか。ご意見ください。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（木村甚治）　電磁界ですか、ずっと以前はカリフォルニアでの、30年ぐらい前はあそこの鉄塔ですかね、高圧線の周りに電磁界ができるということで、ＶＤＴということで問題になっておったのは知っております。そのときから、私の実際住所の住んでいるところの上に鉄塔ができて高圧線が通ったときも、大丈夫かいなというようなですね、個人的にはそういうようなことで疑問といいますかね、そのようなことも考えたことございます。また、近くにも携帯電話のアンテナ局もあります。

ただ、現時点においてこういう携帯電話、無線等についての社会が今成り立っている中で、リスクとしては検討をしておるけれども、明確に立証されていないものを先に私どもが危ない、危ないというような形で公費を使って設定していくということは、逆に何でそれをするのですかという方たちへの説明もできないという立場に立っておりますので、上議員から子どもたちの健康のことについて一生懸命言っていただくことは本当ありがたいと思っております。ただ、現時点において教育委員会が率先して携帯電話の無線が危ないというようなことの立場

で予算執行していくわけにはまいらないという判断に立っておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　これはしつこく言っていきますが、やっぱりその辺の考え方の差でありますでしょうから、つけたことによって反対する人もおるというような話でしょうけれども、そうでなくて、子どもたちの健康被害を防止するということは誰も理解すると思いますよ。それに反対する人たちは大変なことだと思いますが、一言ですね、これ電磁波でという話になっていますから電磁波の対策研究会の専門家が言われていますことをちょっと述べますが、ごく微量の電磁波により頭痛や目まい、耳鳴り、吐き気、皮膚のかゆみ、疲労感、不眠などの症状が見られる電磁波過敏症という病気も増えている。特定の周波数の電磁波にしか反応しない人もいれば、幾つもの周波数の電磁波に反応する人もいるし、例えばある人は携帯電話の電磁波にしか反応しませんが、別な人は携帯電話、家電製品、送電線、今言われていました、ＩＨ調理器から発生する電磁波など、いろいろな周波数に反応してしまうなど症状の数もさまざまで、複数の症状が起きる人もいれば、症状が１つしかない人もおります。電磁波に被曝すれば症状はあらわれますが、被曝しなければ健康に暮らすことができると言われておるわけですよ。

この被曝しなければということについて、学校に被曝、今まで測量していますよね。そういう中でも恐らく見ていただいていると思いますが、よその学校というより高さ、教室によって被曝のあれが違うのですが、そういった部分をシールドや網戸をつけることによって、先ほども言いました90から97.5％は遮蔽できるということなのですよ。だから、これをつけて遮蔽すれば子どもは十分安全なのですよ。それがなぜできないのかなと。何回もしますが、もう一度お願いします。

○議長（橋本　健議員）　教育長。

○教育長（木村甚治）　遮蔽できるということで説明をいただきました。そういうことを参考にしてですね、今後の対応の中でまたいろんな、ＷＨＯのまた判断も出てまいりましょうからですね、その中で検討の中の一資料として判断材料とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　市長にもちょっと答えてもらいたいと思うのですが、平成24年度の一般会計決算、今提案されていますけれども、実質決算繰越金9億9,288万7,000円も出ておりますよね。教室の窓にシールドを張る、教室の窓に網戸を設置するなどは、１校ですよ、１校200万円、200万円はあり得ないのですけれど、多く見まして１校200万円として、11小学校につけてわずか2,200万円ですよ。平成25年度の施政方針では、市長は就任以来一貫して掲げている「まちづくりに“仁”のぬくもりを」を基本姿勢に据え、これからも変わることなく現場主義を徹底し、市民の皆様とともに語らい、ともに考え、ともに行動するというプロセスの中

で常に市民の皆様の声に耳を傾け、市政に反映させ、市民目線に立った市政運営に誠心誠意取り組み、市民の幸せと太宰府の未来のために全力を尽くしていくと言われているが、この2,200万円で各小学校等の健康被害防止対策ができないとすれば、市長の仁のぬくもりとはどういうことなのですかと聞きたいわけです。市長のご答弁ください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　ただいま教育部長、それから教育長が答えたとおりでございます。電波防護指針値以下の電波によりまして健康に悪影響を及ぼすことはないと公式的な見解がございます。そして、現状の電波防護指針は子どもを含むあらゆる人々を対象としており、指針値は妥当であるというふうな判断でございます。仮に、そこに余剰金、繰越金があったとしても、予算の使い道として筋が通らないことについては執行できません。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　市長の言われる筋がわかりませんね。何の筋ですかね、これは、通らないというのは。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　今申し上げたとおりです。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　私は筋が通らないというふうには、私も通りません、そういうのは全然。市長が言われている筋が通らない。

　ということでですね、じゃ、最後ですけれども、厳しく言っておきます。子どもの被害防止対策をとらないということは、この市の宝というか、国の宝かもしれませんが、子どもたちを守らないということですよね、積極的に。私が冒頭、研究結果が十分に得られていない部分もあり、健康リスクに対してより正しい判断を下すため、ＷＨＯを中心として世界中で研究が進められていると申しましたが、今教育長のほうからも言っていただきましたが、2014年には何らかの形がまた発表されると思いますが、ご承知のように、これまで公害病は長い年月の結果認定されています。この電磁波による健康被害問題が近い将来に設定された場合は、市長は責任をとられる覚悟があるのでしょうか。ご答弁ください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　責任をとるとらないの問題ではないと思います。ＷＨＯ、国際的な基準、国の見解がある以上、私どもは科学的な調査そのものは規模的にも無理であるわけですから、そういった見解そのものを遵守しながら行っていくのが行政の妥当だというふうに思っております。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　なかなかかみ合いませんが、市長が仁のぬくもりという言葉は特によく使いますが、仁のぬくもりの中に入っていません、今子どもを守るということは。そこです、問題は。本当に市長は気持ちがそんなふうに仁のぬくもりになっているのでしょうかね。その

辺が私も不安を感じますが、そういうふうに責任を持つとか持たないとかできないという話だそうですが、東小学校の先例があるわけですよ。これは、結果的にはそれを市長は認めなかったのですからね。自分たちでやりなさいと。そうでしょ。そういうふうな答えで窓のシールドもですね、保護者でお金を集めて、今本当に細々とですね、一生懸命にシールドを張ってもらっていますよ。大体もう９割方張っているようですけれども、今言いましたように、シールド張っても窓あけたときにはまたそれが来るわけですね。だから、窓あきをつけてほしいということですよね。

そういうことですから、ぜひですね、そういう部分をなぜ気づかないのでしょうかね。自分の小学校、市長がたくさん回っていると思いますが、小学校回っているのでしょ、11小・中学校には。そういう中で、１小学校だけです、今のところはですね、そういうご意見が出ているのは。しかし、保護者はですね、各小学校の部分で先ほど述べました４カ所あたりはですね、心配している保護者がいっぱいおられるんですよ。そういう中でも市長はやらないということですから、本当に子どものことをどう考えているのか、市長の考え方には到底私は考えられません。だから、簡単な話ですけれどもね、たかが2,200万円でも筋が通らなければしないということのようですけども、筋が通る通らんじゃないでしょ、こういうことは。あなたの気持ちですよ。市長が決断することですから、市長が決めりゃ私ども賛成しますよ、つけましょうと言えば。予算もつけますよ、それは。ぜひやってもらいたいと思うのですが、もう一回回答ください。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　ただいまも言いましたように、国際的なＷＨＯの指針でありますとか、あるいは国の見解がございます。繰り返しますけれども、電波防護指針値以下の電波によりまして健康に悪影響を及ぼすことはないという見解、そしてその症状は存在することが明確な判断基準が存在せず、電波過敏症を電波界にそういった関連づける科学的な根拠は存在しないというような見解でございまして、教育委員会あるいは教育部長、教育委員会の判断でよろしいというふうに私は思っております。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　時間がありますので、もう一度言います。教育長はちょっと前向きなご意見でした。市長は教育長が言われるとおりにやると言いながら、結局自分はやるつもりはないように聞こえるのですよ。市長はＷＨＯの判断が出らん限りはしないということですか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　そういうことです。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　それじゃですね、ＷＨＯがですね、これ健康被害に電磁波が影響すると出されたときに市長どうするのですか。これだけ言っているのに……。

○議長（橋本　健議員）　市長。

（３番上　　疆議員「まだ発言は終わっていない……」と呼ぶ）

○市長（井上保廣）　それは、出た時点の中で判断させていただきます。

○議長（橋本　健議員）　ちょっと待ってください。ちょっと、もうちょっと落ちついてください。

３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　まだ９分ありますからね。今言いましたようにね、WHOが出してそういう判断されたときに、本当に市長責任とらないといけないですよ。これだけ言っていてですよ、いやあ、その当時はそういうことじゃなかったと、いや、それを私らは言っているのですから。それをWHOが出たときには従うということですか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　今、出ていないのに、どうだから、仮定の話であるわけです。私は、はっきり科学的な主たる責任ある官庁の中で出た時点の中で考えます。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　こっちばっかり向いて最初言ったから、市長に聞こえてないのでしょうね。では、東小学校の症状は、ご存じなんでしょうか、内容は。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　教育委員会から報告は受けております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　そういう中で、あなたの仁のぬくもりの形でと言われている内容はそれに相応されていますか。どう思いますかね。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　それが仁でないと言うならば、それで結構だと思います。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員。

○３番（上　　疆議員）　本人の市長が言われたことですから、仁のぬくもりという言葉は。言ってもよくわからないのですけれどね。そういう部分で、やっぱり仁のぬくもりというのはこういうものだというのを一つ一つですね、市長が力いっぱい２期の中でつくり上げていって初めて皆さんが認めることが仁のぬくもりの内容だと思いますよ。市長は、わからん人はわからんでいいですよと言うならば、仁のぬくもりって本当に何なのかなと思います。そういった部分では、市長もう少し謙虚にですね、受けとめていただいて、意見は十分聞いてもらって、できるものはするということで今後とも考えていっていただきたいと思います。

なかなか話が合いませんでしたが、今回はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　３番上疆議員の一般質問は終わりました。

次に、４番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

〔４番　芦刈茂議員　登壇〕

○４番（芦刈　茂議員）　おはようございます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１件目、平成25年４月、体育複合施設建設に関する基本的な考え方を踏まえ、７月に太宰府市体育複合施設建設基本計画案が出されました。パブリックコメントを経て、案という字はとられております。議会での総合体育館建設問題特別委員会での議論もあっているわけですが、９月議会での一般質問として取り上げさせていただきます。

太宰府市体育複合施設建設基本計画、平成25年７月について、１項目め、体育館問題については、平成23年度12月、３カ所の候補地提示から１年半の日時が経過したわけですが、基本計画はこの間の議会での議論を反映したものであるかどうか。

２項目め、基本計画、ページ４ページ、表、総合体育館建設に関する経過、平成24年度分は、議会での審議内容が抜けているのではないか。

３項目め、建設事業費22億1,000万円の資金計画はどのようになっているのか。

４項目め、基本設計費2,000万円はどのように使われているのか。

５項目め、建設予定地は警固断層からの距離は幾らなのか。

６項目め、８月末、太宰府市は500㎜を超える雨が降ったが、建設予定地近辺の水害の状況についてお尋ねします。

７項目め、基本計画16ページ、２、敷地に、平成15年７月の梅雨前線豪雨災害の後は河川改修も実施され、太宰府ハザードマップによれば浸水は想定されておらず、十分な安全性が確保されているとあるが、隣の福岡県保健環境研究所の外周部分はどのような構造になっているか。

８項目め、渋滞対策、道路計画は。

９項目め、維持管理費はどうなっているのか。

次に２件目、公共施設の活用について。

１項目め、プラム・カルコア愛称決定の会議に市民、有識者は入っていたのか。

２項目め、議会から議長、所管委員長は名称決定の会議に参加する必要はなかったのか。

３項目め、愛称だけではなく、活用計画を市民から広く募集し、運営を支えるボランティア組織をつくるべきではないのか。

４項目め、松川公共施設について、市民への公開、愛称募集、活用計画募集の予定はないのか。

以上について、回答は件名ごとにお願いいたします。

再質問は、質問席で行います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　１件目の太宰府市体育複合施設建設基本計画案についてお答えをいたします。

まず、１項目め、基本計画は議会の議論を反映したものかとのお尋ねでございますけれども、基本計画案の事前説明のほか、平成24年３月議会から延べ５回の総合体育館建設問題特別委員会等でご説明をさせていただいた経緯があります。

次に、２項目め、基本計画案の総合体育館建設に関する経過に議会での審議内容が抜けているのではとのお尋ねでございますが、この基本計画の経過表にお示ししておりますのは平成６年から平成24年までの市の動きや市民要望などを対象にしていますので、議会の審議内容については議会の会議録を見ていただければと考えております。

次に、３項目め、建設事業費22億1,000万円の資金計画ですけれども、財源の内訳としては、現在のところ概算で国からの交付金2億3,400万円、基金5億5,550万円、地方債14億2,050万円を予定いたしております。

次に、４項目め、基本設計費2,000万円がどのように使われているかでございますが、現在、総合体育館建設関係費につきましては5,700万円の予算により用地測量等の業務委託を実施しており、今後は建設設計協議により実施設計を行ってまいります。

次に、５項目め、建設予定地の警固断層からの距離ですが、約600mと推定をされます。なお、活断層への近接のいかんを問わず、建築基準法に基づく構造計算により耐震安全性はそれぞれ建築物については確保されているものと思っております。

次に、６項目め、８月末の近隣の水害の状況ですけれども、通古賀三丁目において御笠川左岸の、河川につきましては流れていくほうに向かって左岸、右岸という表示をします、左岸の護岸が洗掘によりまして被災しており、早急な復旧に向け県が対応しているところでございます。

次に、７項目め、福岡県保健環境研究所の外周部分はどうなっているかとのお尋ねでございますけれども、周囲の道路とは間知ブロック積みにより区画をされております。

次に、８項目め、渋滞対策と道路計画についてですが、基本計画におきましても示しているとおり、短、中期的には公共交通の利便性を最大限に生かした施設運用を実施していくものとし、長期的には佐野東地区のまちづくりの中で対応するものと考えております。

次に、９項目め、維持管理費についてでありますけれども、基本計画案に示しておりますとおり、類似施設で年間8,600万円から4,600万円で運営をされております。詳細につきましては、建築設計協議の選定案をもとに算定をすることになります。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　１項目めですが、昨年３月、６月議会での減額修正時に出された問題点、建設費用をどうするのか、維持管理費、渋滞問題、水害問題について不十分だというふうな指摘の上で修正をしたいきさつがあるわけですが、以下の議論の中でいろんな問題を私は明らかにしていきたいというふうに思っております。

２項目め、３月、６月議会での減額修正の問題が基本計画の総合体育館建設に関する経過の

平成24年度のところに書いていないわけですが、これは私は議会としての経過も含めてここに入れるべきではなかったのかというふうに思っております。

それと３項目め、国から2億3,400万円、基金で約5億5,000万円、地方債で14億円幾らという数字が先日の体育館建設特別委員会でも出され、今日またお聞きしたわけですが、市長のいろんなところでのお話をお聞きしますと、かなりのお金が国から持ってくるので、実際にはそう大したお金の負担をしなくていいのではないかというお話を聞いたようなことも考えておるわけですが、最終的な資金計画はこういう形なのかどうかを市長にお尋ねします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　大体同じでございますので、私のほうから答弁をいたします。

先ほど答弁したとおりでございます。

なお、新たな財源確保としてですね、国あるいは県のほうからいろんな情報を収集しながらですね、財源を確保できるものについては積極的に活用してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　４項目めで、2,000万円の内訳というのは、まだ具体的にどのような形で基本設計費が使われたようなことを発表するところではないのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　増額修正を12月議会でされまして、5,700万円の現在予算になっていると思いますけれども、その使い道については先ほどご答弁したとおりでございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　水害問題にたどり着きたいので、急いでおります。申しわけありません。

５項目め、警固断層から600ｍということでございますが、先日の玄界島からの地震見ますと、どちらかというと筑紫野のほうはまだ揺れていないというか、そういうような印象を持っているわけですが、今後の警固断層、それはどんなになるかわからないわけですが、そのあたりについての距離的な認識、ＪＲの線路の上の道のところには５号線下に警固断層のラインが走っていると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　通称５号線とＪＲ九州の鹿児島本線の間に、国土地理院の予想図と防災科学技術研究所の予想図が入っております。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　６項目めの水害についてお尋ねいたします。

お手元に資料の地図があります。Ａが半田橋、Ｂが落合橋、Ｃが下川原橋で、イと書いているところが先ほど答弁のありました通古賀、都府楼駅前ガーデンハウスの建物の横の御笠川の左岸の護岸のことですが、ガーデンハウス前の道にひび割れが走っていて、そこには草が割れ

目にずっと生えております。割れ目の中に草が生えているということは、もう既に二、三年はその割れ目があった、つまり左岸の護岸の内部がどうかなっているから、道がちょっと落ちるような形になってひびが入って草が生えているのではないかというふうに思いますが、今回の水がぶつかってつくったものか、あるいは道に割れ目が走っているわけですから、それは二、三年前からあったのではないかというふうに思いますが、それは崩壊のシグナルだったのではないでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　被災の関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。

先日のですね、議会当初の全員協議会の中で被災延長が60mということで私のほうから報告しておりましたが、実は先日も県土事務所の河川課のほうと現場で確認いたしましたら、被災延長は20mということでございますので、この場をかりまして訂正させていただきたいと思っています。

それで、あそこの護岸がですね、施工されたのが観世音寺区画整理事業の中のその時期に施工されたものと思っております。で、あそこの道路には実は水道管も入っておりまして、それの施工が昭和56年ということですので、あのブロック積みにつきましてはその以前に施工があっていたというふうに考えております。

で、あそこの箇所がですね、どうしてももともと盛り土部分でございまして、今回被災したところはですね、確かにブロックの下の基礎の吸い出しで護岸の後ろも崩壊した状況になっておりますけれども、それ以外のところですね、今議員さんが言われたクラックが道路に入っているじゃないかということは私も確認しておりますが、あれはですね、やっぱり圧密沈下とかですね、施工上の圧密沈下とか、ブロック積みのですね、それとかもともと背面が盛り土だったということも含め、それと水道管の布設のときの影響もあるのかもしれません。いろいろな要素があるのですが、今現在見た中ではもう落ちついているのではないかと。二、三年前か、それ以前あったかどうかははっきりしませんが、今の現状ではですね、あの状態で非常に落ちついた状態になっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　Aの半田橋のすぐ上の護岸の草地のところまで水は来ていたということで、マンションの住人が、もうここまで来ているということを実際に見ていたということなのですが、半田橋はちょっと高くなっていますですよね。それの上流側の左岸の護岸の上の草地までもう水は来ていた。実際見ますと、確かに草地まで水が来ているような流れ方というか、被害になっているような気がしますし、実際に現場を見て草まで水が来ている、あるいはマンションから見ていた人が、あそこはもうすぐ超えるというのを見ていたということから聞いておりますが、その点はいかがお考えですか。

○議長（橋本　健議員）　どちら。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　８月30日からのですね、大雨洪水警報の発令に伴いまして、ちょうど０時09分に太宰府市も発令がされました。勤務時間中でもありますけれども、０時10分に警戒本部を設置をいたしております。この警戒本部につきましては、私が警戒本部長でそれぞれの部長が各班長となっております。体制をとりまして、この大雨に備えていたわけでございます。そして、ご存じのように連続雨量がかなりの水量になってきましたし、御笠川の水位も上昇傾向に入ってきたということで、警戒本部会議を２時間置きぐらいに開催をしながらですね、それぞれ建設復旧班が御笠川の河川の状況あるいは四王寺山ろくの状況、常に点検に入っております。

御笠川の溢水についてはですね、あっていないという報告を受けておりますし、その後の、今芦刈議員が住民からの通報でそういう情報を得ているけれどもというお話ですけれども、ここに今ご案内の半田橋左岸側がありますけれども、ここにですね、土羽があって草が生えていますが、このように水で流れた形跡が見受けられませんので、一瞬上がったか上がっていないかという、その状況については確認しようがございませんが、十分に私たち職員も現場を確認しながら、市民の安全を守るために点検に努めておりましたので、芦刈議員にその市民の方が通報じゃなくてですね、市の警戒本部のほうに連絡をいただければよかったかなということもありますので、その方にもそのようなですね、連絡体制、市がどういう体制をとっているのかについても情報をお知らせしていただきながらですね、行政と市民と議会の皆さんと一緒にですね、市民の安全を守っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　先ほどのですね、被災の原因でございますけれども、実は10月末にここは県の災害査定がございますので、それまでは、今の私が言いました被災原因は私の考えということでお願いしておきたいと思います。

それと、今総務部長も言いましたけれども、この時間帯ですね、私も現場ずっと確認行っております。で、なかなか暗くてですね、夜８時ごろ行ったのですが、一番雨が多いときに。なかなか河川のそばまで行かないと河川の水位というのはわからないのですよね。で、どう判断するかといいますと、やっぱり次の日に、どの辺に草が倒れているかなと。そういう判断でしますので、なかなか橋の上から見るとかですね、結構あそこに行ったら暗くて、そばまで行かないとなかなか、今の水位はどのくらいかなというのはですね、わからないのが現状じゃないかと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　私としては、草の上に水が流れた跡、それもただ雨が降った水が流れたのではなくて、上からの流れで草が状態になっているぞというふうに見たわけですが、何を聞きたいかといいますと、なぜ左岸に水がぶつかるような形で流れたのかということを私は聞き

たいのです。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　現場に行きますと、こう左カーブしていますよね。で、どうしても右岸側に堆積する土砂が多いのですよ。で、左側を水が流れますものですから、もう洗掘されていると。明らかに根がですね、今私が見た感じではもう浮いたような感じになっています。で、あそこまで施工、今後は根継ぎとかという工法があるのですが、そういう方法でやるかもしれませんが、今のところは20mということですけれども、どうしても左側を水が走るものですから洗掘されたのだろうと思います。で、これ注意しないといけないのは、土がたまりますよね。簡単に土を取ろう、取ろうということが出てくるのですが、やっぱりブロック積みの根元といいますか、護岸の根本はですね、ある程度堆積土砂を残しておかないと、こういうことが起こるかなという思いはしております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　堆積土砂を残してなければというところではなくて、私見ますと、半田橋から右岸づたい、そして落合橋からの左岸、このあたりにかなりの土砂が堆積していると思うわけですが、平成15年７月豪雨災害の区画整理と整備の復旧の石碑が、市長の揮毫で石碑が建っていると思うわけですが、平成15年７月以降ですね、そこのしゅんせつというのはされたのですか。私は、蓄積の度合いから見ると、護岸の被害があった反対側というのはかなり土がたまっていて、その上に草が生えている、場所によっては木が生えているというふうに思っておりますが、平成15年豪雨災害の後のしゅんせつというのは、合流地点の上、御笠川あたりはされたことはあるのですか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　平成15年災害がありまして、７月にありましたけれども、あれの完成がですね、平成18年になっておりまして、その後につきましてはしゅんせつ工事は行っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　平成18年完成ということですが、何か聞くと３年置きにしゅんせつしているとかという話もありますが、500㎜もの雨が降るなり、数十年に１回の、数十年に初めて起こるような水害という形で去年も今年も来ているわけですから、私は、御笠川の下大利団地から下は結構広くなってしゅんせつもしておりますが、下川原橋から上は何かそのまま取り残されとるような感じがいたしますし、体育館建設予定地に隣接する左岸には土砂もたまり、木も生えているという現状ですので、県の災害査定が10月にあるとすればですね、平成18年からのしゅんせつはしていないわけですから、何とかそのあたりのところを県にしていただくというようなことはお願いできないのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　実はですね、御笠川の上流につきましては、本年度、木の伐採とかも市の職員でみずからやっております。土砂のしゅんせつにつきましても、毎年県土事務所のほうには要望はしておりますが、そういう要望もですね、毎年やっております。今言われているのは、下川原橋ですか、その上流ということですので、その辺は再度ですね、県のほうと調整をしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　この件いいですか。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩　午後０時09分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

再開　午後１時00分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　半田橋周辺の水害の問題等についてお聞きしているわけですが、午前中、上流部分の半田橋のほうにちょっと力点を置いたような質問になっておりまして、私がお聞きしたいのは、基本計画16ページに敷地というところにある、過去に被災履歴はなく、また平成15年７月の梅雨前線豪雨災害の後は河川改修も実施され、太宰府市ハザードマップによれば浸水は想定されておらず、十分な安全性が確保しているものと考えられますというふうに書いてあるわけでして、何年か前から想定外という言葉が随分、現実にそういうようなことが起こっておりますし、太宰府でも500㎜以上の雨が降るとか、先日の台風の全国的な被害が出ていること等を考えれば、想定されておらずと言う前に、私は河川のしゅんせつ、改修工事をするなり、半田橋、落合橋、下川原橋の蓄積した土砂をやっぱり何とかしないことには浸水の可能性は高いのではないかというふうに思っているから、聞いた次第でございます。

あわせて７項目め、隣の福岡県の保健環境研究所が道路に面したところは護岸になっていると。外周ブロックになっているということですが、私、協議会か総合体育館建設問題特別委員会で、盛り土をするなり、何か擁壁をつくるなりということは考えていないのかということをお聞きしたいきさつがあるわけですが、そのようなことは体育複合施設の周囲については考えていないのでしょうか。万全の構造と設備で対応しますというふうに書いている意味というのは何を指しているのか、再質問いたします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　ただいま芦刈議員がおっしゃいましたように、平成15年以降御笠川も改修をされております。それ以前の御笠川の浸水区域にも今の当該地については入っておりませんし、現在の浸水想定地域にも入っておりません。基本的に、敷地の整地についてはですね、この間ご報告をしているとおり、道路高の関係も見ながら整地をしていきますし、建物につい

ては基本計画に基づきまして設計協議、コンペを行いますので、その中で万全の態勢でですね、実施設計をしていくということで考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　その内容には、盛り土なり擁壁工事なりというのはまだ検討していないということでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　前面道路ですね、海抜27ｍぐらい、敷地もそれと大体入り口もフラットですね。それから、御笠川のところで水城駅・口無線ですかね、ここは26m海抜があります。敷地は27ｍで、１ｍほどあります。その中で十分に、先ほど申しましたように整地をしながら、必要な土どめなりを行うことにはなっていくと思います。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　想定外というのがもう出てくる時代というか、今までだったら考えられないようなことが、集中豪雨、いろんな形で出てきますので、しっかり考えていただきたいというふうに思う次第でございます。

次の８項目め、渋滞対策、道路計画はというところに入りますが、基本計画では、西鉄都府楼駅に近いまほろば号の路線に隣接している、長期的な交通対策は佐野東地区のまちづくりで対応することとし、短、中期的には公共施設の利便性を最大限生かした施設運用を心がけていくものとしますというふうに基本計画の前の交通アクセスで書いてあるわけですが、短、中期的には公共交通である、長期的には佐野東地区のまちづくりでするということは、今のところいろんな道路計画、道路の拡張工事とか、どうするこうするというふうな予定はないということなのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　道路計画についてでございますけれども、今、水城駅・口無線が吉松のほうは広がりましてですね、高速道路のボックスがありますが、あれから筑紫保育園までが拡幅がされていない箇所になります。こちらから行きましたら、筑紫保育園がございますね。あれから高速道路のボックスがちょうどありますが、あそこの部分を本年より平成27年度完成予定で拡幅したいと。あれから国分のほうに回る道をですね、つなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　ちょっと理解が不十分だったのですが、それは体育館の建設予定地の前まで来るのですか。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　体育館の河川沿いの道を、あれを水城駅・口無線といいますけれども、これにつきましてはですね、車道幅員７ｍ、歩道が2.5ｍの9.5ｍで、ちょうど平成21年ぐらいだったと思いますが、通古賀の再生整備事業ということで交付金をいただいて、補助事業で拡幅工事を完成しております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　ということは、当面の道路をいじる予定はないということですね。拡張するなり、改修するなり、そういう予定は。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　今言いました部分につきましてはですね、市道にはいろいろ道路の構成がございまして、４種１級とかいろいろございますけれども、市町村道については４種１級ということで、今の道路幅員７ｍの2.5ｍで完成ということになっておりますので、今のところあの道路につきまして拡幅する予定はございません。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　アクセスの問題なのですが、洗出の信号から西鉄都府楼前駅までずっと渋滞で詰まっていることがあるのですよ。パブリックコメントでも31番目に16の意見が渋滞問題について聞いているわけですが、洗出の信号、それから踏切、そのあたりについての対策というのはないのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　副市長。

○副市長（平島鉄信）　何度か説明しましたけれども、道が１方向しかないところではないのですね、ここは。５方向に交通が通行できるような道があります。で、先ほど言ったのは、水城駅・口無線が筑紫保育園までほぼ広がっております。狭いところは筑紫保育園からボックスまでです。これも平成27年度に体育館とあわせて工事を行いますということでございます。そうしますと、これから国分のほうに側道沿いに抜けますと、信号が何もなくて旧３号線まで抜ける道があって、そこから新３号線に入る道もありますし、福岡のほうに行ける道もありますし、高速道路に通じる道もあります。それが大きな流れでございます。

で、いろんな大会をするときは混むだろうというふうに思っております。300台、400台の車が来ると、一斉にお帰りになると、全部西鉄の踏切に行きますと相当渋滞をします。しかし、終わる時期はコントロールできますので、出る方向を誘導しようというふうなことを思っております。できるだけ今言いましたようなルートを使っていく方法、あるいは水城駅・口無線を下大利駅までずっと今拡幅をするようになりますので、そちらの道から５号線に上がる方法もありますし、直接プールの前を５号線に上がる方法もあります。そして、今渋滞をするという道もあります。それから、長期的には区画整理のまちづくりの中で、善光会館のあの踏切まで行く道もありますので、それは中・長期的に考えたいと思いますし、当面は狭いですけれども

通行できないわけではありません。そういうふうに分散をさせる、大きな道は旧３号線の国分までやる方法で、あとについては分散をしながら交通誘導をやろうと思っています。

また、大きな大会があるときにはですね、西鉄の踏切を渡らずに高架下の道路、あそこの利用も今考えておりまして、できるだけ渋滞がしないような工夫をしたいと思いますし、将来善光会館までの道を広げるというふうな計画がございますので、それができるとそう分散せずに自由にお帰りをいただけるという形になるということで、交通渋滞については大丈夫だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　国分のほうに抜けて旧３号線に出る道というのも、ふだん、遠くから来る人はなかなかわかりにくいでしょうし、善光会館のほうに道を通じるといってもここ二、三年の間にできることではないでしょうから、当面は分散させるということのようですが、もうちょっと何とか考えていただきたいなというふうに思いますし、今言われたようなことをもっと発表していただきたいなというふうに思っている次第でございます。

それと、新しい基本計画が案から、案という字がとれました。それについて先日、議会に対して説明いただいたわけですが、ページ14ページ、基本事項のところで、太宰府市総合体育館建設問題調査委員会の方向に沿いながら太宰府市総合体育館建設委員会で検討しましたというようなことが赤字で書かれているわけですが、質問項目19というのは何だったかというと、市役所の全庁的視点からの検討が必要になったためとあるが、なぜ一般市民や有識者等の第三者を入れた全市民的視点から検討されなかったという、この19番目の項目に対して、Ａという項目の処理区分をしてこの文章が入ったということですが、総合体育館建設調査研究委員会というのは体育関係者も入った会議だったと。太宰府市総合体育館建設委員会というのは庁舎内部の会議だったというふうに私は認識しておるわけですが、調査研究委員会と体育館建設委員会の違いというのは何なんでしょう。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　今、芦刈議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　太宰府市総合体育館建設委員会というのは、庁舎内部の関係部署が集まった組織だったという理解でいいわけですよね。としたらですね、19番の質問している人は何を言いたいかというと、なぜ一般市民や有識者等の第三者を入れた全市民的視点から検討されなかったかということに対する回答としてはふさわしくないのではないでしょうか。なぜなら、ここに、太宰府市総合体育館建設委員会で検討しましたというのは、一般市民や有識者は入っていないと思うからです。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　そういうご意見を承りまして、そこに赤で記述しておりますように、庁

内の委員で組織された部分じゃなくて、総合体育館建設調査研究委員会の中の答申も尊重しましたよということを明記しているわけでございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　方向性に沿いながらというのが、19番の回答、Ａという対応として何かちょっとはっきりしないなというような感じがしておるわけですが、全体的なことですが、部長のお答えでパブリックコメントと議会への説明で市民への説明責任を果たしたというようなお話がありましたが、私としてはパブリックコメント、12日に説明を受けましたが、大きな項目についての、10以上あった項目についての説明は受けた気がいたしますが、これをよく見ますと、多い少ないの問題ではなくて、Ｅに分類されている意見というのはとっても大事な意見が私はあると思いますので、これを見ますとＥというのは意見、要望、感想等で、基本計画に取り入れるとかというふうな形になっていないような気がいたしますが、水害の問題なり渋滞の問題を指摘した意見はほとんど私はＥになっとるかと思いますが、せめてＡあるいはＢの中に入れてですね、もっとこの基本計画は内容あるものにしていただきたいというふうに思っている次第でございます。

ただ、一日これ出して説明して議会に対する説明は終わったという、形式的にはそうかもしれませんが、これを見ますと私は、随分たくさんないろんないい意見があるし、もっと考える必要があるのではないかという印象を持っておりますし、せっかくのパブリックコメントの意見ですから生かしていただきたいと、もうちょっとＥについての検討もやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　さきの総合体育館建設問題特別委員会でもご報告しましたように、Ｅの問題はご意見として賜るということで、聞かないということではございません。

それと、この間の、この体育複合施設、いわゆる総合体育館ですけれども、平成24年度の当初予算の中で議会の中でも大きな議論がありました。いろんな予算修正もありました。そして、６月議会の際、補正予算の提案もありました。大きくマスコミも取り上げました。市民の皆様が注目する内容だろうと思います。

そして、先ほどの上議員のパブリックコメントでもありましたけれども、パブリックコメントを求めて、デジタル・ディバイドの問題はございますけれども、広く広報「だざいふ」でもお知らせしながら、議会とも十分に協議しながら、昨年12月議会の中で先ほどの5,700万円の予算も議会からの提案で可決をされたところです。それに向かって私たちは進めているところです。当然、市民の方々にもそういう周知に努めておりますし、議会の中にも５回、６回ほど説明しておりますしですね、体育館の特別委員会も開催されます。先ほど、芦刈議員、議会は形式的とおっしゃいましたけれど、私は違うと思います。議会は実効性のある議会だろうと思っておりますので、議会にご報告し、そのご意見も賜ってきたところだと思っております。ご

理解いただきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　形式ということを言いたいわけではなくて、私たちもしっかり議論をしていきたいというふうに思っている次第でございます。

次に入らせていただきます。公共施設の活用について。

○議長（橋本　健議員）　回答お願いします。

教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　２件目の公共施設の活用についてご回答いたします。

今回の愛称募集については、文化芸術の発信拠点として、今まで文化芸術に触れ合う機会が少なかった市民の皆様に市主催講座やイベントを通して新たな活動の機会を提供し、多くの市民の皆様の生涯学習の活性化につながるよう進めていくために実施したものでございます。９月８日に実施いたしました泥かぶら公演もその一環でございまして、大変好評のうちに終わりました。

まず、１項目めについてでございますが、市民、有識者といたしまして中央公民館の利用団体、市民図書館協議会委員、教育委員、自治協議会の代表などで構成いたしました愛称選考委員会において選考をいただいたところでございます。

次に、２項目めですけれども、法律で定められたものを除き、議員さんは審議会、委員会等の委員にはならないという基本原則に準じまして、今回の選考においてもお願いをしておりません。

なお、愛称募集の案内、決定の報告につきましては定例議員協議会において随時報告をさせていただいておりましたし、愛称の発表、表彰式の式典につきましては総務文教常任委員の皆さんにご出席をいただいたところでございます。

次に、３項目めですけれども、今後の事業計画につきましては補助金などを活用しながら新たな事業を進めているところでございます。本年度におきましては、新規事業として市民ホールイベントアシスト事業を実施いたします。これは、市民ホールを利用して公演などイベントを行いたい方の企画の応援をする事業でございます。また、文部科学省の公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム事業の内容コンペに応募し、採択をされましたので、今議会に補正予算として上程をさせていただいております。次年度以降の新規事業につきましては、中央公民館、市民図書館と生涯学習課の庁内連携をいたしまして、市民の皆様に文化芸術に親しむ講座の開催など、補助制度を積極的に活用しながら検討をしてまいりたいと考えております。

なお、今後開催いたします主催講座を通しましてさまざまなご意見を伺いながら、運営を支えるボランティアについても呼びかけてまいりたいと考えております。

最後の４項目めについてでございますが、現在、市内の各体育施設につきましては愛称をつけておりません。同様に、松川のグラウンド、体育館それぞれに愛称の募集をする予定は現在

のところございません。松川公共施設は、現在市役所の分庁舎としての機能と体育施設としての機能をあわせ持つ施設として整備を進めておりまして、そこに愛称をつけることがふさわしいかどうかも含めまして、今後市民の皆様の利用状況などを見ながら適宜判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　済みません、私の理解が間違っていたかもしれませんが、選考委員会には一般市民なり有識者は入っていたのですね。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　先ほど申しましたとおり、市民の方も含めまして選考委員に選ばせていただいております。もう一度言いますけれども、中央公民館の利用団体の方、市民図書館協議会の委員、教育委員、自治協議会の代表者でございます。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　私の理解が悪く、どこで決まったのかということで聞いたら、市役所内部で決めましたという話があったものですから、私の理解がそれは間違っていたと思います。

先日、甘木の大きなクラシックのコンサートがありまして、何と通古賀に住んでいる于波というチェリストが甘木でコンサートをしておりました。250人ぐらいの人が集まっておりまして、太宰府でこういうクラシックのコンサートをしたら一体何人ぐらい集まるのかなということを考えながらコンサートを聞きまして、随分市民の方が熱心に聞いておられたわけですが、終わって帰るときに、出るときにですね、30人ぐらいの市民のボランティアの方たちが、今日はありがとうございましたというご挨拶を来られた方に並んでされてありまして、やっぱり250人の人を集める力というのは、30人のボランティアの人がいろんな方に頼んだり説明したりする中で、今日のこの250人というコンサートが成功した大きなきっかけというのはこの人たちの力ではないのかなというふうに思ったことが、甘木の何という名前ですか、中央公民館であった次第でして、そういうような、通古賀に住んでいる中国人の于波という世界的に有名なチェリストがいるわけですが、私も彼が太宰府に住んでいるということは知りませんで、甘木の人たちが随分力を入れてコンサートもしたり、あるいは浮羽のほうでもその次の日はコンサートをするということで、私はこういう文化的なことを支える大きな支えというか、動く人たちというのはそういうボランティア組織じゃないかなというふうに思っておりまして、そのあたりをもっと力を入れて、いろんな運営でプラム・カルコアらしい運営というか、そういうものをしていただきたいというか、そういうものをやっぱりつくっていく必要が、文化的な発展という意味で必要があるのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　教育部長。

○教育部長（今泉憲治）　おっしゃるとおりだと思います。あそこをですね、今後はいろんな文化芸術、今までされてこなかった人たちを新たに始めていただくような、そういうふうな講座も

したいし、本物ですね、音楽とかほかの文化芸術の本物を見せるような、文化芸術を高めていくような、そういうふうな主催事業も積極的に展開していきたいというふうに私どもも思っております。おっしゃいましたように、ボランティアの方たちとですね、手を携えていくのは非常に重要なことだと思いますので、そういうことも、先進地に倣いまして私たちもそういうふうな努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　４項目めの松川公共施設についてですが、今回補正予算が1億3,300万円という形で出されておりまして、それについての議論はまたいろんな場でするつもりでおりますが、市民への公開、愛称募集、利用活用計画、このあたりはですね、やっていただきたいなというふうな思いがある次第でございます。

全体的な形になりますが、私は議員になりまして２年とちょっと、市民の意見をもうちょっと聞くような形にならないのかという話をずっと言ってきたような気がするわけですが、最近全体的に受ける印象をしますと、大体もう執行部で決めて、議会には説明すればいいというふうな私は流れになっているような気がしまして、執行部と議会一体となって議論し、いろんなことを決めていくというような私は流れをつくっていただきたいというふうに思うわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　市民の意見を聞くと、当然のことだと思います。１期目につきましては、市主催によります市長と語るふれあい懇談会等々で全44行政区回らせていただきました。その中で、各行政課題等々、すぐできるもの、長期的にしかできないもの、振り分けながら、今現在もそれを実行しつつあるわけでございます。あるいは、職員一丸となって現場主義をとっておりまして、市民の声を絶えず仕事を通して聞いておるというふうな状況等がございます。あらゆる角度のほうから、今議員のご指摘の問題等々については聞いておるわけでございます。私も、土曜日、日曜日、休んだことはありません。絶えず市民の集うところに行って、そして声を聞きながら、そして市政に反映をしておると。今回、敬老会等々についても部長、課長、全自治会に配置をいたしましたけども、それもその一環でございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　ありがとうございました。私もいろんなご批判は受けておりますが、二元代表制としての議会の役割というのをしっかり考えながら今後やっていきたいということを決意表明させていただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　４番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

次に、１番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔１番　陶山良尚議員　登壇〕

○１番（陶山良尚議員）　ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりまし

た２件について質問をさせていただきます。

まず初めに、ふるさと納税についてでございます。

本市においては、ふるさとを応援する寄附制度としては古都太宰府みらい基金もありますが、全国的に取り組みが行われている総務省所管のふるさと納税制度、本市では太宰府応援寄附金に限って今回質問させていただきたいと思います。

平成20年の制度開始以降、全国でさまざまな自治体が工夫を凝らした活動を行っており、最近ではマスコミなどで取り上げられる機会も多く、各自治体の取り組みが注目されております。この制度のよさとしては、ふるさとの大切さを再認識し、改めてふるさとに思いをはせる機会をつくることではないでしょうか。人は、生まれ育った地域のために何か恩返しがしたいという思いがあるはずです。特に、ふるさとを後に都心で生活を営む方々などは、その思いが強いのではないでしょうか。また、その町の出身ではなくても、全国どこに住んでいようとも、ふるさと納税を行えます。本市は毎年多くの方々が観光などで訪れており、全国的に太宰府を応援してくれている方々もたくさんいるのではないかと思います。地元住民、地元出身者だけではなく、市外に住む人たちに太宰府をもっともっとＰＲしながら、多くの方に太宰府のファンになってもらうことで、ふるさと納税を通じて全国からさまざまな形で本市のまちづくりに参画してもらうことができるのではないでしょうか。

全国的に恵まれた太宰府という知名度を生かし、この制度を上手に活用しない手だてはないと思います。実際に、アイデアと企画力により成功している自治体も数多くあります。本市においても、新たな財源の確保はもとより、まちづくりまた太宰府をＰＲするよい機会と捉え、政策面での創意工夫によりふるさと納税の推進を図っていくべきではないかと考えますが、以下３点について伺います。

１項目め、これまでの市の取り組みと現状について。

２項目め、寄附者がこの目的で使ってほしいというようなはっきりとした使途が指定できるよう、寄附金の使途メニューを増やすなど選択肢の幅を広げたほうが寄附しやすいと考えるが、寄附金の使途についてどのようにお考えなのか。

３項目め、今後、各自治体が積極的に取り組んでいくことが想定されますが、本市でも積極的に推進を図っていくべきと考える。今後の活用についてどのように考えているか伺います。

続きまして、２件目でございます。交通安全対策について質問させていただきます。

日本通運から北杉塚公民館を通り、市民プールに至る道路について、交差点部分は拡幅されましたが、依然として道路幅は狭い。車同士離合する場合など、相手の車を待ってからしか通行できないときがあり、朝など幼稚園バスが通行するときには車が立ち往生することもあります。また、この道路は水城西小学校の通学路でもあり、特にここ数年、都府楼団地からの児童が増加したため、通学が集中する時間には歩道が児童でいっぱいになり、また歩道はあるものの数ｍにわたり途中狭くなる場所もあります。非常に危険であると考えます。筑紫野市と市境であるため、筑紫野市との協議が必要かと考えますが、早急な道路拡幅など対応を望むところ

でございます。今後の対策について伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　１件目のふるさと納税につきまして、市長からということでございますけれども、私から回答させていただきます。

このふるさと納税制度は、ふるさとに対する納税者の主体的な貢献を可能にする税制上の仕組みとして、平成20年に創設をされております。内容といたしましては、地方公共団体に寄附した場合、その一部が住民税や所得税から控除される制度で、結果として、その控除された部分をふるさとに納税したのと同じ効果を生じるものでございます。最近では、この制度を利用いたしまして東日本大震災の被災地に多くの寄附が集まりました。このような報告もなされている状況でございます。

それではまず、１項目めのこれまでの市の取り組みと現状についてご回答いたします。

平成20年の地方税法の改正によりまして、本市におきましてもホームページでのお知らせや、東京にあります日本橋プラザのふるさと情報コーナーでのチラシの配架などを行い、ＰＲを行ってきたところでございます。また、今年の７月から、これまで行っておりました窓口での受け付け、電話やメール、ファクス、郵便での受け付けに加えまして、よりご利用しやすくするために、新たにインターネットでの寄附申し込みができるようにふくおか電子申請サービスの利用も開始しているところでございます。寄附の状況といたしましては、毎年２件から５件、金額にいたしますと約20万円となっており、平成23年度には1,500万円という高額の寄附も１件ございました。寄附をいただきました皆様方に大変感謝をいたしているところでございます。

次に、２項目めの寄附金の使途についてでございますが、本市ではまほろばの里づくり事業基金に一旦積み立てをいたしまして、歴史を今に生かすための事業や緑を創造するための事業、また寄附者が使ってほしいと指定した事業など、この基金の目的に沿って使用していくことにいたしております。現在、青少年育成を指定された寄附につきまして、市民図書館の図書購入にこの基金を活用させていただいているところでございます。

なお、ふるさとの太宰府応援寄附を受け付ける場合には、寄附金の使い道について、市の基本方針の範囲の中で寄附者が指定できるようにしているところでございます。

最後に、３項目めの今後の活用についてでございますが、今後とも、寄附をいただきました貴重な財源につきましてはまほろばの里づくり事業基金に一旦積み立てをいたしまして、基金条例の目的に従いまして事業費として活用させていただくことにいたしております。また、寄附金の募集に当たりましては、他市の例を見ますと、寄附金の額に合わせまして自治体のＰＲを兼ねた特産品の配付などを行ってあるところもございますので、今後全国的な自治体の動きなども注目しながら内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　ご回答ありがとうございました。今ですね、毎年寄附が２件から５件あってあるということをお聞きしましたけれども、これについてですね、大体市外の方からどのくらい寄附があっているか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　具体的に数字言いましょうかね。平成21年２件ありまして、市内の方が1万2,000円、市外の方が20万円、平成22年も２件ありまして、２件とも市内の方です。３万円ずつでした。平成23年５件ありましたけども、市内の方が４件、市外の方が１件で、先ほど言いました1,499万9,500円の多額の寄附をしていただいた方は市外の方でございました。平成24年５件ありまして、市内の方が４件、市外の方が１件でございます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　そうしましたら、ほとんどが市内の方からということでございましてですね、その辺、回答にもありましたけれども、いろんなやり方、例えばホームページ以外でもリーフレットをつくったり、いろいろとそういう話がございました。そういうことも、市外からもやっぱり寄附金を募りたいということもあってのことなのか、それとも前々から何とかしたいということもあってのことなのか、その辺ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　太宰府は、その地名におきましては全国区だということを職員、議員の皆さん方自負されていると思いますし、そういう声も他県あたりに行きますとお聞きすることでございます。この間、観光行政のことでも陶山議員からもご質問いただきましたけれども、総合行政として、観光課が所管するＰＲだけじゃなくてですね、教育委員会の文化財課あるいは都市計画課、総合行政の中でＰＲをさせていただいているところでございます。他の自治体はいろんな工夫をされながら、その地域、ふるさと、町のＰＲに努めてあるところでございますけれども、今後も太宰府、そういう地名を生かしながらもっともっと、太宰府のファンをつくっていくということには足踏みせずにですね、進んでいきたいと思っておりますけども、今このふるさと納税の制度の一つの手段ではあると捉えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　そうしましたらですね、寄附をいただいた方いらっしゃいますけれども、そういう人たちに対しては、どのような形でですね、例えばお礼状を出すとか、何かその辺のことはされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　寄附をいただいた方には、当然、その使途、目的に合ったところで今後

貴重な財源として使わせていただくというお礼のご返事を差し上げております。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　もしですね、例えば市外からもこれから、いろいろ寄附をいただいた場合にですね、ＰＲするためにまた引き続きですね、次年度にも続けてまたお願いするような形でですね、お礼状と含めて、例えば広報を送るとか、またリーフレットを一緒にまたお願いするとか、そういうことも含めてご検討はされているのでしょうか、その辺を。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　お礼に際しましては、当然太宰府のＰＲのパンフレット等も同封をさせていただいております。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　それとですね、私はホームページの申込書しか知らなかったものですから、具体的に、ふるさと納税についてですね、町がどのような取り組みをされているかというのは知らなかったものですからお尋ねしたのですが、今回ホームページだけではなくて、これリーフレットか何かあるのですか、そういうのを例えば１階とかに置いているとか、そういうこと私見たことなかったからあれだったのですが、その辺もお伺いさせていただければと思いますが。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　これ白黒ですけれども、コピーしていますので。こういう応援寄附ということで説明とですね、その中にはふるさと納税とはという説明、それから寄附金の使い道について太宰府市まるごと博物館推進に関する事業とか、いろんなことをお知らせしながらですね、こういう申込書の中で、先ほど言いましたどういうふうな事業に使っていただきたいというような希望も書けるようにはいたしております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　それは、そういう資料もあるということでちょっと安心しましたけれどもですね、また後、活用については質問させていただきたいと思いますけども、いただいた寄附についてですね、これまでその寄附を使った事業とか、その辺は何か実際されてあるのかお伺いしたいんですけども。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　先ほど申し上げましたように、まほろばの里づくり事業金の中に積み立てを行っていっております。その事業目的に合ったところで使用させていただいておるというのが現状でございます。ので、内訳の中にはそれが含まれておりますけども、全体の、例えばこの基金に充当しておりますのが、基金繰り入れは当然、一般財源の繰り入れは当然ですけれども、例えばまちづくり支援自動販売機ございますね、藤色の、玄関入り口のところの。ああいう、あれを寄附で今事業として、販売の中から、代金の中から寄附した形になっていますけ

れども、大体毎年100万円ぐらい入っておりますので、そういうものを合算しながらですね、この基金に積み立てをさせていただきながら、基金事業として財源充当を行いながら使っているところです。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　まほろばの里事業基金についてお伺いしたいのですが、今、まほろばの里事業基金についてはふるさと納税の分と自動販売機の分ですかね、その２つが充当されているということでお伺いしましたけれども、この基金については、例えばですね、今後また、次の２項目めの質問とちょっとこれつながっていくのですけども、例えばいろんな事業をですね、メニューを増やした場合、一般財源としていろんな形でですね、一般財源化していろんな形で事業に使えるのかどうか、その辺私も詳しくないものですからお聞きをしたいと思いますけども。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　基金でございますので、条例化をいたしております。で、まほろばの里づくり事業基金条例の中でその使途を明確にしております。その使途につきましては、歴史を今に生かすための事業、２つ目には緑を創造するための事業、３つ目には潤いとゆとりを創造するための事業、４番目として、その他太宰府の特性を生かす個性と魅力のある事業を展開するときに、この基金を今まで取り崩しましてそういう事業の中に充当をしていっておりますし、一般財源の中でこの基金に積み立てるために繰り入れをするということもやっております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　そうしましたら、２項目めの使途についてお伺いしたいと思っているのですけれども、もう一度確認ですが、本市のですね、寄附した場合、例えば太宰府市のまるごと博物館推進に関する事業とか、幾つかあると思いますけれども、もう一回、どういう事業に使えるのか、その辺寄附先を教えていただければと思います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　ふるさと太宰府応援寄附金の申込書の中に太宰府にこういうことで申し込みをしたいということで掲げておりますのが、太宰府市まるごと博物館推進に関する事業ということでございます。それと、それ以外ということで、まるごと博物館推進事業につきましてはこの基金を充当しながらやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　それでですね、本市の使途メニューについては太宰府市のまるごと博物館推進に関する事業、それとその他として寄附者が使ってほしい事業、また市の基本方針と合致するような事業ということですね。それとその他、特に指定はせずに市長に任せますとい

う、その３項目でよろしかったですかね。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　よろしいと思います。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　その中でですね、３つ使途がありますけれども、他市の状況もいろいろ拝見させていただいたときにですね、他市のものと比べると非常に寄附者からすると内容がわかりにくいのかなという面が思いまして、もう少し、詳しく、例えば総合計画の項目を使途メニューにするとかですね、より詳細にすると、例えば子育て支援だとか教育だとか、高齢者福祉とかスポーツ推進とか、そういう具体的な事業に使えるような、目で見てですね、寄附者が簡単にチェックしてですね、この項目に使ってほしいというようなメニューをつくったらどうかなと。で、寄附者がですね、このような事業にですね、使ってほしいと選べるのが、この制度のですね、一つのメリットとして考えられますので、そういう形で詳細にですね、わかりやすく明記したほうがいいのかなという点もあるのですけれども、そうすることでですね、寄附者の方が太宰府市に何を期待して、どういう事業に使ってほしいというのが明確になるのかなと、そういう思いもありますので、そういうふうな考え方、例えば使途メニューを増やすとか、今後そういう形に考え方はあるのかお伺いします。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　寄附金の額と、今現在のまほろばの里づくり事業基金に、現在平成24年度末で6,900万円ほどあります。それから、この寄附金でいただいた部分がですね、約1,600万円ぐらいです。基本的には、まだふるさと基金を充当するというようなことで具体的には行っていないところでございます。まだ積み立てをそのまま行っているところですね。それと、今陶山議員がおっしゃいましたところにつきましては、特に指定しないという項目も申込書には設けておりますので、当然これにつきましてはですね、その使途につきましては市長に委任されているものという判断を持っておりますので、ほかの事業にも展開できる制度とはなっております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　それでは、他市のようにいろんな項目をつけて、例えばチェックするだけでいいとか、そういう形はとらないということですかね、そういうやり方。他市の、例えばやり方を見ていただければ、申込用紙なんか見ていただければわかると思うのですけれども、いろんな例えば細かく項目をつくっていますよね。こういう形で使ってほしいという、さっきも言いましたように、例えば教育とか、子育て支援とか、そういうふうな具体的なのがありますよね。そういうことは考えていないということですかね。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　申込書のことばっかり申し上げますけれども、項目は大きく書いていま

す。ただ、その下にですね、ご意見として具体的に私はこういう思いがありますのでというような記載していただく欄もございますので、先ほど申しましたように、今図書の購入には具体的には使っておりますけど、それ以外には使っておりませんので、事業の執行と寄附の目的とが合致したようなことがあればですね、寄附者の方の思いを受けましてですね、積極的に活用することは考えていくべきだろうと思います。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　私の思いとしてはですね、寄附者がですね、太宰府市はそれを見れば、どういうことに力を注いであるのかということが一目見てわかるのではないかということでそういう質問をさせていただいておりますし、いろいろ今後も、他市のいろんな申込書を参考にしながら、使途メニューについてはもう一度検討していただきたいと。それと、せっかく、今度は体育館建設に向けて動き始めたこともありますので、体育館のほうは基金がありますけれども、こういうふるさと納税を使って体育館に関する寄附という形ではできないのかなということを伺いたいのですが。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　先ほどから申しますように、ご本人さんがそういう体育館にも使ってほしいということで申し出がある分についてはですね、先ほど市長に委任されているということになると思いますので、活用できるというふうには捉えます。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　そうしましたら、内容的にはこの内容で変わらないということですかね、使途メニューについては、今ある分ですよね、はい。それでよろしいですかね。はい、わかりました。そうしましたら、使途メニューについてはまたですね、個別にいろいろ何か私もお願いしたいこともあるので、それは一般質問でいろいろな形でまた反映させていければと思っておりますので、もう一度使途メニューについてですね、先進地の資料を見ながら考えていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、３項目めの今後の活用についてでございますけれども、先ほどもですね、回答の中にありました。例えば、その地域の寄附をいただいた方々はですね、特産品をまた送るとか、そういう考え方もあるということでお話がありました。一定金額以上ですね、いただいた御礼として特産品とかを送ることがいろんな自治体で行われていますけれども、いろんな考え方もありましてですね、例えば、ま、特産品がもらえるから寄附をするというのは本来の目的じゃないようなところもございますし、そういうこともありますし、私自身、特産品を寄附していただいた方に送ることによってですね、地域の産業とかいろんな商品をアピールしたりですね、企業にとってもいいのかなと。そういう地域をアピールする一つのこの制度がツールになればですね、それはそれでまたありがたいかなと。取り入れる価値はあるのかと思いますけれども、先ほどそういう形がありましたけども、特産品を今から考えると。今から考えるという

か、他市の状況を見ながら取り組んでいくという話でしたけれども、これについては前向きに考えてあるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　先ほど答弁しましたように、平成20年に創設されまして、本市もこの制度を取り入れようということでいろいろな議論をいたしました。その当時から、ふるさと納税制度に基づきますふるさと応援寄附につきましては、寄附に対する特産品等の返礼についてはですね、寄附を物でつるというようなことは好ましくないのではないかというような判断も一定いたしておるところでございます。近隣の状況としましては、近隣ではですね、筑紫野市さんとかが一定の金額で特産品を送るというようなことも始められたようでございますので、そういう状況も調査をしたいということはございます。

ただ、寄附金につきましては本当にありがたい財源の浄財なのですが、先ほど申しましたように平成24年で21万6,000円という実績、それからこの間3万8,000円とか６万円とかという変移の中で、高額の寄附もございましたけれどもですね、そういうものありますので、太宰府ブランドを創造しながら、その太宰府のファンになっていただく、太宰府を知っていただきながら、そして太宰府を訪れたいと思っていただけるような、そういう太宰府のＰＲにつきましては、最初答弁させていただきましたように観光行政とかですね、そういうことだけじゃなくて文化あるいは都市整備、そういうものを通じまして総合行政の中でやっていきながら、また市長もですね、全史協の会長とかいろんな国の役職とか委員にもつかれていますので、その中でいろんなＰＲもしております。現実にいろんな自治体からアプローチもあります、視察においでいただくようなですね。そういうことも通じながらやっていきますので、先ほど陶山議員もおっしゃいましたように、ふるさと寄附を一つのですね、ＰＲのツールとしては考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　非常にですね、寄附をいただくということは大変ですね、これは本当市にとってもありがたいことでありますので、今後とも、多くの方々から太宰府市を宣伝しながら、アピールをしていきながらですね、そういう心のある方からは寄附をいただいて、それがうまくいい形で事業につながっていけばいいと思います。先ほども部長のほうがおっしゃいましたけれども、本市の場合は観光がメインでございますので、総合政策の中で観光行政とあわせながらですね、一つのツールとして使っていただきながらですね、活用していただきながらうまくうやっていっていただければと思っております。

もう一度ですね、ふるさと納税というのはですね、意義としては、日本人として今忘れかけようとしているふるさとの大切さを改めて認識することができる制度でもありますし、またふるさとを離れた方々が自分の生まれ育った故郷を回帰する貴重な契機となる制度でもあります。そういう面からですね、多くの方が太宰府を離れられてさまざまな地域でご活躍されてあ

ると思うのですが、改めてそういう方々にもですね、しっかりとＰＲをしていただきながら、本市はこういう形でしっかりやっているんだということも含めてやっていただければいいと思います。

また、せっかくですね、太宰府市たくさんの方が来ていただいておりますので、例えばふるさととは言わず、ここに来てですね、やっぱり太宰府はよかったんだと、もう一回来たい、何度でも来たいという方もいらっしゃると思います。そういう方、心に残るような方々を多くですね、やっぱりつくって、多くの方にですね、応援をしていただくような体制づくりも必要かなと思っております。そう考えた場合ですね、やっぱりこの制度、いろんなマスコミでも取り上げていますし、結構今認知度は高まってきていると思いますので、せっかくある制度ですからしっかりですね、その辺活用していただければありがたいと思っておりますけれども、最後にですね、市長にお聞きしたいのですが、今後ですね、今まで以上にこの制度を活用していく意識はあるのかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　市長。

○市長（井上保廣）　ふるさと納税について陶山議員からご提起がございました。ふるさとを離れ、そしてやっぱりふるさととのきずなというふうなこと、大事にしなければいけないように思います。そして、ふるさとがどういうふうに発展していっているかというふうなこと、多くのまたいろんな理由の中でふるさとを離れられた方々に対してもふるさとを発信していくという、またふるさとを忘れないようにしていただくということ。そんな中で、ふるさとを思い、ふるさとの発展を願って浄財があった場合等については、今議員の提起されましたようなことを十分踏まえながら、もっともっとふるさとについて振興できるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（橋本　健議員）　ここで14時15分まで休憩をいたします。

休憩　午後２時00分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

再開　午後２時15分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２件目の回答を求めます。

建設部長。

○建設部長（辻　友治）　次に、２件目の交通安全対策について、市長からということでございますが、私から回答申し上げます。

この日本通運株式会社九州重機建設支店横から太宰府市民プール方面に続く道路のうち、大部分、約420ｍを占めますが、太宰府市民プール付近の市境部分までは清川・油田線という名称の筑紫野市の市道となっております。また、筑紫野市との市境部分から落合橋の交差点、約150ｍぐらいありますけれども、この方向は太宰府市道水城駅・口無線となっております。

当該道路は筑紫野市の市道でありますが、ご指摘のように水城西小学校の通学路として、都

府楼団地や通古賀方面より二百数十名の児童が通行している路線でもございます。このようなことから、太宰府市といたしましても平成22年度に日本通運株式会社と協議を行い、部分的に歩道を拡幅し、道路改良を行っております。この道路につきまして筑紫野市の担当と協議したところ、当該道路は地元の行政区から十数年前に歩道部分の拡幅の要望書が提出され、一部分用地買収を行い、歩道の拡幅を行った経緯があり、通学路の延長200mの区間は歩道が設置されている状況でございます。全体的な道路の拡幅までには至っていないとのことであります。また、幅員の狭い場所があり、地元近隣の方はもちろんのこと、県道の迂回路として通行される車両も多く、交通量の多い道路であることは認識されているものの、現時点では道路拡幅の計画はないとのことです。今後、児童が安全に安心して通学できるよう、関係部署、関係機関と連携して対策等につきまして協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　私もですね、この道路につきましては市道ということでお聞きしておりましたので、そのことは把握しておりましたけれども、私もですね、あの道をいつも使わせていただいておりますし、やはり本市民にとってもですね、大変重要な生活道路でございますので、筑紫野市のほうはですね、今のところ計画はないということでございましたけれども、なるべく、またこれは大事な道路でございますので、本市のほうからも働きかけをしていただいて協議をですね、今後行っていただきたいとは思っておりますけれども、筑紫野市とですね、実際に道路改良に向けて協議を行ったことはあるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　先ほど言いましたけれども、平成22年のときにですね、日通のアパートがあったと思いますが、あれが取り壊されるという情報が入りまして、そのときに部分的な改修といいますか、それについて協議をしたところでございまして、あそこの改修がですね、一つは市民の方にそういう広げる意思はあるのですよというメッセージにはなっておるのではないかなという思いはしております。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　あそこは、地元自治会からですね、上がってきたというのは多分北杉塚、筑紫野のほうからだと思いますが、実際にこういう場合、例えば今まで通古賀とかそういうところからも、要望が上がってきたことがあるのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　建設部長。

○建設部長（辻　友治）　歩道の拡幅につきましては、筑紫野市がしたというのは杉塚の区から上がってきたものだろうと思います。この道路がですね、通学してある方は都府楼団地の方が多いと。それと、太宰府からいえば、あの通りは通古賀自治会になりますかね。で、一番終点のほうは向佐野行政区になります。この行政区のほうからですね、市営土木とかそういうことで

私も要望が上がってきたことがあるのかなというところで確認はしましたけれども、今のところですね、非常にこう、市境ということもあるのだと思います。今のところそういう要望といいますか、は上がってきていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　先ほども回答にもありましたけども、ここは水城西小学校の通学路となっておりましてですね、先ほどは200名を超えるという話だったんですけども、実際は恐らくですね、300名近い児童が来られていると思います。で、まだ増える可能性も今後ありますし、あそこは地元の保護者が毎朝登校指導も行っておりますし、そういう面ではですね、今のところ子どもたちも学校のほうからも１列に並んで登校班で指導するようにという指導もあっておりますので、見た感じはそこまではないかもしれませんけれども、やっぱり車の関係、よく子どもたちがあそこの縁石に乗って遊んでたりですね、遊びながら歩いていったりするものですから、そういう面を考えるとやっぱり危ない面もありますし、一部細いところもありますので、その辺も考えた場合、いずれですね、今歩道は少し整備されておりますけども、もう少しですね、あいた土地もあるようですので、その辺も整備していただきたいなということもありますけれども、これが筑紫野市の市道ということでもございますので、なかなか難しい面もあるかと思いますが、今後ですね、地域の安全・安心という形でですね、あそこの車両の通行また歩行者、で、あそこは自転車も片側しか歩道がないものですから、自転車通行、車と一緒ですからなかなか左側通行すると危ないということもありますし、実際歩道も段差があって、自転車にとっては電柱なり段差があるということで危ない面もありますので、ぜひですね、今後とも筑紫野市と協議をしながら、今度筑紫野市はないという話でございましたけれども、しっかりとまた協議をしていただきたいと思っております。

また、先ほどもですね、芦刈議員の件で副市長のほうから話がありましたけれども、いずれあそこ体育館ができれば、アクセス道路として重要な道路になってきますので、その辺もですね、また今後整備を、先ほどは何か計画があると、私の間違いかもしれませんが、計画があるという話をお聞きしましたが、そういう計画はあるのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（橋本　健議員）　副市長。

○副市長（平島鉄信）　ＪＲ太宰府駅とともにあの周辺のまちづくりを考えた場合に、ＪＲの太宰府駅というのはあの地域だけのものじゃなくて太宰府全体の西側の玄関口の駅ということでございますので、そのまちづくりの中には、天満宮のほう、太宰府方面のほう、あるいはあの周辺を見きわめた場合には、やっぱりあの道も拡幅あるいは新しいまちづくりの中にも含めたような形で計画をしなければなりません。そういう意味で言ったわけでございまして、それがまちづくりの中の区画整理になるのか、あるいはその中の計画をして違う方法でつくるのかというのは別でございますけども、必要性をですね、先ほど言いましたように日本通運の歩道をつ

くったのも、太宰府市はやる必要あるのですよということで、あそこの市民の方あるいは筑紫野市のほうにも呼びかけをしたような形でつくっておりますので、ぜひともいつか実現させたいなと。そういうことで、計画路線はありませんが、そういう計画を持っておりますということでございます。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員。

○１番（陶山良尚議員）　筑紫野市の市道ということで、大変、何度も言いますが、難しい状況はあるとは思いますけれど、先々のことも考えまして、その辺しっかり、またお願いをしたいと思います。最終的に私もですね、こういうことは市道とわかっておりましたので、この質問に対しては要望という形でですね、最後にお願いしたいなと思っておりまして、ここをですね、筑紫野市側がするということで、なかなかですね、拡幅するとしても住宅が密集していたり、いろんな難しいことも考えますので、なるべく本市からしたらですね、強い形でぜひ筑紫野市側に要望していただき、実際に杉塚の住民の方も学校に通ってあったりするわけですから、その辺しっかりですね、協議をしていただいて、今後太宰府市の安全・安心のために大事な道路の一つとして考えていただいてですね、整備していただくことを要望、お願いしまして、この質問終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本　健議員）　１番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

次に、12番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告の内容につき質問いたします。

さて、先日、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定しました。日本人として誇らしく、前回同様すばらしい祭典になることを期待しています。過去、本市の関係としては、観光協会会長でもある不老安正さんがクレー射撃で1998年のソウルオリンピックに出場されたのを初め、出身者として2004年アテネオリンピック競泳女子金メダリストの柴田亜衣さん、2008年北京オリンピックソフトーボール日本代表で同じく金メダリストの藤本索子さんがおられます。今後、開催までの期間を通じ、ますますスポーツ全体に対する注目と関心が高まり、各種スポーツの競技人口が増えていくと考えられます。

さて、本市におけるスポーツの振興支援に関しては、生涯学習課が所管となり、体育協会、スポーツ推進委員、よか倶楽部、各自治会などの協力のもとに進められていると思います。私も長年社会体育にかかわってまいりましたが、近年、担当係の業務が多岐にわたり、出先での仕事も大変多いようです。現在、生涯学習課は３係とスポーツ振興財団の担当で構成されていますが、スポーツ振興係についてはそろそろ課へ格上げし、今後に備えるべきではないかと考えます。この件については、過去にも多くの議員が指摘、提案されましたが、最近では平成23年12月議会の一般質問における当時の橋本議員の質問に対し、市は、機構改革による課への格上げの件については、スポーツ、健康、福祉と総合的な市民の健康増進を図るセクションな

ども含め検討していくと回答されています。その後の検討結果についてお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　本市におけますスポーツの振興につきまして、市長からということでございますけれども、組織配置に関することでございますので、私のほうから回答させていただきます。

現在、市内では数多くの個人や団体がいろいろな形でスポーツに親しんでおられ、また小・中学校のクラブ活動なども盛んに行われております。さらに、先ほど議員申されましたように2020年の東京オリンピック開催が決定され、今まで以上に市民のスポーツに対する関心は高まるものと思っております。このように、競技スポーツとしての位置づけにも大きな役割がございますが、市といたしましてはそれにとどまることなく、スポーツを通じまして子どもたちの体力向上や高齢者の健康の増進を図ることが重要な課題であると捉えております。

また、体育複合施設の建設や松川運動公園の一般開放など、本市のスポーツ環境は大きく変わりつつあります。このため、スポーツ担当部署の働きといたしましては、子育て支援課、学校教育課、高齢者支援課、保健センターなどの関係課との連携を密にし、市民が気軽に集い、体を動かし、元気で健康的な生活を送っていただくための企画運営、これを的確に行えるような体制にならなければならないと考えているところでございます。特に、これからは少子・高齢化が進む中、スポーツ団体を支援するということだけではなく、広く市民の生きがいや健康づくりといった大きな課題を解決し、生き生きとした生活を送っていただくための一助といたしまして、スポーツ振興の分野が果たす役割はますます重要になってくるものと考えております。今後、体育複合施設の建設にも合わせまして、スポーツ、健康、福祉など総合的な市民の健康増進を図るための重要なセクションとして位置づけ、組織の見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　12番門田直樹議員。

○１２番（門田直樹議員）　ありがとうございます。最初からそういうふうな前向きな回答で、私も後の質問がなかなかやりづらいのですが、一応再質問用意しておりますので、まずスポーツ振興基本計画ですね。今度の総合体育館の基本計画にもありましたけれども、平成21年度の33.9％を平成27年度に40％に持っていくということで目標を掲げてありますね。

先ほど登壇した分で言っておりますが、実際いろいろと役所といいますか、所管のほうとかかわりまして、ざっと見ておってですね、まず小・中学校とか運動公園、たくさんありますが、の開放ですね。実際は指定管理者とか管理人さんがあけるにしても、全体の管理は当然のことながら係がされてあると。それから、今言った北谷、大佐野、歴スポ、水辺の各公園及び体育センターとか南体育館、今度松川運動公園も入りますね、の改修や補修工事ですね、管理から、そこからそこにかかわってくると。これが大変だと。おととしになりますかね、体育セ

ンターの耐震補強工事なども、単に業者が出てやるのではなくて、その前の調査等々から大変な事務量だったとはた目から見ていて思ったわけであります。また、各地区で行われるイベントの支援、体育の日の行事など、よくやっておりますが、そういったところにもたくさんの方がいつも来られてある。で、また、今お話しのありました総合体育館、複合体育施設ですか、どちらでもあれですが、に向けた調査研究が今進んで、これは議会のほうも議論を今進めとるわけですが、ということで大変な、なかなかやっぱり事務量といいますか、仕事量、業務量と思いますが、要は他の部署に応援求めないと仕方ないようなこともあるのではなかろうかということが、現状でですよ、一点。

それから、筑紫地区４市に関してざっと調べたら、大体どこもスポーツ課とかスポーツ振興課とかいろいろあるみたいですが、間違いないですかね。その辺のことをお願いします。

○議長（橋本　健議員）　どなたが。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　今おっしゃるように、スポーツの重要性は各自治体で位置づけられていると思います。係でいいのか、課に昇格すべきがいいのかというのは、先ほど申しました適正な職員配置も考えて、スポーツ課の設置についてはそういう方向で考えていくということでございます。

○議長（橋本　健議員）　12番門田直樹議員。

○１２番（門田直樹議員）　よそがしているかしていないかとか、別に本当はどうでもいいのですけどね。うちはうちのやり方で構いません。ただ、そういうふうな現状をご認識されて、私が言うよりも先に、恐らくはもうそういうふうな方向だというふうな気はいたしております。

ただ、課題としまして、課になってもですね、課になったからそれで問題解決するわけじゃありません。そこからまた新たな次のレベルの目標等も出ると思いますが、例えばよく言われているのが部活動や生涯スポーツへの指導者の派遣、スポーツ推進委員の一時派遣とかじゃなくて継続的な支援ですね。学校教育との問題もありますけれども、そういったところも課が何らかの指導的な立場でやるべきじゃないだろうかとか、あるいは子どもの体力の低下ですね。二極化がよく進んでいると、やる子、やらない子の。そういったところで、いろいろ夏休みの授業とかですね、親子の体力づくりとかもやってありましたが、そういったことも今後は進めていかれると思いますけど、そういったところ、今後の方針ですね、課にしたらさらにそういったことが進められると思いますので、その辺のところ、またその他もし認識等で目標のさらなるものがあればお聞かせください。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（三笠哲生）　今、門田議員もおっしゃいました。私も先ほど答弁でお答えをさせていただきました。市の大きな課題として健康づくりというものがあると捉えております。この健康づくりがそこに目標を掲げておりますところは、医療費の削減とかですね、それから市民の方々の高齢者を筆頭にする生きがいづくりとか、それからコミュニティの増進とか、いろんな

目的がありますので、先ほど答弁させていただきましたように、ただスポーツの振興だけを図るとかですね、競技スポーツの振興を図るということじゃなくて、総合的な健康づくりという視点の中でスポーツが果たす役割は非常に重要なものだと思っておりますので、それを明確にする組織化は必要だということで捉えております。

以上です。

○議長（橋本　健議員）　12番門田直樹議員。

○１２番（門田直樹議員）　ありがとうございます。最初にそういうふうな前向きな方向でいくというお答えいただいておりますので、そう申し上げることないのですが、しかしながらやっぱり重ねて強調しておきたいのは、冒頭登壇した分では体育協会等々の協力のもとにと言いましたけれども、現実には所管の職員さんが入って指導とか支援をしていただいているのが現状であります。体協あたりはここ数年ですね、かなり自前でいろいろ予算から事業からですね、本当にやってきたような部分があるかもしれませんが、なかなかやっぱりそこまでは至っていないと。ましてや、先ほど出た指定管理の件などはですね、本当に、委託から指定管理といいますけれども、実際は細々としたやりとりというのは、担当の職員というのはどうかすると１日、２日、丸々対応しなければいけないようなことがあるとたくさん聞いております。経験もしております。そういうことで、その辺のところの認識はもちろんあるとは思いますが、先ほど言いましたように子育て支援とか健康福祉とか、そういうふうな大きな枠で考えていかれるということで、大変満足しております。

ただ、最後になりますけれども、冒頭、オリンピックというのは大変おめでたいことで、ぜひとも成功したいということで考えていますが、それとは別に、あるいは総合体育館とは別に、これはこれで進めないといけないということを私は考えております。それを申し添えまして質問を終わります。

○議長（橋本　健議員）　12番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、９月27日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会　午後２時37分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

１　議　事　日　程（５日目）

〔平成25年太宰府市議会第３回（９月）定例会〕

平成25年９月27日
午 前 10時 開 議
於　議　事　室

日程第１　議案第66号　市道路線の認定について（建設経済常任委員会）

日程第２　議案第67号　太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）

日程第３　議案第68号　太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）

日程第４　議案第69号　太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第５　議案第70号　太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）

日程第６　議案第71号　太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

日程第７　議案第72号　太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

日程第８　議案第73号　平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について（分割付託）

日程第９　議案第74号　平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について（環境厚生常任委員会）

日程第10　議案第75号　平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について（環境厚生常任委員会）

日程第11　議案第76号　平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について（環境厚生常任委員会）

日程第12　認定第１号　平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第13　認定第２号　平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第14　認定第３号　平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第15　認定第４号　平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第16　認定第５号　平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第17　認定第６号　平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

（決算特別委員会）

日程第18　認定第７号　平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）

日程第19　要望第３号　地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について（総務文教常任委員会）

日程第20　意見書第４号　集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書（総務文教常任委員会）

日程第21　意見書第５号　ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第22　意見書第６号　今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書（総務文教常任委員会）

日程第23　意見書第７号　少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第24　意見書第８号　地方税財源の充実確保を求める意見書

日程第25　議員の派遣について

日程第26　閉会中の継続調査申し出について

２　出席議員は次のとおりである（１８名）

１番	陶山良尚　議員	２番	神武　綾　議員
３番	上　疆　議員	４番	芦刈　茂　議員
５番	小畠真由美　議員	６番	長谷川公成　議員
７番	藤井雅之　議員	８番	原田久美子　議員
９番	後藤邦晴　議員	10番	不老光幸　議員
11番	渡邊美穂　議員	12番	門田直樹　議員
13番	小柳道枝　議員	14番	大田勝義　議員
15番	佐伯　修　議員	16番	村山弘行　議員
17番	福廣和美　議員	18番	橋本　健　議員

３　欠席議員は次のとおりである

なし

４　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻　友治	会計管理者併上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田　徹
総務課長	友田　浩	経営企画課長	濱本泰裕
市民課長	宮原広富美	福祉課長	阿部宏亮

都市計画課長	今村巧児	上下水道課長	石田宏二
教務課長	井上　均	監査委員事務局長	関　啓子

５　職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長	坂口　進	議事課長	櫻井三郎
書　記	白石康子	書　記	松尾克己
書　記	力丸克弥		

再開　午前10時00分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第３回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

表決の方法は、会議規則第69条の規定により起立表決となっておりますが、16番村山弘行議員から腰痛のため挙手による表決の申し出がありました。

挙手による表決を許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１　議案第６６号　市道路線の認定について

○議長（橋本　健議員）　日程第１、議案第66号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長　後藤邦晴議員。

〔９番　後藤邦晴議員　登壇〕

○９番（後藤邦晴議員）　おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第66号「市道路線の認定について」審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路、高雄台45号線です。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査をいたしました。

委員からは、さしたる質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で議案第66号の報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第66号は可決されました。

〈可決　賛成17名、反対０名　午前10時02分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２と日程第３を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第２、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第３、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託された議案第67号及び議案第68号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、この改正は地方税法の一部を改正する法律が平成25年３月30日付で公布され、同法の改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年６月12日にそれぞれ公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、公的年金等に係る個人住民税について特別徴収の方法を見直すもの、及び株式及び公社債等に係る所得に対する課税の見直しによる関係規定の整理を行うものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」、これは本年10月を目途に開放予定の旧国士舘跡地を太宰府市立松川運動公園と位置づけるために条例の一

部改正を行うものです。

改正の主な内容は、運動公園の名称及び位置、体育館、グラウンドの時間、施設使用料などを条項と別表に追加明記するもので、使用料の金額の設定については他の施設と同等にしているとの説明を受けました。

委員からは、体育館の今後の耐震化、補強の計画。グラウンドの使用時間は日没までという提案であるが、松川運動公園の体育館や北谷運動公園のグラウンドと同様に午後９時30分まで開放することは今後可能か。看板、案内板の設置箇所などについて質疑があり、執行部からは、体育館は現在耐震診断中で診断結果は来年２月ごろに出てくる予定である。今、体育館を使用することについては問題なく、今後耐震診断結果をもとに必要となれば耐震改修のための費用積算、改修方法等を総合的に検討していきたい。松川運動公園のグラウンドには夜間照明がないため、今のところは日没までの使用時間としていきたい。公園の看板、案内板設置については今後調整していくなど回答がありました。

さらに、委員からは、体育館の診断結果は来年２月ごろに出る予定との回答であるが、そんなに時間がかかるのか。公共施設として開園するときに耐震診断が終わっていない建物について、その使用を最終的に議会が許可することになるので、要望すれば耐震結果を早く出してもらうことは可能かとの質疑があり、執行部からは、耐震診断はかなり順番待ちがあり、他の施設においても診断に時間がかかっているのは事実である。診断結果を急ぐように要望はしていきたいとの回答がありました。

討論では、安全面を最大限配慮し、耐震診断には専門家の目視を取り入れるなど、少しでも安全性が高いということが市民や議会にも実感できるような形で早急に対応されることを要望するとの賛成討論が１件なされました。

討論を終え、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第67号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時08分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第68号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時09分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４と日程第５を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第４、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」及び日程第５、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長　後藤邦晴議員。

〔９番　後藤邦晴議員　登壇〕

○９番（後藤邦晴議員）　議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」及び議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第69号です。

本案は、水道の普及促進を図るため、平成22年10月１日から本年９月31日までの３年間の期限つきで特例的に減額を行っている加入負担金について、この間の実績等を勘案し、減額期間を平成28年３月31日までの２年半延長するものとの補足説明がありました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号です。

本案は、地方税法の一部改正による延滞金等の利率の見直しにあわせて所要の改正を行うものとの補足説明がありました。

条例案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第69号及び議案第70号についての報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第69号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時13分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第70号「太宰府都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時13分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６と日程第７を一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第６、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第７、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長　小柳道枝議員。

〔13番　小柳道枝議員　登壇〕

○１３番（小柳道枝議員）　環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第71号及び議案第72号について、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、平成25年度税制改正に伴い、地方税法施行令、地方税法施行規則が改正されたことに伴う条例の改正で、上場株式に係る配当所得等の算定方法の見直し、株式等に係る譲渡所得分等の分離課税制度の見直しにより所要の規定の整備がされたとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」審査の内容とその結果をご報告いたします。

本議案は、平成25年度税制改正に伴い、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、延滞金の利率を引き下げることに伴い、条例の延滞金の特例の割合を改正するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第72号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時18分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第72号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時18分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第８　議案第７３号　平成２５年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について

○議長（橋本　健議員）　日程第８、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　各常任委員会に分割付託された、議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、２款１項７目普通財産管理関係費の17節公有財産購入費1,690万円の減額補正、これは松川公共施設、旧国士舘跡地の用地購入について、本年５月10日に平成25年度第１回目の支払いが完了したことに伴い、当初予算額1億7,000万円と支払い額1億5,310万円との差額分を減額し、また地域の元気臨時交付金が交付されたことから、この交付金を用地購入費に充てることとしたため、財源を組み替えるものです。この財源組み替えにより、歳入の18款繰入金、公共施設整備基金繰入金3,000万円の減額、及び21款市債、複合施設整備事業債1億4,000万円の減額を行い、これについては第４表地方債補正にも同額を減額する補正を計上しているとの説明を受けました。

次に、同じく２款１項７目松川公共施設（庁舎分）整備事業費1億4,010万円の増額補正、これは旧国士舘跡地の実習棟を公文書館として、及び教室棟を庁舎機能を持たせた公共施設として活用するために施設改修を行うためのもので、工事設計監理等委託料620万円と工事費用1億3,390万円をそれぞれ計上されています。

工事内容は、部屋の間仕切り設置、内部の壁、床等の補修、電気、防災設備の整備等を行い、公文書館用に書架設置、まほろば号乗り入れのための道路整備、バスセンターの設置工事などであります。また、教室棟の活用については、１階はビジターセンター及び管理事務室、２階には上下水道部門、３階にはコミュニティセンター及びサークル関係の貸し室、４階は文化財資料庫等、５階は会議室として予定しているとの説明を受けました。

次に、２款１項９目基金積立金の25節積立金4億2,900万円の増額補正、これは平成24年度決算により確定した実質収支約9億9,000万円の中から財政調整資金積立金へ積み立てを行うものであります。このほかに所管外ではあるが、２款１項７目の公共施設整備基金積立金及び10款

５項１目の総合運動公園整備事業基金積立金にそれぞれ1億5,000万円を積み立てるため、増額補正を計上しているとの説明を受けました。

また、関連する歳入の補正として19款繰越金、前年度繰越金8億469万5,000円の増額補正が計上されております。

次に、10款５項１目総合体育館建設関係費1,730万円の増額補正、これは総合体育館建設に際し、購入予定地内に設置してある地域気象観測システム、通称アメダスと大気常時監視システム太宰府観測局の移設費用を計上したものであります。

アメダスについては、総合体育館から測定の影響を受けないよう130m以上離して設置する必要があるとのことで、福岡管区気象台と移設候補地を検討、交渉し、その工事費として230万円を予定しているとの説明を受けました。

また、大気常時監視システムについては、システム機器が精密なもののために移設工事費が約1,500万円となり、その分の賠償金については地方債1,290万円を充当するため、21款市債、保健体育施設整備事業債及び第４表地方債補正にも同額の増額補正が計上されております。

歳入の主なものとしましては、10款１項１目の普通交付税5,289万3,000円の増額補正について、これは本年７月23日付で交付決定額を31億5,289万3,000円とする通知を受けたことにより、当初予算額との差額分を計上するものであります。

次に、14款２項５目の総務管理費補助金2億2,300万8,000円の増額補正について、これは国の緊急経済対策として創設された地域の元気臨時交付金制度によるものであります。本市においても、小・中学校のトイレ工事などを前倒しする補正を平成25年３月議会に上程され、承認したところであり、その補正額に見合う交付額として第１次分交付限度額を2億2,300万8,000円とする通知を受けたことにより、その同額を計上するものであります。

また、この交付金の活用については、前述の２款松川公共施設の用地購入費と松川公共施設（庁舎分）整備事業費に1億9,769万円、及び10款松川公共施設（社会体育施設分）整備事業費に2,531万8,000円を充当するとの説明を受けました。

その他、第２表繰越明許費として小・中学校大規模改造事業、第３表債務負担行為補正として、コンビニ収納サービス導入関係費、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債などが計上されております。

審査は、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、補正計上の根拠等について確認を行いました。

補正予算全般の質疑及び意見交換を終え、討論では、他の常任委員会に分割付託されている分も含め、補正予算そのものには賛成するが、松川公共施設についての議会への情報提供をお願いするとともに旧国士舘跡地、教室棟を活用してコミュニティセンターの整備等をこれから進めるに当たっては、関係自治会長等のご意見も取り入れながら使いやすい施設にしていかれることを重ねて要望するとの１件の賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長　後藤邦晴議員。

〔９番　後藤邦晴議員　登壇〕

○９番（後藤邦晴議員）　続きまして、議案第73号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、２款１項７目財産管理費の普通財産管理関係費では、25節の積立金、公共施設整備基金積立金として1億5,000万円が増額補正されております。

これは、公共施設等の計画的な整備促進を図るため、平成24年度の実質収支約9億9,000万円のうち1億5,000万円を積み立てるためのものとの補足説明がありました。

委員からは、複合施設用地の積立金なのか公共施設全般なのかとの質疑があり、執行部からは、公共施設全般の改修等に使用するとの回答がありました。

次に、２款２項３目交流費の国際交流関係費では、７節の賃金、国際交流員、11節の需用費、消耗品費、12節の役務費、仲介手数料、14節の使用料及び賃借料、国際交流員住宅賃借料、18節の備品購入費、国際交流員備品として63万9,000円が増額補正されております。

これは、現在おられます国際交流員の方が一身上の都合により本年中の退職を希望されておられますことから、国際交流員の交代に係る費用を補正するものとの補足説明がありました。

委員からは、市が１つの部屋を継続して借りられないかなどの質疑があり、執行部からは、扶餘郡から推薦された国際交流員の事情を勘案し、その時々で適切な物件を探したいとの回答がありました。

次に、６款２項２目林業管理費の荒廃森林再生事業関係費では、13節の委託料、整備作業委託料として348万8,000円が増額補正されております。

これは、平成25年度当初予算策定時に間伐整備面積15haを予定していたが、昨年12月に内山、北谷地区で事業説明会を行い、所有者と約25haの協定書の締結ができたことから、福岡県に対して交付金の交付申請を行い、交付決定がなされたため、増額計上するものとの補足説明がありました。

委員からは、交付金の範囲は増えているのかなどの質疑があり、執行部からは、国の緊急経済対策などで新しい事業も増えているとの回答がありました。

次に、７款１項３目消費者行政費の消費者啓発関係費では、11節の需用費、消耗品費、印刷製本費として300万円が増額補正されております。

これは、地方消費者行政活性化基金の平成25年度交付要綱が確定し、交付決定がなされたので増額計上し、街頭啓発で使用するソフトメッシュフリーケース及び悪質商法の啓発冊子を購入するためのものであるとの補足説明がありました。

委員からは、悪徳商法の被害状況などの質疑があり、執行部からは、８月末の相談件数が約120件となっているが、大きな被害はあっていないとの回答がありました。

次に、７款１項４目観光費の観光宣伝関係費では、11節の需用費、消耗品費、印刷製本費として33万7,000円が増額補正されております。

これは、太宰府ゆかりの人物である黒田官兵衛のＰＲを行い、観光客の誘致を図るための宣伝法被やのぼり、黒田官兵衛啓発パンフレットを製作するためのものであるとの補足説明がありました。

委員から、製作時期や配布場所などについて質疑があり、執行部からは、１月のＮＨＫ大河ドラマ放映前のできるだけ早い時期に製作し、市役所初め各公共施設、太宰府館、観光案内所等での配布を予定しているとの回答がありました。

次に、８款１項１目土木総務費のその他の施設管理費では、15節の工事請負費、臨時工事、調整池しゅんせつ工事として3,600万円が増額補正されております。

臨時工事費は、観世音寺の松ヶ浦池の堤体改修工事と水城の塚口池の余水吐け改修工事で、松ヶ浦池は堤体の老朽化により漏水をしている状況で、今年度から２年間補助金をもらい改修を行っていくもので、今年度は堤体の一部分の45mの工事を予定していたが、斜樋、底樋の工事も含めて105mを同時に施工するものであります。

塚口池は、豪雨時に堤体を越えて水があふれるため、余水吐けを１カ所増設し、大雨時の排水改良を行うものであります。

また、調整池しゅんせつ工事は、緑台の調整池で現地の測量調査をしたところ、池の土砂及び汚泥の量が非常に多かったために補正するものとの補足説明がありました。

委員から質疑はありませんでした。

次に、８款２項２目道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修関係費では、13節の委託料、工事設計監理等委託料、15節の工事請負費、臨時工事として1,500万円が減額補正されています。

委託料は、北谷の北谷口橋の工事設計監理等委託料で、北谷口橋の改修については筑紫野・古賀線の４車線化の完成前に架け替えを検討していたが、橋梁長寿命化の点検結果では早急な対応は必要なく、架け替えを行わなくなったため、減額補正するものであります。

臨時工事は、北谷の村下道線で、今年度に用地の寄附、登記が完了し、工事に着手するために補正をするものとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

続きまして、歳入の補正として、15款２項５目農林水産業費県補助金の荒廃森林再生事業交

付金として348万8,000円が増額補正されております。

これは、歳出の荒廃森林再生事業関係費の委託料に充当するものであるとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

次に、15款２項６目商工費県補助金の消費者行政活性化基金事業補助金として300万円が増額補正されております。

これは、歳出の消費者啓発関係費の需用費に充当するものであるとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

次に、18款１項１目基金繰入金の公共施設整備基金繰入金として3,000万円が減額補正されております。

これは、当初の財源を地域の元気臨時交付金に組み替えるものであるとの補足説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

以上、歳出、歳入の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長　小柳道枝議員。

〔13番　小柳道枝議員　登壇〕

○１３番（小柳道枝議員）　次に、議案第73号の環境厚生常任委員会所管分についてご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、３款１項２目老人福祉費の高齢化社会対策費546万9,000円の増額補正、まず19節地域介護・福祉空間整備事業費補助金535万5,000円は、県の介護基盤緊急整備補助金に基づき地域密着型サービス事業所の整備を要する費用について補助をするものであり、今回グループホーム１カ所がこの補助制度を利用して設備の改修を実施することになり、県より内示を受けたので予算を計上するものであります。

財源については、介護基盤緊急整備補助金として歳出と同額の535万5,000円が歳入に計上されております。

次に、23節低所得者特別対策事業費補助金精算返還金11万4,000円は特別養護老人ホーム入所者のうち低所得者に対して事業所が負担金などを軽減している場合に事業所に対して補助する制度であります。低所得者特別対策事業費補助金が平成24年度において申請がなく、予算が執行されなかったことによる補助金の返還分を計上するものであります。

次に、４款１項２目保健予防費の予防接種関係費120万円の増額補正、これは全国的な風疹の流行、胎児に対する先天性風疹症候群の予防の要望が高まっていることから、妊娠を希望する女性及びその配偶者に対し風疹の予防接種費用の一部として5,000円を助成するものであります。

委員のほうから、予算の算出の根拠、助成実施の時期などについて質疑がなされ、執行部より、他市の接種率の状況等を参考に算出いたしておりますとのこと、助成については４月にさかのぼり助成することを考えているとの回答がありました。

次に、４款２項２目塵芥処理費のごみ減量推進費132万5,000円の増額補正、これは生ごみのリサイクル、また食物の循環を子どもたちに実感してもらい、環境教育の素材として活用してもらうことを目的に小学校給食の残渣の堆肥化に取り組むため、生ごみ堆肥化装置を設置する事業の予算であります。今年度は、太宰府東小学校、南小学校の２校の既存のごみ置き場を活用して設置する予定でありましたが、衛生管理上などの理由により設置場所の一部変更が生じましたことから追加工事が必要となったため、増額補正をするものであります。

財源については、環境基金繰入金として歳出と同額の132万5,000円が歳入に計上されております。

委員のほうから、できた堆肥のその後の処理などについて質疑があり、執行部より、学校内の花壇とか環境整備、子どもたちの循環の教育の素材に使っていただきたいということで学校のほうに渡しているとの説明を受けました。

次に、第３表債務負担行為補正、福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債（平成23年度最終処分場用地費）と同事業債（平成24年度造成工事費）２件、これは本年５月に組合が借り入れを行いました1億3,420万円のうち太宰府市負担分2,120万5,000円を追加計上いたしております。起債の借り入れについては、県の同意年度ごとに分ける必要があることから、平成23年度同意分として用地費取得費分、平成24年度同意分として造成工事費分と分けて計上するものであります。

償還期間は平成39年度、金利については５年ごとに見直しをする契約のため、利子分の額が確定していないことから、限度額の欄につきましては元金と利子に相当する額という表記になっているとの説明を受けました。

そのほか、審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で議案第73号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

４番芦刈茂議員。

○４番（芦刈　茂議員）　議案第73号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第３号）」に反対する立場から討論させていただきます。

松川公共施設について、６月議会補正予算フェンス施工等で7,500万円、９月議会補正予算庁舎分施工施設改修工事で1億3,390万円が計上されました。９月５日の私の1億3,390万円の支出についての質問で、庁舎分工事等2,231㎡、５階の間仕切り等の工事と実習棟を市史資料室に改修する工事分としての説明でした。私は国士舘キャンパス跡地の活用で太宰府市のスポーツ活動、生涯教育活動、環境対策など、いろんな分野で恐らく太宰府にとって100年に一回の大きなチャンスが訪れたと考え、買い入れに賛成しました。しかし、執行部は公共施設の再配置という狭い視点でしか考えていないようです。近隣の他の都市ならば市民も加わった審議会をつくり、市民に開放し、活用提案を募集したはずです。なぜ民間活力の活用で広く民間からの活用策を求めないのでしょうか。なぜお金を生み出す事業に取り組まないのでしょうか。「歴史とみどり豊かな文化のまち」第五次太宰府市総合計画には、時代の潮流として４、新しい公共、６、環境と共生する社会を上げています。まちづくりの理念として協働のまちづくり太宰府らしさを生かしたまちづくりを基本的な考え方としています。そのまちづくりの大きな実験する場として国士舘キャンパス跡地はあるのではないでしょうか。市民とともに考え、ともにつくるまちづくりという考えに私は大賛成です。しかし、私の質問に対して市民に開放して見てもらう予定はない、市民の提案は求めないという回答でした。それでも、私の市民と一緒に見せてほしいという提案は残念ながら受け入れられませんでした。協働のまちづくりというのは市民と一緒に取り組むのではなく、都合のいいところで市民を利用するということなのでしょうか。1,339万円ではなく1億3,390万円です。この金額はとても大きいものです。６月補正分と合わせるなら2億2,000万円を超える金額が国士舘跡地に投入されることになります。補正ではなく、きちんとした年間契約で国士舘キャンパス跡地の利用は進められるべきではないでしょうか。国士舘跡地利用は市民とともに考え、ともにつくるまちづくりの大きな実験の場だと考えます。残念ながら今の進み方には賛成できませんので、補正予算には反対いたします。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成16名、反対１名　午前10時48分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第９から日程第１１まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第９、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」から日程第11、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長　小柳道枝議員。

〔13番　小柳道枝議員　登壇〕

○１３番（小柳道枝議員）　環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第74号から議案第76号について、その審査の内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」及び議案第75号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」は関連がございますので、一括して審査を行いました。

今回の補正は、納税者の利便性と納期内収納率の向上のため、曜日を問わず24時間身近なコンビニエンスストアでの国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料のコンビニ収納について来年４月からサービス開始をするための導入関係費の債務負担行為を追加するものとの説明を受けました。

議案第74号、議案第75号ともに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第74号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第75号につきましても委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」審査を行いました。

今回の補正は、国県支払基金の精算に関するもので、精算返還金は歳出、追加交付金については歳入で計上し、差し引きの余剰分については前年度繰越金を足して基金に積み立てるというもので、歳入歳出それぞれに2,299万7,000円を計上するものであります。

次に、債務負担行為補正として介護保険料についても来年４月からコンビニ収納サービスを開始することに伴い、導入関係費を追加計上するものであります。

委員のほうから、コンビニ収納についての導入費がそれぞれの特別会計で違うことの理由について質疑があり、執行部より、対象者数の違いにより納付書の印刷、電算委託料など金額が変わってきているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第76号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第74号から議案第76号の報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第74号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時53分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第75号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第１号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時54分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、議案第76号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午前10時55分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１２から日程第１８まで一括上程

○議長（橋本　健議員）　お諮りします。

日程第12、認定第１号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18、認定第７号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果につきまし

て、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第１号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第２号から認定第７号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、９月３日の本会議初日に市長の提案理由説明、及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、９月20日及び24日の２日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対し改めてお礼申し上げます。

市長の提案理由説明では、平成24年度は前年度より市税や地方交付税等の一般財源収入が減少する中、国、県の補助金を初め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めたという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第１号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の一般会計決算額は、歳入総額225億8,219万6,000円、歳出総額212億2,309万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は13億5,910万3,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源3億6,621万6,000円を差し引いた実質収支額についても、9億9,288万7,000円の黒字決算となっております。なお、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては7,066万6,000円の赤字決算となっています。一般会計における市債現在高は、平成24年度末では199億1,795万9,000円であり、前年度より2億329万8,000円減少しています。また、経常収支比率は90.6％で、前年度に比較して0.3ポイント改善しており、年々改善は見ら

れるものの、まだまだ厳しい状況であります。執行部にあっては、この厳しい財政状況の中ではありますが、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう強く要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第１号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第２号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額71億5万2,000円、歳出総額77億6,417万5,000円で、歳入歳出差し引き6億6,412万3,000円の赤字決算となっております。このため、この歳入不足は平成25年度繰上充用金で全額補填されています。また、実質単年度収支額も1億6,131万6,000円の赤字となっています。歳入の基礎となります国民健康保険税を見てみますと、現年課税分の収入率は94.05％で、前年度に比較しますと0.08ポイント低下しており、保険税収入総額は前年度に比べ0.2％、326万5,000円の減となっています。また、収入未済額は4億7,690万7,000円で、前年度に比べ0.5％の減となっております。歳入において、前期高齢者交付金が前年度に比べ34.6％、4億8,638万1,000円の増となっているものの、歳出において、歳出総額の63.5％を占める保険給付費や後期高齢者支援金、共同事業拠出金が増加しております。国保会計は７年連続の赤字決算であり、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われます。医療費節減に効果のあるジェネリック医薬品の使用促進や生活習慣病の予防など、医療費の適正化に向けた取り組みにより一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第２号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第３号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額10億1,071万2,000円、歳出総額9億6,003万5,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,067万7,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字決算となっています。また、単年度収支額も523万2,000円の黒字となっています。後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年度から創設された特別会計でありますが、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第３号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第４号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額40億8,523万4,000円、歳出総額40億8,247万7,000円で、実質収支額は275万7,000円の黒字決算となっております。しかしながら、単年度収支額では1,883万3,000円の赤字となっています。また、地域包括支援センターの

直営化に伴い、平成21年度に創設された介護サービス事業勘定においては、歳入総額2,746万8,000円、歳出総額2,041万5,000円で、実質収支額は705万3,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額も216万6,000円の黒字となっています。保険事業の歳出総額の94.2%を占める保険給付費については、太宰府市の高齢化率が23.4%となっている現状からも今後も増加していくものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第４号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第５号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成24年度の決算額は、歳入総額630万円、歳出総額586万円で、実質収支額は44万円の黒字決算となっておりますが、単年度収支額では383万3,000円の赤字となっています。収入未済額は9,316万1,000円で、前年度と比較して0.2%増加しております。この収入未済額は、主に貸付金の未回収によるものであり、その回収率は1.9%となっています。今後とも滞納解消に向けて、さらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第５号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第６号「平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成24年度の年間総給水量は525万8,881㎥で、前年度に比べ1.7%の増となっており、有収率については93.6%、行政区域内人口に対する給水人口普及率は前年度に比べ0.5ポイント増の81.2%となっております。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の伸びによる給水収益や加入負担金は増加したものの、受託工事収益がなかったことなどにより、前年度に比べ0.6%減の11億7,599万5,000円となっています。

支出総額については、松川３号配水池移転工事に伴い２つの配水池を撤去したことにより資産減耗費の大幅な増加により、前年度に比べ10.3%増の12億475万円となっています。この結果、平成24年度は2,875万5,000円の純損失が生じておりますが、この不足する額は前年度繰越利益剰余金から補填されています。

次に、資本的収入及び支出において、収入総額は主に工事負担金が減少したことにより、前年度に比べ5.4%減の2億5,873万7,000円となっています。

支出総額は、主に配水施設費の増により、前年度に比べ43.9%増の10億5,840万1,000円となっています。この資本的収支での不足額7億9,966万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、経営基盤安定のため、平成22年10月から加入負担金の減額措置、

また平成23年度からはコンビニ収納や隔月検針を開始されるなど、経営努力がなされております。今後とも、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第６号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第７号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成24年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.5％増の617万907㎥となっています。また、行政区域内人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.1ポイント増の96.3％となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は下水道使用料が増加したものの、営業外収益の他会計補助金の減少により、前年度に比べ3.2％減の15億7,266万7,000円となっています。

支出総額は支払い利息の減少などにより、前年度に比べ1.3％減の12億9,107万2,000円となっています。この結果、当年度の純利益は前年度に比べ11.2％減の2億8,159万5,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は、建設改良のための企業債、国庫補助金などの増加により、前年度に比べ9.9％増の6億7,795万1,000円となっています。支出総額は、平成23年度の繰越事業である奥園雨水管渠築造工事の建設改良費の増加などにより、前年度に比べ7.0％増の14億5,288万4,000円となっています。この資本的収支での不足額7億7,493万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第７号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第１号から認定第７号までの平成24年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第１号「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

７番藤井雅之議員。

○７番（藤井雅之議員）　「平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論いたします。

討論に入ります前に、一般会計、各特別会計、企業会計への追加資料の要求に対応いただきましたことに御礼申し上げます。

既に特別委員会でも同会派の神武議員が具体的な内容で討論もしており、前年度と比較しても福祉、子育て支援の分野において進展している政策があるということは認めますし、私もうれしく思います。しかし、次の２つの理由から平成24年度の決算認定には反対を表明いたします。

まず、人権政策関連で運動団体への補助金が支出されていることと、当初予算の際に生活実態調査を行うことを理由に反対しており、その決算認定でありますので、それを認めることはできません。私からも改めまして新たな差別が生むことのないよう今後施策を作成していただくことを要望いたします。

次に、特別会計との関係では、国保会計への中で繰上充用の金額が年々増加をしてきています。市町村国保の運営が平成28年度いっぱいまで行われ、その後は新たな国保の運営が都道府県単位で行われていく見通しにもなっておりますが、国保会計への一般会計からの法定外の繰り入れの検討を早期にしていただきたいということも重ねて要望させていただき、以上の２つの理由から提案されております平成24年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定については本会議におきましては同会派の２番神武綾議員とともに反対することを述べまして、討論を終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第１号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、認定第１号は認定されました。

〈認定　賛成15名、反対２名　午前11時13分〉

○議長（橋本　健議員）　ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩　午前11時14分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

再開　午前11時30分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第２号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第２号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、認定第２号は認定されました。

〈認定　賛成17名、反対０名　午前11時30分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、認定第３号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第３号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、認定第３号は認定されました。

〈認定　賛成17名、反対０名　午前11時31分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、認定第４号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第４号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、認定第４号は認定されました。

〈認定　賛成17名、反対０名　午前11時31分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、認定第５号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第５号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、認定第５号は認定されました。

〈認定　賛成17名、反対０名　午前11時32分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、認定第６号「平成24年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第６号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、認定第６号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定　賛成17名、反対０名　午前11時33分〉

○議長（橋本　健議員）　次に、認定第７号「平成24年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第７号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、認定第７号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定　賛成17名、反対０名　午前11時33分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１９　要望第３号　地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議長（橋本　健議員）　日程第19、要望第３号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

要望第３号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託された要望第３号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

この要望は、各市議会から国に意見書を提出するよう全国市議会議長会から依頼があり、さきの議会運営委員会にて当委員会に審査付託すべきものと決定したものです。

委員からの質疑、意見、討論はなく、採決の結果、要望第３号については委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、要望書に添付されている意見書の参考例文をもとに意見書の内容について協議を行いました。その結果、要望事項の２、地方税源の充実確保等についてに国保会計に対して国の補助を引き上げるという項目を(8)として追加し、その他については添付された例文どおりの内容とすることに決定しました。この意見書については委員会提出議案として、本日、本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

要望第３号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、要望第３号は採択することに決定しました。

〈採択　賛成17名、反対０名　午前11時36分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２０　意見書第４号　集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第20、意見書第４号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

〔５番　小畠真由美議員、17番　福廣和美議員　退場〕

○１２番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託された意見書第４号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、集団的自衛権の行使に関しては、賛成反対、いろんな意見があるところであるが、賛成意見の中でも改憲は憲法第96条の規定に則って行うべきとするものもある。この意見書は、解釈改憲を行うべきではないという内容のものであることを改めて申し添えるとの補足説明を受けました。

委員から、質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第４号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　これで報告を終わります。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○１２番（門田直樹議員）　私は委員長でありまして、審議に関してちょっと意見を差し控え、また採決にも加わっておりませんので、ここで討論させていただきます。

意見書第４号「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」について反対の立場から討論いたします。

意見書第４号、また意見書第５号、６号もそうですが、今まさに国政の重大事として取り組みがされているところであり、予断をもって正否を断じるのはいかがなものかと、まずそう思います。

所属政党の指示、方針に従い、あるいはそれぞれの判断でこういった発議をなされること自体は尊重しますが、これらは複雑かつ流動的な問題であり、もし地方議会として議論し一定の結論を出すというなら、全議員で相当長期間、長時間の審議が必要であります。時間的な制約もあるとは思いますが、まずは議会運営についてご提案されてはいかがでしょうか。

また、意見書第４号に与党の勝利と民意との間にはねじれがあることを自覚すべきであるとありますが、与党・自民党は防衛、ＴＰＰ、消費税に対し、問題から逃げず、政策を訴えて国民の支持を得たのではなかったのでしょうか。ねじれや乖離は多くの民意ではなく、政府・与党と対立する側にあるのだと思います。

さて、「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書」についてですが、先日安倍首相はニューヨークで安全保障政策をテーマに演説し、愛する国を積極的平和主義の国にしようと決意していると強調されました。首相は、公海上での具体的ケースを取り上げ、現行憲法解釈の問題点を指摘、また国連平和維持活動に従事する他国の部隊が攻撃されても自衛隊の部隊は応戦できないことにも言及し、いかに対処すべきか、私たちは今真剣に検討していると説明されました。集団的自衛権の解釈に関してはさまざまな議論がありますが、共通して言えるのは、現行では国際貢献に限界があること、我が国の安全保障のかなめである日米同盟維持に支障があること、離島防衛、サイバーテロ、シーレーンへの対応など、課題が多いことが指摘されています。これらを受け、本年２月に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が約５年ぶりに再開されました。年内にも報告書をまとめる方針とされています。まずは、この報告を受け、精査して議論すべきではないでしょうか。戦前と現代は同一ではありません。私は安倍首相のいかなる憲法解釈も国民の生存や国家の存立を犠牲にするような帰結となってはならないとの考えに賛成であり、また現在安保法制懇の結果待ちであることから、この意見書第４号には反対します。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第４号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、意見書第４号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成８名、反対７名　午前11時42分〉

〔５番　小畠真由美議員、17番　福廣和美議員　入場着席〕

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２１　意見書第５号　ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第21、意見書第５号「ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託された意見書第５号「ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、ＴＰＰ参加について国民的議論は行われていないが、実際交渉に入ってしまった。一番大きな問題はその交渉過程が全く情報公開されないことで、その中で関税撤廃が決められていくことは国民生活にとって非常に大きな影響を与える。この意見書を提出し、国に再考をお願いするものであるとの補足説明を受けました。

委員からの質疑、意見はなく、討論では、意見書中の規制緩和21分野の中には、公共調達、いわゆる公共事業の部分も含まれている。ＴＰＰ加盟後には規定された基準額以上の公共調達についてＴＰＰ加盟国へ市場が開放され、入札に当たっての文書等は全て英語を基準とするということが仮に本当に行われることになると、地域経済へもたらす影響、自治体がこれまで築き上げてきたもの等が根本から崩れ去るという懸念があり、これを認めることはできないとする賛成討論が１件なされました。

討論を終え、採決の結果、意見書第５号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○１２番（門田直樹議員）　意見書第５号「ＴＰＰ交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書」について反対の立場から討論します。

環太平洋経済連携協定交渉においては、関税撤廃による域内貿易の自由化だけでなく、投資

や知的財産権をめぐるルールなど、関税以外の分野を含め包括的な協定づくりが行われています。交渉は全体的には難航しているようですが、合意に向けて進展している分野もあるようです。我が国は、得意とする工業製品の関税撤廃を相手国に求めていくでしょうが、日本が農産品を守ろうとすれば、相手国が乗用車などで高い関税を残そうとする可能性も高いと思われます。自民党などが米や麦、牛、豚、乳製品及びサトウキビなどの甘味資源作物を重要５項目と位置づけていますが、これらを除いてもまだ自由化率は低く、今後関税撤廃品目を絞り込むための国内調整とともに農業の競争力強化及び支援策や市場開放で打撃を受ける分野の支援策の具体化を急ぐ必要があります。反面、工業製品だけでなく新興国のインフラ整備など日本勢の受注機会が増える効果も期待され、さまざまなメリット、デメリットがあると思います。

先日、ワシントンでのＴＰＰ主席交渉官会合から帰国された鶴岡主席交渉官は、今後の交渉を政治レベルで進めていくための基盤の整備に成功した、また７月からＴＰＰ交渉に参加した日本について、完全に対等な立場で交渉に参加するところまで来ていると評価されました。

10月上旬には、ＴＰＰ閣僚会合並びに首脳会合が開かれ、大筋合意の実現ないしは年内妥結を目指した議論の方向性が打ち出されます。

意見書第４号でも申しましたが、議論に関してはそれぞれの段階があり、一定の結論や集約が目前にあるなら、まずそれを受けて検討すべきです。協定にみずからの意思で加入した以上、最後まで国益を追求し、国民の代弁を行うべきで、ここに至って即時脱退せよという主張は到底理解できません。

以上のとおり、意見書第５号については反対をいたします。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第５号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本　健議員）　少数起立です。

よって、意見書第５号は否決されました。

〈否決　賛成７名、反対10名　午前11時47分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２２　意見書第６号　今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第22、意見書第６号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託された意見書第６号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員からは、意見書内にもあるようにアベノミクスで若干景気がよくなってきたような感はあるが、あくまで円安の影響によるもので、私たちの生活にはまだそれが反映されていないように思う。この意見書は消費税の引き上げは決定事項であるが、来年４月からの引き上げについてはもう少し景気の動向を見て延ばすべきであるという内容であるとの補足説明を受けました。

質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第６号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があっていますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○１２番（門田直樹議員）　意見書第６号「今秋の消費税率引き上げ決定に反対する意見書」について反対の立場で討論します。

報道によると帝国データバンク福岡支店が25日発表した九州、沖縄の企業意識調査で消費増税が実施された場合は60.3％が悪影響と回答した。ただ、昨年７月の前回調査より9.6ポイント減少しており、同支店は景気回復が進んでいるため業績への懸念がやや弱まったと分析しているとありました。消費税率引き上げで最も懸念されるのが景気への悪影響と低所得者への負担増です。政府・与党は来年４月からの消費税率引き上げに備え、今月末にまとめる経済対策として賃上げなどで人件費を３％以上増やした企業の法人税を軽減する方針を固めました。適用条件を現在の５％以上から緩和して企業の賃上げの動きを後押しするとのことです。また、税率引き上げに伴って低所得者に現金を配る簡素な給付措置の概要を固め、住民税非課税世帯約2,400万人に対し、１人当たり１万円から1万5,000円を支給、また住宅購入者への現金給付、中小企業向け政策減税の拡充や設備投資減税が検討されています。少子・高齢化で社会保障費が膨らみ続ける中、財政が破綻しないよう国民全体で負担を分け合うぎりぎりの選択肢が消費税の増税であり、苦渋の決断であると考えます。

次に、意見書２項目めの労働法制の規制緩和や非正規雇用の拡大への歯どめをかけ、安心な

雇用制度を確立し、消費や暮らしを支える政策を実施することについてですが、厚生労働省は労働者派遣の規制を大幅に見直すなど、改善を行っています。また、消費や暮らしを支える政策については、まさにそれを掲げてさきの選挙が戦われ、与党・自民党が国民の信を得たのではないでしょうか。

以上のことから、意見書第６号には反対します。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第６号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本　健議員）　少数起立です。

よって、意見書第６号は否決されました。

〈否決　賛成６名、反対11名　午前11時52分〉

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２３　意見書第７号　少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第23、意見書第７号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　総務文教常任委員会に審査付託された意見書第７号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員からは、この意見書は昨年も同じものを議会に提出し可決いただいた。今回は新しい政権に対しても意見書を提出すべきと判断し、再び提案させていただくものであるとの補足説明を受けました。

委員からの質疑、意見はなく、討論では、意見書の中身に対して異論はないが、政権がかわったということで毎年のようにこの意見書を提出するのは反対であるとする反対討論が１件なされました。

討論を終え、採決の結果、意見書第７号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本　健議員）　報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

５番小畠真由美議員。

○５番（小畠真由美議員）　意見書第７号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を提出することについて反対の立場から討論をいたします。

教育の原点と言うべきものは子どもの幸福であります。意見書の内容はその方向性においては私も考えを同じくするものでありますから、今日まで堅実かつ誠実に同意見書に賛成をしてまいりました。昨年９月定例議会におきまして原案可決され、意見書の提出がなされたことは周知のとおりでございます。昨年提出された意見書と同じ内容、要望でございます。

そして、文中にございます昨年義務標準法が改正されというところは、平成23年に義務標準法が改正されたこと、この訂正もつけ加えたいと思います。

以上の理由から、段階的な推移を見ていくべきだと考え、あえて同意見書を提出することに至らないと考えるものでございます。

○議長（橋本　健議員）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第７号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本　健議員）　多数起立です。

よって、意見書第７号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成９名、反対８名　午前11時55分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２４　意見書第８号　地方税財源の充実確保を求める意見書

○議長（橋本　健議員）　日程第24、意見書第８号「地方税財源の充実確保を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長　門田直樹議員。

〔12番　門田直樹議員　登壇〕

○１２番（門田直樹議員）　意見書第８号「地方税財源の充実確保を求める意見書」、この意見書につきましては、さきの要望第３号についての要望書の採択によるものです。

太宰府市議会会議規則第13条第２項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出します。

提出者は総務文教常任委員長門田直樹。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「地方税財源の充実確保を求める意見書」。

地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

１、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1)地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2)特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3)財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4)依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5)地方公務員給与の引き下げを前提として平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

２、地方税源の充実確保等について。

(1)地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を５対５とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2)個人住民税は、その充実確保を図るとともに地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的な税源控除を導入しないこと。

(3)固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については現行制度を堅持すること。

(4)法人住民税は均等割の税率を引き上げること。

(5)自動車重量税及び自動車取得税は代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6)ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7)地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

(8)市町村国民健康保険事業特別会計の国の補助を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本　健議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第８号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本　健議員）　全員起立です。

よって、意見書第８号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決　賛成17名、反対０名　午後０時00分〉

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２５　議員の派遣について

○議長（橋本　健議員）　日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２６　閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本　健議員）　日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出があっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（橋本　健議員）　以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成25年太宰府市議会第３回定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本　健議員）　異議なしと認めます。

よって、平成25年太宰府市議会第３回定例会を閉会します。

閉会　午後０時02分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成25年11月26日

太宰府市議会議長　　橋　本　　健

会議録署名議員　　長谷川　公　成

会議録署名議員　　藤　井　雅　之